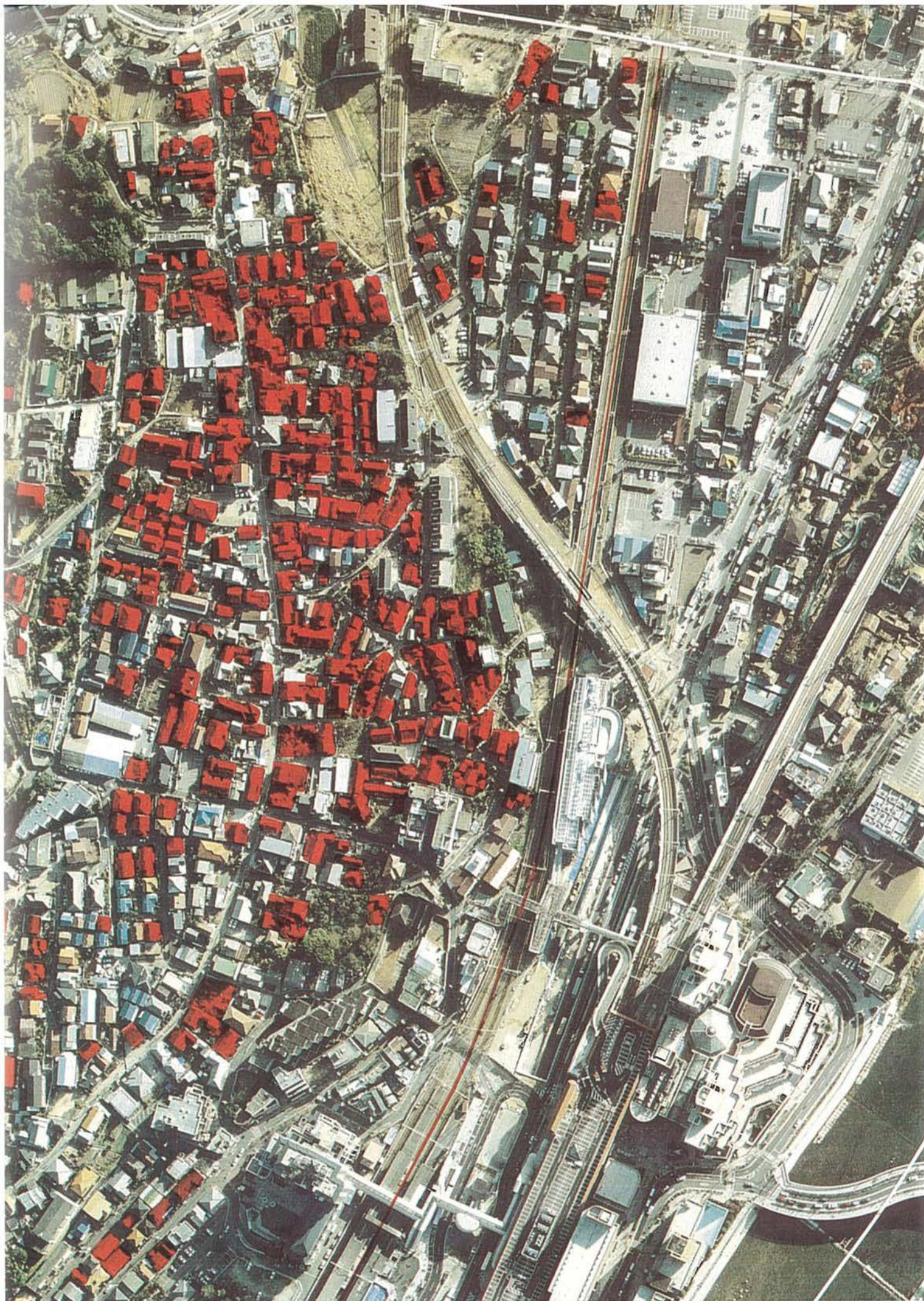


# 応急対策の実施 **3**





震災直後の空撮写真

赤く塗りつぶした所は、倒壊及び大きな損壊家屋 青く見えるのは、雨よけのためのビニールシート。(川面3・4丁目付近)





大きな被害を受け解体される長尾中学校の校舎



ガスの復旧工事（伊子志4丁目）



自衛隊による家屋解体（売布2丁目）



転石の撤去作業（宝塚唐櫃線）





避難所での炊き出し（宝塚第一小学校）



給水車には長蛇の列が（仁川小学校）



自衛隊による炊き出し



全国から救援物資が届く



オーガスタよりおもちゃが届く



自衛隊家屋解体終了式





市役所市民ホールは救援物資でいっぱい



市災害対策本部



野坂建設大臣視察



避難所（美座小学校）



震災1ヶ月後の黙禱

長野県湯田中温泉より湯が届けられる



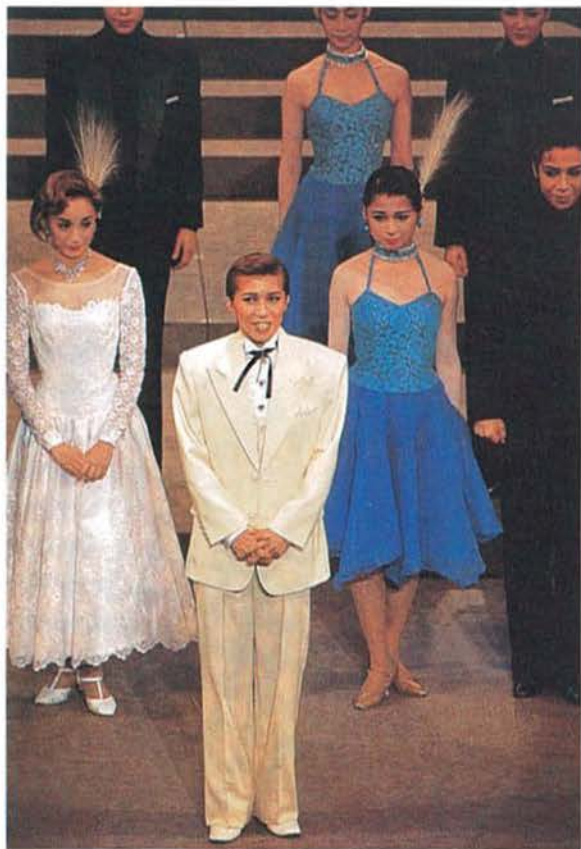
久しぶりに出会った友だち



子どもたちの記録作り



青空の下、元気に巣立った卒業生（良元小学校）



タカラヅカ再開。公演を終え挨拶をする安寿ミラさん





合同慰霊祭（1995年3月5日）



皇太子殿下・同妃殿下が避難所を慰問

仮設住宅  
（高司4丁目）





# 第3章 応急対策の実施

## 1 災害対策本部の設置

### (1) 災害対策本部対策部長の初動活動

21世紀を担う若人の成人式も終わり、松の内も開け正月気分も一掃し、本格的に市民サービスにと心新たにしていた矢先の平成7年1月17日（火）の早朝・5時46分、突然の物凄い横揺れと、立て揺れがするや停電し、真っ暗やみの中でドスンというタンスらしきものの倒れる音、ガチャーンという人形のケース等の割れる音……がする中で言葉にならない声を発しながら起き上がろうとしたが、どうしても起き上がれなかった。

我に返り、自分自身に落ち着かなければだめと心に言い聞かせ、市長、助役に電話をするも通じず、一刻も早く市役所に行かなければと防災センターに電話を入れる。

薄明かりの中、はやる気持ちを押さえ、異様な振動を身体に受けながら、車のヘッドライトを点滅させて走り、市役所に6時頃に着いた。

### (2) 宝塚市災害対策本部の設置

午前6時をもって「災害対策本部」を設置する旨を伝えるため、市長、両助役に電話するも通じない。震災を氣遣って早朝に出勤した職員と当直警備員の協力を得て、ひっきりなしに鳴る電話の対応にあたった。

午前6時30分、助役からの電話が入り午前6時に災害対策本部設置の了解を得、「災害対策本部」を庁舎グランドフロアーに設置した。

9時過ぎ、正司市長が出勤し陣頭指揮をとるとともに、市立病院他、救急指定病院が負傷者を収容できなくなったと本部に連絡が入り、総合体育館に臨時の診療所を設けた。

また、亡くなられた方の仮安置所を武道館とし、本格的な活動が始まった。

被災地の状況がテレビの映像で、全国に伝えられたこともあり、午前10時頃からさらに、災害対策本部の電話は鳴りっぱなしとなった。

### (3) 宝塚市災害対策本部会議

第1回の災害対策本部会議を開いたのが1月17日12時50分で、本部員からの被害状況等の報告を受け、ただちに災害対策本部長の指揮のもと、本部員に対し、地域防災計画の事務分担に基づく任務を確実に遂行するよう指示されるとともに、各部に対し様々な指示がだされたのである。

以後、災害対策本部会議が3月31日まで延べ27回開かれ、①被害状況の確認、②応急復旧事業の進捗状況の報告、③今後の応急対策の方針等が決定された。

### (4) 宝塚市災害対策本部の活動

応急対策としてやらなければならないことは山ほどある。まず、人命救助を最優先として、職員の動員と建設業協会への救助要請、市民及び関係機関等から情報収集とその対応、避難所の状況把握、自衛隊への応援要請、救助物資の受け入れとボランティアへの対応、飲料水の供給など次々と緊急を要する業務ばかりである。

この緊急を要する業務の対応に追われ、災害対策本部とその各部門の職員は不眠不休の活動を続けた。

以降、5月21日の避難所を閉鎖するまでの間、24時間体制で対策本部窓口を開設し、各部局の本部業務やプロジェクトを組んだ被災証明の発行及び家屋の公費解体等の業務が続いた。

### 宝塚市災害対策本部条例

昭和38年6月21日

条例第17号

(趣 旨)

第1条 この条例は災害対策基本法（昭和36年法律



第223号) 第23条第6項の規定に基づき、宝塚市災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組 織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

2. 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
3. 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

( 部 )

第3条 災害対策本部長は、必要があると認めるときは、災害対策本部に部をおくことができる。

2. 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。
3. 部に部長をおき、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当る。
4. 部長は部の事務を掌理する。

(委 任)

第4条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

付 則

この条例は公布の日から施行する。

### 宝塚市災害対策本部設置要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、宝塚市災害対策本部条例(昭和38年条例第17号)第4条の規定にもとづき、災害対策本部(以下「本部」という。)の設置および運営について必要な事項を定めるものとする。

(本部の設置)

第2条 本部は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「法」という。)第23条の規定により、市の区域に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、特にその対策又は防災の推進を図る必要があると認めるときに設置する。

(組 織)

第3条 本部は、本部長、副本部長、本部員およびその他の必要な職員をもって組織する。

2. 本部長は、市長がこれにあたる。
3. 副本部長は、助役、収入役をもってあてる。

4. 本部員は、市長事務部局の部長、病院長、消防長、教育長、水道事業管理者、議会事務局長をもってあてる。

5. 市長は、前項に定めるもののほか、必要と認めるときは、市長事務部局の職員のうちから本部員を任命することができる。

(本部会議)

第4条 本部に本部会議を置く。

2. 本部会議は本部長、副本部長および本部員をもって構成し、本部長がこれを招集する。
3. 本部会議は、次の事項についてその基本方針を決定する。

- (1) 災害予防に関すること。
- (2) 災害応急対策の実施ならびに調整に関すること。
- (3) 配備態勢の決定に関すること。
- (4) その他本部長が必要と認めること。

4. 本部の庶務は、総務部総務課において行なう。

(活動および組織)

第5条 災害活動は、別表のとおり部、班を置き、それぞれの活動にあたる。

(配備態勢)

第6条 本部員は、本部長の命令にもとづき、次の各号の区分による配備態勢をとらなければならない。ただし、本部長の命令がない場合にあっても、その状況に応じてその配備態勢をとることができる。その場合は、ただちにその旨を本部長に報告しなければならない。

(1) 第1号配備(水防指令第2号の場合とする)  
災害発生のおそれがあるが、その時刻、規模等推測困難な段階および小規模の災害が発生した場合において、少数の人員を配置して主として情報連絡にあたる態勢。

(2) 第2号配備(水防指令第3号の場合とする)  
中規模の災害の発生が予想される段階および中規模の災害が発生した場合において、所属職員の1割から5割までの人員を配置し、防災活動にあたる態勢。

(3) 第3号配備  
大規模の災害の発生が予想される段階および大規模の災害が発生した場合において、所属職員全員を配置して防災活動にあたる態勢。

2. 本部員は、前項の規定にもとづき所属職員を配



置したときは、直ちにその人員を本部長に報告しなければならない。

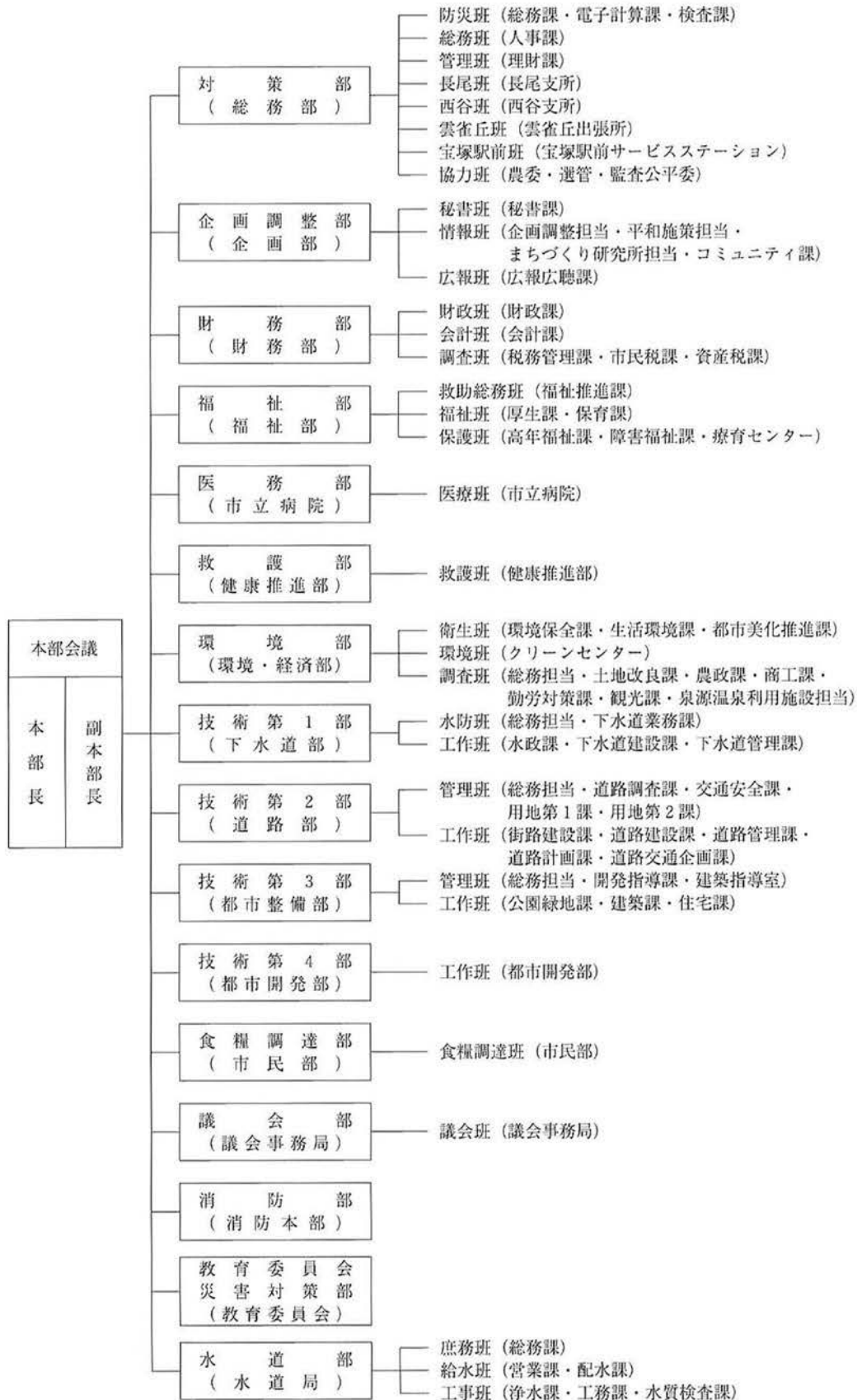
(雑 則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の活動に関し必要な事項は、その都度本部長が定める。

### (5) 宝塚市対策本部の組織等

1月17日午前6時災害対策本部対策部長（総務部長）の出勤後、直ちに災害対策本部を設置するとともに、全職員を配備する体制を敷いた。

災害対策本部組織図





宝塚市災害対策本部及び水防本部設置に関する事務分担表

部 長	班 長	事 務 分 掌
対 策 部 (総務部長)	防 災 班 (次 長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害対策本部の設置及び閉鎖に関する事。</li> <li>2. 本部会議に関する事。</li> <li>3. 配備体制その他災害対策本部長命令の伝達に関する事。</li> <li>4. 避難勧告に関する事。</li> <li>5. 気象情報の収集及び伝達に関する事。</li> <li>6. その他災害応急対策全般の調整に関する事。</li> <li>7. 水防本部設置時における技術第1部水防班への協力に関する事。</li> <li>8. 各部の対策実施状況の把握に関する事。</li> <li>9. 被害状況及び対策実施状況の記録及び参考資料の収集に関する事。</li> <li>10. 県本部その他関係機関への報告、連絡に関する事。</li> <li>11. 災害に関する議会との連絡に関する事。</li> <li>12. 各部各班への連絡調整に関する事。</li> <li>13. 民間団体への協力要請に関する事。</li> <li>14. 災害に関する文書の浄書印刷及び取受発送に関する事。</li> </ol>
	総 務 班 (人 事 課 長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 職員の動員配置に関する事。</li> <li>2. 配置に関する各部との連絡に関する事。</li> <li>3. 労務者の雇用に関する事。</li> <li>4. 給与に関する事。</li> </ol>
	管 理 班 (理 財 課 長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 電話電信及び交換手の確保に関する事。</li> <li>2. 災害対策の配車計画及び運行に関する事。</li> <li>3. 市有財産の被害のとりまとめに関する事。</li> <li>4. 応急資材及び物資等の調達に関する事。</li> </ol>
	長 尾 班 (支 所 長) 西 谷 班 (支 所 長) 雲 雀 丘 班 (出 張 所 長) 宝 塚 駅 前 班 (所 長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 所管区域の災害情報の収集及び連絡に関する事。</li> <li>2. 所管区域における各部の活動への協力に関する事。</li> </ol>
	協 力 員 班 (農 業 委 員 会) (選 挙 管 理 委 員 会) (監 査 ・ 公 平 委 員 会) (事 務 局 長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 他部への協力に関する事。</li> </ol>
企 画 調 整 部 (企画部長)	秘 書 班 (秘 書 課 長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害視察者及び見舞者の応援に関する事。</li> <li>2. 本部長、副本部長の被災地視察に関する事。</li> </ol>
	情 報 班 (企 画 調 整 担 当 主 幹)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 隣接都市の相互応援協力及び他機関との重要な渉外に関する事。</li> <li>2. 避難命令勧告その他市民に対する必要事項の伝達に関する事。</li> </ol>
	広 報 班 (広 報 広 聴 課 長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 報道機関との連絡及び災害公報に関する事。</li> <li>2. 災害状況の写真記録に関する事。</li> </ol>
財 務 部 (財務部長)	財 政 班 (財 政 課 長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害に関する予算措置に関する事。</li> <li>2. 国県からの災害関係資金に関する事。</li> </ol>
	会 計 班 (会 計 課 長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 救助資金及び見舞金の出納に関する事。</li> <li>2. 災害に関する物品(用品等)の払出に関する事。</li> </ol>



部 長	班 長	事 務 分 掌
財 務 部 (財務部長)	調 査 班 (市 税 担 当 参 事)	1. 人家の被害調査に関すること。 2. 調査部への応援連絡に関すること。
福 祉 部 (福祉部長)	救 助 総 務 班 (福 祉 推 進 課 長)	1. 災害救助対策全般の調整に関すること。 2. 日赤等社会福祉団体への連絡に関すること
	福 祉 班 (厚 生 課 長)	1. 被災証明書の発行に関すること。 2. 災害救助法に関すること。 3. 社会福祉施設の被害調査及び応急対策に関すること。 4. 応急物資及び食糧の配分に関すること。 5. 応急食糧の調達に関すること。 6. 応急たき出しに関すること。
	保 護 班 (高 年 福 祉 課 長)	1. 避難誘導及び避難者の救出移送に関すること。 2. 避難所の設営管理に関すること。 3. 収容避難者の世話及び調査に関すること。 4. 避難者及び遭難者の名簿作成並びに氏名の掲示に関すること。
医 務 部 (病院長)	医 療 班 (副 院 長) (事 務 局 長)	1. 負傷者、その他被救助者の応急医療に関すること。 2. 医薬材料の調達供給に関すること。 3. 救急患者収容に関すること。 4. 救護所における救護に関すること。
救 護 部 (健康推進部)	救 護 班 (総 務 担 当 主 幹)	1. 現地医療班との連絡調整に関すること。 2. 応援、救護に関すること。 3. 医療関係機関との連絡及び出動要請に関すること。
環 境 部 (環境・経済部長)	衛 生 班 (環 境 経 済 部 参 事)	1. 死体の搜索及び埋火葬に関すること。 2. 防疫に関すること。 3. 行政無線の活用による全般的な被害調査に関すること。
	環 境 班 (ク リ ー ン セ ン タ ー 所 長)	1. 災害による一般廃棄物の収集及び処理に関すること。 2. 清掃業者との連絡に関すること。 3. 衛生班への応援協力に関すること。
	調 査 班 (次 長)	1. 公共土木施設の被害調査に関すること。 2. その他の被害調査に関すること。 3. 他部への応援協力に関すること。
技 術 第 1 部 (下水道部長)	水 防 班 (次 長)	1. 応急土木資材の確保に関すること。 2. 災害資材庫の管理に関すること。 3. 水防本部設置及び閉鎖に関すること。 4. 配備体制その他水防本部長命令の伝達に関すること。 5. 自動車の借上、人夫の招集、記録に関すること。
	工 作 班 (次 長)	1. 公共下水道等の水路の情報収集に関すること。 2. 山崖情報の収集に関すること。 3. 公共下水道等の損壊の応急措置に関すること。 4. 山崖くずれの応急措置に関すること。
技 術 第 2 部 (道路部長)	管 理 班 (次 長)	1. 道路情報の収集に関すること。 2. 通行止及び危険の掲示工作に関すること。 3. 資材等の輸送に関すること。 4. 技術第3、第4部との連絡調整に関すること。
	工 作 班 (道 路 整 備 室 長)	1. 応急防備工作に関すること。 2. 発生災害の応急工作に関すること。
技 術 第 3 部 (都市整備部長)	管 理 班 (開 発 指 導 課 長)	1. 住宅造成等開発行為箇所を巡視し、被害状況を調査報告すること。 2. 被害宅地、危険宅地等応急措置に関すること。



部 長	班 長	事 務 分 掌
技術第3部 (都市整備部長)	工 作 班 (次 長)	1. 市営住宅の被害調査及び応急対策に関する事 2. 応急仮設住宅の予定地計画及び応急対策に関する事 3. 災害住宅の緊急対策に関する事。 4. 応急仮設住宅の建設に関する事。
技術第4部 (都市復興部長)	工 作 班 (宝塚駅前再開発室長)	1. 技術第1部との連絡調整及び協力に関する事。
食糧調達部 (市民部長)	食 糧 調 達 班 (市 民 部 次 長)	1. 応急食糧(従事者)の調達に関する事。 2. 福祉部への応援協力に関する事。
議会部 (議会事務局長)	議 会 班 (次 長)	1. 議会の災害対策活動のための情報の収集及び連絡に 関する事。 2. 議会の災害調査活動の補佐に関する事。
消 防 部 (消 防 長)		1. 水、火災等の災害防御及び警戒に関する事。 2. 災害に関する警報の伝達に関する事。 3. 消防器材に関する事。
教育委員会 災害対策部 (教 育 長)		1. 宝塚市教育委員会災害対策要綱に定める事項
水 道 部 (水道事業管理者)	庶 務 班 (事 務 担 当 次 長)	1. 各部団体との連絡に関する事。 2. 諸資材の調達に関する事。 3. 被害地との応急連絡に関する事。
	給 水 班 (事 務 担 当 次 長)	1. 被害地への応急給水に関する事。
	工 事 班 (技 術 担 当 次 長)	1. 浄送水施設の被害状況調査に関する事。 2. 配給水施設の被害状況調査に関する事。 3. 浄送水施設の応急復旧計画に関する事。 4. 配給水施設の応急復旧計画に関する事。 5. 緊急送配水工事に関する事。 6. 水質検査に関する事。

## (6) 職員の出勤状況

宝塚市地域防災計画では、突発的に災害が発生し、勤務時間外に緊急に班員を召集するときは、本部長の命に基づき、本部長⇒各部長⇒各班長⇒各班員の順序で伝達する。この伝達方法は、電話、電報その他速やかに行われる方法による。

ただし、緊急事態発生の場合は、各課長以上の職員は状況判断し伝達がなくとも自発的に登庁することになっている。

平成7年1月17日(火)午前5時46分、震度6の地震があったと発表されたので、「全市防災指令第3号」が適用され全職員出勤体制に入った。しか

し、交通機関をはじめライフラインは全て途絶、そのうえ市職員家族の死亡したほか、家屋の損壊を含め被災した職員も多数あり、十分な職員数の確保が困難であった。

このような状況のなかで、1月17日の職員の出勤状況は次のとおりであった。

### ① 市職員、消防の出勤体制

1月17日 職員出勤状況

(市立病院の医師・看護婦除く)

9時現在 2,041人中914人出勤 (出勤率45%)

17時現在 2,041人中1,219人出勤

(出勤率60%)



② 消防本部（上記に含む）

9時現在 215人中157人出勤（出勤率73%）

17時現在 215人中197人出勤（出勤率92%）

(7) 職員の配備体制

震災当日は午後10時まで全員配備した。長期化の対応に備え夜間は、2分の1体制から12分の1へと漸次減らし、また避難所に宿泊職員を配備した。

(8) 他団体からの応援職員受入状況

他都市からの応援職員は、震災当日から北は北海道、南は鹿児島県に至るまで全国の都道府県及び市町から延べ3,449人（平成7年1月17日～3月31日）に及んだ。

主な業務として、倒壊家屋廃材搬送や被災証明発行業務等であった。（次頁表参照）

職員の配置体制

日 時	9時～17:15	9時～22時	17:15～20時	17:15～9時	22時～24時	24時～9時
1/17	全員配備	884名			1/2 557名	1/6 414名
1/18	全員配備		1/2体制			20時～9時 1/6 278名
1/19   1/20	〃		〃			〃
1/21   1/22	(土・日) 1/2体制			1/6体制		
1/23   1/26	全員配備			1/6体制		
1/27	〃					
1/28   1/29	1/2体制			1/12体制 + 避難所 宿泊職員		
1/30   2/2	全員配備			70名 + 避難所 宿泊職員		
2/3	〃			40名+避難所 宿泊職員		
2/4 2/5	1/2体制			〃		

※各対策班で業務がある場合は残業等に対応



災害復旧等に係る他団体からの応援職員受入状況 (1/17~3/31)

団体名	期間	延人数	担当部	業務内容
北海道	3/13~3/31	38人	福祉部	援護資金貸付事務等
札幌市	1/31~2/3	20人	都市整備部	応急危険度判定調査
栃木県	2/1~3/22	100人	福祉部	被災証明発行、援護資金事務等
栃木市	2/2~2/11	65人	福祉部	被災証明発行事務
東京都文京区	2/1~3/1	29人	都市整備部	建築確認審査、現地調査
府中市	2/1~2/5	35人	市民部	避難所への食糧等物資搬送
	2/23~3/31	73人	環境経済部	倒壊家屋廃材搬送及びダンプ積み込み等
東村山市	2/20~3/11	74人	環境経済部	倒壊家屋廃材搬送及びダンプ積み込み等
厚木市	1/25~2/2	18人	都市整備部	応急危険度判定調査
群馬県	4/10~4/28	30人	福祉部	被災証明発行事務
新潟県	2/6~3/21	88人	福祉部	援護資金貸付事務等
上越市	1/28~3/27	445人	環境経済部	倒壊家屋廃材搬送及びダンプ積み込み等
長野市	2/21~3/2	10人	都市整備部	建築確認審査、現地調査
諏訪市	3/3~3/13	22人	福祉部	高齢者安否確認
伊那市	3/3~3/12	10人	都市整備部	建築確認審査、現地調査
	3/3~3/13	9人	都市整備部	宅地防災相談、指導業務
塩尻市	2/21~3/2	22人	福祉部	高齢者安否確認
更埴市	2/24~2/27	8人	福祉部	高齢者安否確認
岐阜県医療団	1/20~1/29	53人	健康推進部	避難所の巡回診療
名古屋市	1/25~1/30	12人	都市整備部	応急危険度判定調査
豊田市	1/28~1/31	33人	環境経済部	倒壊家屋廃材搬送及びダンプ積み込み等
安城市	1/28~1/31	12人	環境経済部	倒壊家屋廃材搬送及びダンプ積み込み等
滋賀県湖東町	2/5~2/28、3/6~3/15	136人	福祉部	日赤義援金支給事務
京都府	1/22~1/24、1/26~2/2	44人	都市整備部	応急危険度判定調査
	1/30~2/17	22人	下水道部	下水道施設災害調査、設計
京都市	1/23~1/24、1/26~2/2	32人	都市整備部	応急危険度判定調査
宇治市	2/2	1人	都市整備部	応急危険度判定調査
城陽市	2/6~2/10	5人	下水道部	下水道施設災害調査、設計
井手町	2/14、2/15、2/17	3人	下水道部	下水道施設災害調査、設計
精華町	2/13、2/16	2人	下水道部	下水道施設災害調査、設計
大阪府	1/25~2/3	20人	都市整備部	応急危険度判定調査
	1/30~3/31	305人	道路部	公共土木施設災害復旧事業査定設計書作成
	1/26~2/16	37人	下水道部	下水道施設災害調査、設計
	3/13~3/16	8人	都市整備部	既設改良住宅災害復旧事業査定準備
大阪市	1/27~2/2	21人	都市整備部	応急危険度判定調査
高槻市	1/26~2/3	45人	環境経済部	ごみ収集運搬業務
松原市	1/26~1/27	10人	環境経済部	ごみ収集運搬業務
和泉市	1/26~1/27	10人	環境経済部	ごみ収集運搬業務
藤井寺市	1/26~1/27	10人	環境経済部	ごみ収集運搬業務
大阪狭山市	1/26~1/27	6人	環境経済部	ごみ収集運搬業務
能勢町	1/19~2/10	69人	市民部	避難所への食糧等物資搬送



団体名	期 間	延人数	担 当 部	業 務 内 容
河 南 町	2/11、2/12、2/18、2/25	24人	市 民 部	避難所への食糧等物資搬送及びコーヒーサービス
奈 良 県	2/1～2/16	75人	下 水 道 部	下水道施設災害調査、設計
和 歌 山 県	3/13～3/16	4人	都市整備部	既設改良住宅災害復旧事業査定準備
島 根 県	2/6～3/29	104人	福 祉 部	援護資金貸付事務等
岡 山 県	2/11～3/30	144人	福 祉 部	被災証明発行、援護資金等
岡 山 市	2/11～3/30	43人	福 祉 部	被災証明発行、援護資金等
倉 敷 市	2/11～3/30	33人	福 祉 部	被災証明発行、援護資金等
津 山 市	3/1～3/5	5人	福 祉 部	被災証明発行、援護資金等
総 社 市	3/1～3/5	5人	福 祉 部	被災証明発行、援護資金等
備 前 市	3/16～3/20	5人	福 祉 部	被災証明発行、援護資金等
玉 野 市	3/21～3/25	5人	福 祉 部	被災証明発行、援護資金等
鹿 児 島 県	2/27～3/11	38人	福 祉 部	被災証明発行、援護資金等
鹿 児 島 市	2/10～2/18	27人	福 祉 部	被災証明発行、援護資金等
鹿 屋 市	3/13～3/17	10人	福 祉 部	被災証明発行、援護資金等
名 瀬 市	3/19～3/24	10人	福 祉 部	被災証明発行、援護資金等
川 内 市	3/27～3/31	10人	福 祉 部	被災証明発行、援護資金等
姫 路 市	3/13～3/31	38人	福 祉 部	援護資金貸付事務等
相 生 市	2/13～3/27	82人	環 境 経 済 部	倒壊家屋廃材搬送及びダンプ積み込み等
	2/11～2/20	10人	福 祉 部	高齢被災者対応
豊 岡 市	1/28～1/31	32人	環 境 経 済 部	倒壊家屋廃材搬送及びダンプ積み込み等
	2/12～2/15	4人	福 祉 部	高齢被災者対応
加 古 川 市	1/20～1/22	30人	健康推進部	避難所の巡回診療 (加古川市民病院)
龍 野 市	2/1～3/30	108人	環 境 経 済 部	倒壊家屋廃材搬送及びダンプ積み込み等
西 脇 市	1/24～1/31	24人	環 境 経 済 部	ごみ収集運搬業務
	1/24～1/26	27人	健康推進部	避難所の巡回診療 (西脇市民病院)
三 田 市	1/27～2/3	16人	環 境 経 済 部	ごみ収集運搬業務
	2/1～3/26	162人	市 民 部	避難所への食糧等物資運送搬送
加 西 市	1/20	8人	健康推進部	避難所の巡回診療 (加西市民病院)
	1/21～1/27	14人	環 境 経 済 部	ごみ収集運搬業務
	2/12～2/20	9人	福 祉 部	高齢被災者対応
家 島 町	3/14～3/17	4人	福 祉 部	高齢被災者対応
夢 前 町	2/21～3/2	9人	都市整備部	宅地防災相談、指導業務
	3/22～3/24	3人	福 祉 部	高齢者安否確認
福 崎 町	3/18～3/19、3/27～3/29	7人	福 祉 部	高齢者安否確認
揖 保 川 町	2/21～3/2	20人	福 祉 部	高齢者安否確認
	3/3～3/13	22人	都市整備部	宅地防災相談、指導業務
太 子 町	3/27～3/30	8人	福 祉 部	高齢者安否確認
佐 用 町	3/22～3/24	6人	福 祉 部	高齢者安否確認
山 崎 町	3/20～3/24	10人	福 祉 部	高齢者安否確認
一 宮 町	3/22～3/23	4人	福 祉 部	高齢者安否確認
千 種 町	3/20、3/22	2人	福 祉 部	高齢者安否確認

団体名	期間	延人数	担当部	業務内容
香住町	3/6～3/8	6人	福祉部	高齢者安否確認
出石町	1/30～2/8	20人	下水道部	下水道施設災害調査、設計
村岡町	2/2～2/4	6人	福祉部	高齢被災者対応
山南町	2/13～2/14、2/16～2/17	4人	都市整備部	建築指導行政窓口相談、現地調査
今田町	1/22～2/3	26人	環境経済部	ごみ収集運搬業務
	1/30～3/31	61人	道路部	公共土木施設災害復旧事業査定設計書作成
篠山町	1/21～2/3	22人	環境経済部	ごみ収集運搬業務
兵庫食糧事務所	1/21～2/3	36人	市民部	避難所への食糧等物資搬送
県立尼崎病院	1/20～1/22	24人	健康推進部	避難所の巡回診療
県立塚口病院	1/20～1/23	16人	健康推進部	避難所の巡回診療
北摂整備局	1/25～1/31	7人	都市整備部	建築指導行政窓口相談、現地調査
社土木事務所	1/28～1/30、2/2～2/23	25人	都市整備部	建築指導行政窓口相談、現地調査
浜坂土木事務所	1/30～2/1	3人	都市整備部	建築指導行政窓口相談、現地調査

## 2 被災者に対する救援・救助活動

### (1) 災害救助法の適用

災害時において国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に応急的に必要な救助を行い、災害にかかった者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的に災害救助法が定められている。この法律による救助は、都道府県知事が、政令で定める程度の災害が発生した市町村の区域（指定都市にあっては当該市の区域又は、当該市の区の区域）内において行うこととされている。このたびの震災はこの基準を遙かに越えた比較にならない大災害であったので、兵庫県では1月17日12時、神戸市を皮切りに、被害の把握が可能となった市町から順次10市10町の指定を行った。

宝塚市では、地域防災計画により、災害の事態が急迫して同法に基づく知事による救助の実施を待つことができないときは、市長がみずから救助に着手するものとなっており、兵庫県が救助法発動を通知して来るまでもなく、本震災に市の全組織を挙げて取り組むこととし、午前6:00対策本部を設置した。

同法の救助の種類は、

1. 収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与
2. 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
3. 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
4. 医療及び助産
5. 災害にかかった者の救出
6. 災害にかかった住宅の応急修理
7. 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
8. 学用品の給与
9. 埋葬
10. 前各号に規定するものの外、命令で定めるもの

と定められており、その本質は、

#### ① 災害に際しての応急救助

・災害に際して生活必需品の欠乏、住居の喪失等に悩む被害者に対する応急的、一時的な救助であり、災害復旧対策や生活困窮者に対する生活保護と性格を異にする。

#### ② 災害にかかった者の保護と社会秩序の保全が目的

・個人の基本的生活権の保護と全体的秩序の保全



が救助の二大目的である。

③ 国の責任において行われる

・災害は大規模なものであり、救助は国が行うべきものとされ、都道府県知事は、国の機関として救助の実施に当たる。

④ 地方公共団体、日本赤十字社その他の団体、国民の協力の下に行われる。

とされている。また、救助の実施機関については、

① 救助の実施については都道府県知事に全面的に委任

・国の責任で救助は行われるが、都道府県知事が国の機関として救助の実施にあたる。そのための義務（救助計画、救助組織、基金設置）と権限（医師等の従事、近隣協力依頼、病院・旅館・飲食店の管理・使用、物資の取用・保管）が付与される。

② 知事は救助の実施に関する権限の一部を市町村長に委任

・知事は救助の実施を迅速に行うため、事前に市町村長に対しその権限の一部を委任することができる。各種の強制権の行使、従事・保管命令等の委任は認められない。となっている。

兵庫県においては、「市町長に権限を委任する規則」で災害救助法による救助の種類のうち、宝塚市では

1. 避難所の設置
2. 応急仮設住宅の供与
3. 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
4. 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
5. 医療及び助産
6. 災害にかかった者の救出
7. 災害にかかった住宅の応急修理
8. 学用品の給与
9. 埋葬
10. 死体の搜索及び処理
11. 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

が市長に委任を受けていた。

しかし、1月17日付で「市町長に権限を委任する規則」の一部改正を行い、今回の地震災害に限り、広域にわたるものについては、知事がこれを行うこ

ととなった。ただし、災害救助の実施の権限を市町長に委任できるのはあくまで一部であり、具体的な救助の程度、方法、期間は厚生大臣の承認を受け、都道府県知事がこれを定めることとなっている。また厚生大臣が過去の例から承認の基準（一般基準）を設定しているものは、知事がこの基準にしたがって程度、方法、期間を定める場合は大臣の承認があったものとして取り扱うことができるが、災害の種類、態様によって一般基準で救助の万全を期すことが困難な場合はその都度、厚生大臣に協議して個々に基準を定める（特別基準）こととなる。

このたびの救助においては、被害の程度が大変大きいため、期間について特別基準が各項目で認められた。さらに程度、方法についても避難所設置、応急仮設住宅の供与、食品の給与で認められた。

(2) 救出・救助・情報・消火活動

① 救助活動の概要

東西両署の救助隊2隊をはじめ警防隊は、各受持区域内の生き埋め現場へ出動し消防団、警察、市民とともに救助活動を行った。

木造家屋の倒壊においては、チェーンソーやジャッキ等の資機材が役立ったが、その数量は不足していた。コンクリート造りのビルの崩壊は1件発生したが、要救助者はなかった。しかし、エレベーター内の閉じ込めには4件出動し、4人を救出した。

建物構造別救助活動状況

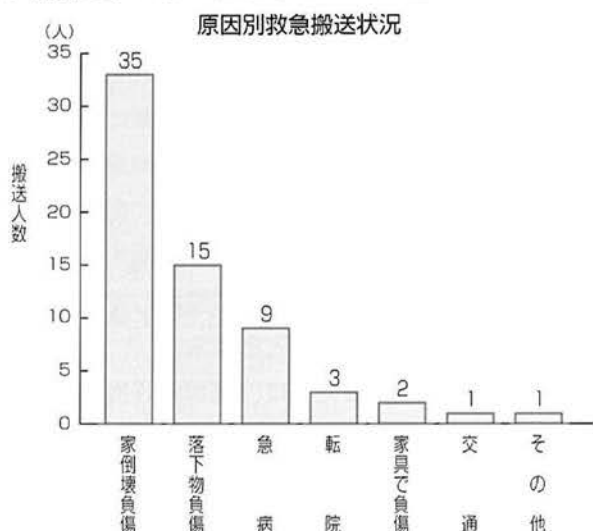
区 分		木 造	コンクリート造	計
件 数		43	7	50
救 出 人 員	無 傷 者	10	4	14
	負 傷 者	20	0	20
	死 者	29	0	29
	計	59	4	63
消 防 隊	延出動車両	74	8	82
	延出動人員	323	31	354

② 救急活動の概要

地震発生直後から、救急要請が殺到し、17日中には64件の出動をした。これは、通常の5～6倍の件数であった。また、電話回線の不通、混乱により消防署近辺からの駆け込み通報が目立った。

しかし、通信指令室勤務員の判断で軽症者と思わ

れる事案については、近くの病院を紹介し、自力対応させた。さらに、予備の救急車による救急隊1隊を増強し、5台の救急車で対応した。



時間別救急出動状況

時間別	件数	時間別	件数
05:46~06:00	1	15:00~16:00	4
06:00~07:00	7	16:00~17:00	1
07:00~08:00	4	17:00~18:00	1
08:00~09:00	5	18:00~19:00	0
09:00~10:00	9	19:00~20:00	2
10:00~11:00	8	20:00~21:00	1
11:00~12:00	8	21:00~22:00	3
12:00~13:00	2	22:00~23:00	5
13:00~14:00	1	23:00~24:00	1
14:00~15:00	1	計	64

### ③ 情報活動の概要

地震発生直後は、通信係員が4名で対応したため119番の受信順に消防隊及び救急隊を出動させた。

したがって、多数の車両が災害現場で活動を展開したため、無線が輻輳し、出動隊の的確な情報が掴めなかったが、5時58分に消防本部災害対策本部を設置し情報班による的確な情報収集に努め、緊急度の高い災害情報を選別し、消防隊に出動指令すると共に情報の把握に努めた。

また、大阪ガス、関西電力、水道局等のライフライン関係の正確な情報による的確な情報収集がスムーズにできたため、市民からの問合せの処理が適切に行えた。

特に、水道が断水してから早期に人工透析を受け入れてくれる病院を調査し把握していたため、市内

及び市街の病院からの問合せに対して、100パーセント紹介できた。

また、17時ごろからは、非番員及び毎日勤務者等で班編成を行い、市内の道路状況や溜池等の調査を実施し、情報収集を行った。

### ④ 消火活動

#### ア 消防体制

##### i 人員・車両

宝塚市消防本部の職員数は215名であり、そのうち本部職員を含む毎日勤務者は35名で、隔日勤務者は180名であり、消防車両は合計41台保有している。また消防団員数は、191人で、消防車両は12台保有している。詳細は下表と次頁に示すとおりである。

消防職・団員定数の推移 平成7年1月17日現在

区分	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
消防隊	200	199	201	205	209	215
消防団	191	191	191	191	191	191

##### ii 組織

宝塚市消防の組織は、本部3課、2消防署、6出張所、1分遣所がある。また消防団は、1団本部、11分団があり、それぞれ次頁の図に示すとおりである。

#### イ 震災当日の消防体制

地震発生時の各署の部隊編成は、16小隊、当直勤務員59名で初動対応した。非番職員等は大半が自主参集により、発生から約3時間後の9時00分には、対象職員156名中100名(64.1%)が12時00分には138名(89%)が参集し、総勢197名で災害発生時の消防隊を編成し、各大隊長の指揮のもとで消火・警戒活動に従事した。

#### ウ 消防団の活動

地震発生から14分後の6時00分に消防団長は、西谷分遣所に到着した。消防団の配置されている市北部の西谷地区は幸いにも大きな被害は発生しなかったが、市街地の大きな被害状況が判明したため8時15分に有線放送で消防団員の招集を行った。

消防団員は、8時15分発令の非常招集により分団器具庫に参集し、消防団長の指揮のもと、1月17日18時40分までに火災出動(9件)及び警戒出動(4件)、広報活動(1件)の災害活動のため、車両延べ13台、64名が出動した。

さらに、1月28日までに6日間にわたって市街応



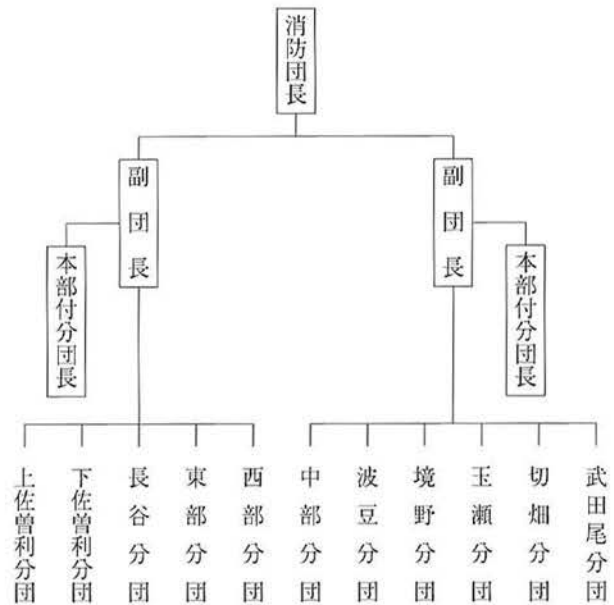
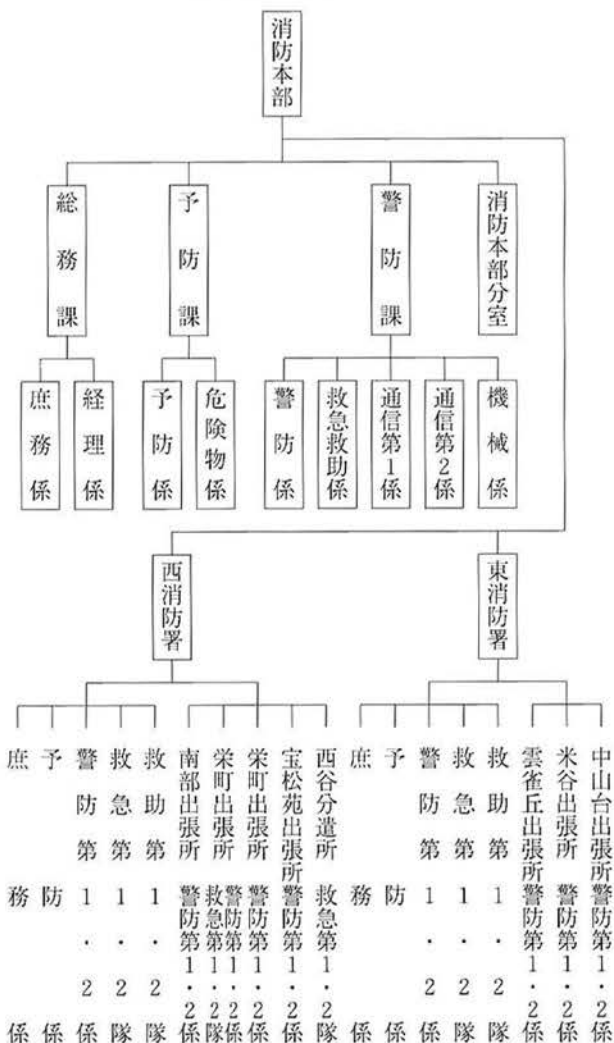
消防車両等配置状況

平成7年1月17日現在

配置場所		合計	消防本部	西消防署					東消防署				消防団
				本署	出南張所部	出栄張所町	出宝松所苑	分西造所谷	本署	出雲雀丘	出米張所谷	出中山所台	
消防用車両	総数	41	9	8	3	3	2	1	8	2	2	3	12
	ポンプ車	9	1	1	1	1	1		1	1	1	1	5
	タンク車	7		1	1	1				1	1	1	
	はしご車	3		1	1							1	
	スノーケル車	1							1				
	化学車	1							1				
	救助工作車	1		1									
	指揮車	3	1	1					1				1
	査察広報車	4	2	1					1				
	人員搬送車	1	1										
	資機材搬送車	2	1						1				6
救急車	5		2			1		1					
防火広報車	1							1					
防災指導車	1		1										
その他の車両	乗用車	1	1										
	業務連絡車	1	1										

宝塚市消防団の組織

宝塚市消防の組織



援活動に車両延べ21台、90名が出動した。また、市内避難所へ支援物品配付活動に延べ6台、30名が出動した。

エ 他都市への応援状況

1月17日、被害の大きい西宮市及び芦屋市の応援要請を受けたため、消防相互応援協定に基づき、10時30分にタンク車、ポンプ車、救急車、クレーン車各1台の応援出動を行った。

以後1月28日までに応援出動は、常備消防及び消防団を合わせて、車両延べ33台、人員延べ149名にのぼった。

市外応援活動

市別	隊別	17日		18日		19日		20日		21日		28日		計	
		車両	人員	車両	人員	車両	人員	車両	人員	車両	人員	車両	人員	車両	人員
芦屋市	消防隊	1	4	1	4									2	8
	救急隊					1	3	1	3	1	3			3	9
	救助隊					1	4	1	4	1	4			3	12
	消防団			3	14	7	32	4	16	3	9	3	14	20	85
	小計	1	4	4	18	9	39	6	23	5	16	3	14	28	114
西宮市	消防隊	3	11											3	11
	救急隊	1	3											1	3
	消防団	1	5											1	5
	小計	5	19											5	19
合計	6	23	4	18	9	39	6	23	5	16	3	14	33	133	

(3) 二次災害の防止

① 避難勧告発令、解除

阪神・淡路大震災により、市立逆瀬台小学校グラウンド南側擁壁（長さ110m、高さ7m）の継手部分2箇所で大きな段差が生じ、グラウンドにも地割れが確認された。直ちに応急措置を実施するとともに、土木工学的な分析を実施し、二次的災害の回避が必要との判断により、1月21日午前11時30分に関係の73世帯の人たちに対して災害対策基本法に基づき、避難勧告を行った。また、同日午後7時から避難場所である市立総合体育館において避難者への説明会を開催し、現地の被害の程度、今後の対策等の説明を行った。

その後、24時間体制で警備、パトロール等を行うとともに、被災箇所の観測、測量等を実施し、復旧方法の検討と観測結果に基づく避難体制の見直しを行った。その結果、避難勧告の解除を含めて、対象地域を次のように分割し、各ゾーンの危険度合いに応じた避難体制をとることにした。

- (1) 避難勧告の解除……………9世帯
- (2) 避難体制の見直し
  - Aゾーン（終日避難）……………10世帯
  - Bゾーン（昼間一時帰宅可能）……12世帯
  - Cゾーン（終日帰宅可能）……………42世帯

勧告翌日より避難者に現地状況を報告するとともに、1月27日午前10時に避難者に対して、避難勧告の解除地域及び避難体制の変更についての通知を行った。また、これと併行して、H型鋼による擁壁

転倒防止及び仮設通路設置等の応急仮設工事を施工した。

その後、観測データや現場状況等を熟慮する中で、緊急の危険性はなくなったと判断して、2月12日午前10時をもって、避難勧告の全面解除に至ったものである。

なお、当所の敷地復旧工事は平成8年3月末に完了した。

- ア 1月21日 逆瀬台6丁目  
(73世帯 242人) 避難勧告
- 1月27日 ♪ ♪  
(9世帯 30人) 一部解除
- 2月12日 ♪ ♪  
(64世帯 212人) 全面解除

急傾斜地崩壊危険区域に指定されている5番街区においては、人家の下部の斜面が崩壊し、上部並びに下部にある人家が極めて危険な状態となっている。小規模な落石や、土砂の崩壊が続いており、周辺家屋の倒壊も多く、住民のほとんどが避難した。

- イ 1月22日 紅葉ガ丘(87世帯 242人) 避難勧告
- 2月1日 ♪ (16世帯 44人) 一部解除
- 2月14日 ♪ (43世帯 119人) 一部解除
- 2月23日 ♪ (28世帯 79人) 全面解除

② 危険宅地巡回

ア 宅地防災相談所の開設

平成7年2月6日から2月15日までの間、市役所グラウンドフロアにおいて宅地防災相談所を開設した。相談窓口は市職員以外に県職員及びアドバイザーの立場で、住宅・都市整備公団職員が担当し、相談内



容把握のため市職員、県職員及び公団職員がチームを組んで現地調査を行い、2月28日までにすべてを完了した。

#### イ 宅地防災パトロールの実施

梅雨期を控え宅地や防災パトロールを実施した。  
期 間：平成7年5月15日～平成7年5月19日  
参加機関：宝塚市（市・消防本部）、兵庫県阪神  
県民局、宝塚警察署、陸上自衛隊伊丹  
第36普通科連隊

目 的：

- a. 危険宅地の点検及び改善指導
- b. 降雨時期までの応急措置の点検及び技術指導
- c. 避難の必要な箇所の選定と避難順路等についての啓発
- d. 監視の必要な宅地について、監視方法、異常の発見

#### ウ 宅地防災相談所の設置

期 間：平成7年5月15日（月）～5月19日（金）  
相談担当：市職員及び県職員  
相談内容

- a. 宅地防災工事の各種融資制度の案内
- b. 宅地防災工事の技術相談（復旧方法、応急措置の方法等）
- c. 設計事務所の紹介
- d. 避難の必要性、避難のタイミング、避難場所の紹介。避難時の心得

#### エ 現地調査

宅地防災相談所にて相談のあった宅地のうち、調査が必要なものを対象に次のとおり実施した。

期 間：平成7年5月18日～5月26日  
調査内容：

- a. 当該宅地の調査
- b. 要監視宅地の確認
- c. 避難路の確認
- d. 避難所の確認

○ 逆瀬台地区及び青葉台地区の一部で地滑りと思われる被害があり、調査を実施。

当地区は、兵庫県南部地震によって多くの箇所に擁壁の変位や構造物に亀裂が発生した。この地区は傾斜地を造成した土地であり、継続的な地盤変動や地滑りのような大規模な土砂移動が懸念されたため、現地踏査を行って地盤変状の現況について把握する

とともに、重点箇所については地質状況の確認及び継続的な地盤変動の有無について委託調査を実施した。その結果、各変状は切・盛土の特性の違いを反映したものが支配的であり、地滑り性の地盤変状は発生していないということが判明した。

○ 集中豪雨に伴う避難勧告等を必要とする危険宅地への対応

千種地区2カ所、野上地区1カ所、仁川旭ガ丘地区1カ所、紅葉ガ丘地区1カ所の計5箇所を重点的警戒を要する対象地区として、必要に応じパトロールを実施するとともに防災無線を設置した。

#### ③ 被災建築物応急危険度判定調査

##### ア 第一次被災建築物応急危険度判定調査

余震等による二次災害防止のため、他府県からの応援を得て、平成7年1月19日から1月24日まで特殊建築物を対象として第一次被災建築物応急危険度判定調査を実施、建物調査件数141件のうち、9件に対して立入禁止の貼り紙をする措置をとった。

続いて平成7年1月25日から平成7年2月3日にかけて、他府県からの応急危険度判定士の応援を得て、共同住宅、長屋住宅を対象に第二次被災建築物応急危険度判定調査を実施し、被災建築物に、「危険」179件・「要注意」389件・「調査済」1,490件（調査件数2,058件。従事者延べ人数205名）の赤・黄・緑の貼り紙をした。

一方、戸建住宅については地元建築士事務所協会や他府県の建築業協会等のボランティア（建築士）の協力により、平成7年1月25日から2月10日にかけて、調査希望者に対して応急危険度判定調査を実施した。（調査件数2,463件、従事者延べ人数631名）

この応急危険度判定調査は、今回の地震で初めて実施したものであり、被災建築物が余震などにより今後倒壊の恐れがあるかどうか、仕上材等の落下の危険性があるかどうかを応急的に判定して当該使用者に対して注意を促し、二次的な災害を防止するもので、震災直後建築指導室として最優先に実施した。

##### イ 総合住宅相談の開設

続いて平成7年4月24日から、兵庫県が被災市町と合同で県内9カ所に「総合住宅相談所」を開設（宝塚会場は栄町のソリオ3の5階）し、住宅一般、法律相談、税金相談、建築技術、宅地防災等の相談に応じている。

#### (4) 遺体の安置・埋火葬

##### ① 遺体の安置

死体収容所（遺体安置所）として、市立スポーツセンター武道場へ搬送、安置された遺体は17日に30体を超える状況であり、棺は全く不足していた。しかし、葬儀社の協力を得て、翌18日にはドライアイス、骨壺等と一緒に補うことができた。

その後も遺体が安置所へ搬入されるなか、引き取る遺体の搬送車両ができない遺族に代わって市職員が公用車で市内、近隣の市の遺族の家までの遺体の搬送も行った。また、病院で死亡した人の遺体についても棺を調達して引き取りに行き安置所までの搬

送も行った。

##### ② 《埋火葬》

遺体の火葬受付・業務は翌日の18日より開始された。通常市民課で行われている火葬受付は、合間なく来る件数のため生活環境課で行われた。合わせて、職員と公用車による遺体安置所から火葬場までの遺体搬送の手配も受け付けた。このため徹夜による時間外の受付業務が数日続くこととなった。震災による死亡が確認出来たものについては市民、市民外とも火葬手数料は減免とした。

火葬場においても、部内職員の応援対応により遺族の世話等を含めて火葬業務はフル稼働であった。大人用の火葬炉は大型炉を含めて7基の設置状態で

死亡日・死因別死者数（個表）

兵庫県宝塚市

死 因	日 別		1月17日	1月18日	1月19日	1月20日以降	不詳及び不明
	総 計 (人)						
窒息・圧死	男	20	20				
	女	45	45				
	小計	65	65				
焼 死 (一酸化炭素中毒含む)	男						
	女						
	小計						
頭・頸部損傷	男	3	3				
	女	5	4		1		
	小計	8	7		1		
外傷性ショック (火傷、打撲、挫傷、 出血など) *挫滅症候群は( )に 内数で記入すること。	男	1 ( )	( )	1 ( )	( )	( )	( )
	女	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	小計	1 ( )	( )	1 ( )	( )	( )	( )
内臓損傷	男	2	2				
	女	2	2				
	小計	4	4				
そ の 他	男	17		1	1	15	
	女	23	1			22	
	小計	40	1	1	1	37	
不詳及び不明	男						
	女						
	小計						
合 計	男	43 ( )	25 ( )	2 ( )	1 ( )	15 ( )	( )
	女	75 ( )	52 ( )	( )	( )	23 ( )	( )
	小計	118 ( )	77 ( )	2 ( )	1 ( )	38 ( )	( )



あるが、普段の使用状況は、1日3～4体の火葬、過去に1炉で数回続けて火葬したことがないため、火葬炉の破壊という不安もあったが、緊急のため1炉4回転までの実施が決定された。初日18日11件の火葬からはじまり、ピーク時には1日26件の火葬を行い以後このような状況が26日まで続いた。18日から26日の火葬は震災による死亡109件、普通死亡34件の計143件の火葬業務となった。火葬炉の稼働6年目であったが、幸い、この震災による建物、火葬炉への被害がなかったためこのような業務が行えた。

### ③ 災害救助法に基づく埋葬費の救助

災害救助法の規定では、災害の際に死亡した者について、その遺族が混乱期のため、資力の有無にかかわらず、遺体の埋葬（通常は火葬）を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族に代わって行うこととしている。

この場合の火葬内容としては、①棺の支給、②骨壺の支給、③火葬等の役務提供となっている。

しかし、災害規模が大きく、一時に多くの死亡者が発生し、それに加えて社会経済の混乱もあって市だけでは、遺族が火葬の困難なケースの全てに対して、対応できる状況でなかった。

そのため、遺族に対して、遺体の引取りと火葬業務を、止むを得ず依頼することが多かった。

そこで、遺族が実施した火葬に要した経費についても市が埋火葬を実施したと同様に、災害救助法の対象とし、費用弁償が受けられるように、国、県に対して要望活動を行い実費弁償が可能となった。

宝塚市の災害救助法に基づく埋葬経費は280万1000円であった。

## (5) 避難所の設置

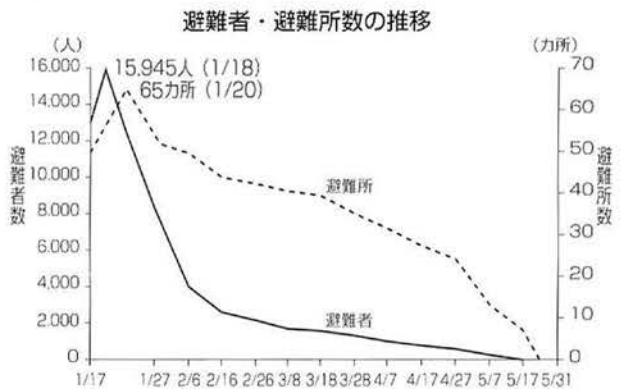
### ① 被災直後から避難所閉鎖まで

夜が明けると地震による家屋の倒壊等により住むべき住居を失ったこと、やむことのない余震の発生やライフラインの途絶に伴う生活への不安から、避難所へ避難する市民は、急激に増加し、ピーク時の1月18日には55カ所の避難所に1万5,945人が避難した。宝塚市の地域防災計画では、良元水防区で28カ所、宝塚水防区で22カ所、長尾水防区で20カ所、西谷水防区で3カ所の学校施設や市立施設を合わせ計73カ所を収容避難所として指定していた。大規模な災害であったため避難者が1カ所では避難しきれ

ず、周辺の避難場所へも避難した。最大避難所の設置数は、1月20日の65カ所であった。

しかしながら、電気、ガス、水道などライフラインの復旧、仮設住宅への入居開始とともに避難者は徐々にではあるが減少していった。

こうした中でライフラインの復旧や近隣の商店スーパー等の再開が進み避難所も縮小していった。最終的に避難所を5月21日で閉鎖することを4月17日に発表した。大きな非難があったが、仮設住宅への入居等を話し合うとともに、理解を求め、予定どおり5月21日をもって避難所を閉鎖することになった。完全に避難者が去ったのは5月29日であった。



1月17日から5月29日までの避難所を利用した人たちの推移を表にまとめると次頁のとおりとなる。

### ② 避難所開設当初の対応

早朝の災害であり、交通機関の途絶や職員の多くも被災したことから避難所開設に当たって市役所災害対策本部から職員を派遣することが出来ず、学校などの施設管理者へ避難所の管理運営の面で協力をお願いすることになった。

想像を越えた大規模な災害のため、これまでのマニュアルや経験といったものが役立たず、次から次へと運び込まれる難問に対し、職員同士が口論しながらも、高ぶる気持ちを抑え「正・反・GO」を繰り返し、手さぐりで避難所の運営・管理が進められていった。

厳寒の中、24時間絶え間なく届いた救援物資の受け取り、交通渋滞のため到着時間の定まらない食事の配付などのほか、病気、けがの世話や高齢者、障害者など弱者の介助に地域の住民や施設管理者の方々の献身的な協力、全国から集まったボランティアの多方面での活躍が大きな力となった。

### ③ その後の運営

徐々にではあるが、避難所の人たちに少しでも暖

## 避難者数集計

避難所の名称	開設期間	延人員1月	延人員2月	延人員3月	延人員4月	延人員5月	総合計
良元水防区							
仁川小学校	1.17～5.21	3,992	4,359	3,026	1,666	278	13,321
良元小学校	1.17～5.21	7,404	12,039	8,845	3,104	750	32,142
末成小学校	1.17～3.8	4,403	1,846	88	0	0	6,337
宝塚第一小学校	1.17～5.5	4,134	3,350	1,512	829	43	9,868
西山小学校	1.17～3.17	4,792	563	47	0	0	5,402
逆瀬台小学校	1.18～2.14	270	177	0	0	0	447
光明小学校	1.17～2.8	4,252	234	0	0	0	4,486
末広小学校	1.17～5.5	1,606	754	489	328	40	3,217
高司小学校	1.17～4.21	4,671	2,771	1,933	947	0	10,322
宝塚第一中学校	1.17～4.25	1,650	578	296	250	0	2,774
高司中学校	1.17～5.8	3,201	1,636	721	392	22	5,972
宝梅中学校	1.17～4.1	1,820	375	113	2	0	2,310
光ヶ丘中学校		0	0	0	0	0	0
宝塚(阪神)競馬場	1.17～4.27	7,020	5,571	292	170	0	13,053
第一隣保館	1.17～5.7	4,761	5,950	2,672	1,561	77	15,021
共同利用施設福井会館	1.19～1.21	29	0	0	0	0	29
共同利用施設小林会館	1.17～4.15	369	333	105	30	0	837
共同利用施設美幸会館	1.17～5.8	970	1,168	621	451	24	3,234
共同利用施設亀井会館	1.17～1.21	260	0	0	0	0	260
共同利用施設鹿塩会館	1.19～3.21	165	112	63	0	0	340
共同利用施設高司会館		0	0	0	0	0	0
共同利用施設高松会館	1.19、3.10～3.28	15	0	76	0	0	91
共同利用施設伊子志会館	1.17～1.20	36	0	0	0	0	36
共同利用委施設御所の前会館		0	0	0	0	0	0
共同利用施設仁川会館		0	0	0	0	0	0
共同利用施設南口会館		0	0	0	0	0	0
宝塚ゴルフ場	1.20～1.29	100	0	0	0	0	100
中央公民館	1.18～1.19	30	0	0	0	0	30
西公民館	1.17～5.21	7,165	7,333	4,460	2,881	594	22,433
光明会館	1.17～1.21	360	0	0	0	0	360
幼きイエズス修道会	1.20～2.7	780	210	0	0	0	990
N T T 宝塚寮	1.17～1.19	104	0	0	0	0	104
宝塚水防区		0	0	0	0	0	0
宝塚小学校	1.17～4.29	3,782	2,719	1,322	785	0	8,608
小浜小学校	1.17～4.30	2,040	2,415	1,571	1,002	0	7,028
売布小学校	1.17～5.19	3,326	2,926	2,435	1,795	252	10,734
安倉小学校	1.17～4.10	1,957	571	357	61	0	2,946
美座小学校・美座会館	1.17～5.5	1,862	1,509	671	292	40	4,374
安倉北小学校	1.17～4.22	2,012	1,447	877	216	0	4,552
すみれが丘小学校	1.17～2.11	1,376	80	0	0	0	1,456
宝塚中学校	1.17～4.1	630	626	274	3	0	1,533
安倉中学校	1.20～1.24	15	0	0	0	0	15
御殿山中中学校	1.17～5.15	3,130	1,378	1,045	555	144	6,252
養護学校	1.17～3.31	423	313	273	0	0	1,009
スポーツセンター	1.17～5.21	8,520	3,165	2,179	1,474	229	15,567
市民会館	1.17～1.25	1,260	0	0	0	0	1,260
勤労福祉会館	1.17～4.28	440	1,003	735	184	0	2,362
宝塚ファミリーランド		0	0	0	0	0	0



避難所の名称	開設期間	延人員1月	延人員2月	延人員3月	延人員4月	延人員5月	総合計
総合福祉センター	1.17~5.21	7,926	3,855	3,269	1,592	197	16,839
第二隣保館	1.17~5.5	2,290	1,665	740	167	6	4,868
共同利用施設安倉会館		0	0	0	0	0	0
共同利用施設小浜会館		0	0	0	0	0	0
共同利用施設売布会館	1.17~4.12	910	1,254	445	130	0	2,739
共同利用施設川面会館	1.17~4.10	1,030	1,290	478	113	0	2,911
共同利用施設泉町会館	1.17~3.7	1,080	651	42	0	0	1,773
中央図書館	1.17~5.7	1,580	2,285	1,185	561	94	5,705
米谷会館	1.17~2.19	410	316	0	0	0	726
但馬屋	1.19~4.2	520	934	789	36	0	2,279
清荒神自治館	1.19~4.24	1,289	1,201	742	442	0	3,674
あけぼの集会所	1.19~2.12	729	380	0	0	0	1,109
鍋野会館	1.20~2.13	600	260	0	0	0	860
教育総合センター	1.19~2.11	362	48	0	0	0	410
長尾水防区		0	0	0	0	0	0
長尾小学校	1.17~5.9	1,407	1,930	841	249	18	4,445
長尾南小学校	1.19~1.24	15	0	0	0	0	15
中山桜台小学校	1.19	4	0	0	0	0	4
長尾台小学校	1.17~1.18	6	0	0	0	0	6
丸橋小学校	1.17~1.29	153	0	0	0	0	153
中山五月小学校	1.20~1.24	10	0	0	0	0	10
山手台小学校	1.20~1.24	25	0	0	0	0	25
長尾中学校	1.17~3.5	693	476	44	0	0	1,213
南ひばり中学校	1.17~3.24	2,250	664	171	0	0	3,085
中山五月中学校	1.18~1.21	31	0	0	0	0	31
山手台中学校	1.17~1.21	183	0	0	0	0	183
雲雀丘学園		0	0	0	0	0	0
中山寺		0	0	0	0	0	0
第三隣保館	1.17~1.24	162	0	0	0	0	162
共同利用施設中山寺会館	1.17~4.30	1,380	1,265	930	424	0	3,999
共同利用施設中筋会館	1.17~1.24	125	0	0	0	0	125
共同利用施設長尾南会館		0	0	0	0	0	0
共同利用施設山本会館	1.17~4.20	1,300	618	705	300	0	2,923
共同利用施設山本台会館		0	0	0	0	0	0
東公民館	1.17~5.20	2,130	1,820	1,630	1,299	161	7,040
山本文化会館	1.17~2.11	975	295	0	0	0	1,270
雲雀丘会館	1.17~3.21	140	237	159	0	0	536
		0	0	0	0	0	0
良元水防区小計	—	64,359	49,359	25,359	12,611	1,828	153,516
宝塚水防区小計	—	49,499	32,291	19,429	9,408	962	111,589
長尾水防区小計	—	10,989	7,305	4,480	2,272	179	25,225
総計		124,847	88,955	49,268	24,291	2,969	290,330

かい食事をと、全職員が役割分担を決め、食料や物資供給の調達や計画をたてた。

途中、学校等の施設管理者とともに泊まり込みで対応したり、他都市からの応援職員や避難所の世話役の協力も受け、その管理・運営にあたるようになった。

#### ④ 中央図書館での避難所の状況 (地元住民の要望 避難所開設)

1月17日午前6時、地震直後、地域の避難所である宝塚小学校が無人であったため、緊急措置として避難者の受入れを行った。しかしながら、図書館自体が避難所に指定されていないため、同日、午前10

時30分の段階で、所定の避難所に移動するよう要請したが、住民より避難所として開放して欲しい旨、強い要望がなされた。直ちに、教育委員会災害対策本部と協議し、全公共施設は可能な限り避難所として対応するよう決定された。しだいに、被害規模の大きさが判明されるにつれ、所定の避難所だけでは絶対数が不足した状況下において、比較的早い時点で適切な措置がとられたものと考えられる。

#### 避難場所の設定

書架の約30%が倒れ、夥しい図書が床に散乱するなか、一般開架室カウンター周辺部、児童室入口周辺部等、書架のない比較的安全と思われる場所を個別に指定、しだいに避難者が増えるにしたがって、聖光文庫前も開放した。高齢者、病人等の求めに応じて、開架室のソファで即席のベッドを設置したり、床がPタイルとなっている場所には、段ボール紙を敷く等、採暖のための工夫を行った。

#### 職員の体制

1月17日、震災当日は火曜日であったため、中央図書館では、正規職員15人中9人が出勤予定となっていた。このうち、通常どおり勤務時間前に出勤出来た者は、3人であり、後刻、休日の職員も含めて2人が出勤してきたが、他の者は交通機関の途絶のため、出勤出来ない状況であった。この日は、中央図書館職員、ベガ・ホール職員の計5人が宿直し、余震の警戒にあたりとともに、避難者の動向把握や外部からの照会等に対応した。今後、避難所としての運営は、長期間続いていくものと予測されたため、翌日からは、2名の宿直とし、24時間避難所業務に対応出来る体制をとった。

震災2日後である19日には、神戸市で被災した1名を除き全員が出勤出来る通常の職員体制を回復することが出来た。

#### 避難所の様子

電気、ガス、水道が停止する中で、1月の厳寒期、天井の高い中央図書館の構造は、避難者につらい寒さであった。中央図書館周辺地域における関西電力の復旧工事は震災当日に完了するが、地下埋設高圧線が切断されたため、館内では暗やみと寒さ、余震の続く中で130名の避難者は不安な夜を過ごさざるを得なかった。避難者かその知人か、外部から自動車のヘッドライトで館内に光を送る申し出があった。ガソリンの確保も定かでない状況下において、非常

に嬉しい申し出であった。翌18日午後10時より地下高圧線の代替に仮設高圧ケーブル設置工事が始まる。19日午前3時30分に通電、明かりを取り戻すことが出来、いくばくか不安が解消される。復旧工事の交渉を願った建築課の職員や徹夜で復旧工事をして頂いた人々に感謝した。漸く電気の恩恵に浴するめどがたち、暗やみから解放されたが、個人持ち込みの電気暖房具等の使用は遠慮していただき、不十分な採暖は配給の使い捨てカイロと毛布のみに頼ることとなった。

震災直後から水道は停止したが、高架水槽に水が残っていたため、館内では暫くの間は、通常どおり水道を使用出来た。寒さのためトイレの使用が頻繁になるためか、残水がなくなったころより館内に悪臭が漂う。使用後のペーパーを便器に放置せず、ゴミ袋に入れるように対応すべきであったが、機転がきかず特別な対応をとらなかったため、水洗便所がつまり、うち数箇所を使用禁止にせざるを得なくなった。18日午後11時に2,000リットル、ドラムカン1本の生活用水が届く、浮遊物が混在しており、池かプールからの水のようなものである。飲料水はミネラルウォーターのペットボトルが配給されているので、何の支障もない。多くの人々の支援に感謝。各便所にバケツと柄杓を置き、紙はゴミ袋に捨て、使用のつど、排泄物のみを流すよう協力を要請する。19日午後2時に水道が復旧、ほとんどの地域が未復旧という状況の中では奇跡的という気すらしないでもない。早期に水の苦勞、悩みから解放される。21日になって、仮設トイレ2基が届くが、水道が未復旧の避難所に回すように申し入れ、辞退する。

2月6日には、ユニット式の仮設風呂2基を開設することが出来た。完全予約制とし、避難している人々以外の方の利用も認めていくこととした。風呂の設置に伴って、使用中を示す札や利用予定表などとタオル干し場を作る。また、トラブルが発生しないように利用に当たった最小限度のルールを決める。毎日の風呂掃除はNTTから派遣されていた青年が担当してくれていたが、その後は、避難者自身の自主的な運営をお願いすることとなった。

#### 避難所の生活、不満

避難者の多くは、ほとんど着のみ着のままという姿であり、寒さと食料すらままならない空腹感の中で、頻繁に余震が発生するという、震災前まで想像



も出来なかった非現実的、非日常的な状況下において、茫然と時を過ごさざるを得なかった。およそ震災前の生活とは比べようのない、まさに非常事態という状況であった。

震災当日の食料配給は、冷えたおにぎりだけだったが、日が経つにつれ、ボーイスカウトやめぐみキリストの教会など多数の団体が、豚汁、味噌汁、かす汁、カレーなどたくさんの炊出しを実施、また、近所の佛光山大阪道場、清荒神市場や参道の商店、露天商の人たちをはじめ、多くの企業や遠方にお住まいの個人の人たちが、食料や生活物資を持ってきてくださった。

食料や生活物資の配布方法としては、まず、各個人に確実に行き渡るよう配布場所と時間を定めるとともに、果物、お菓子類やカイロ、下着など生活物資で余裕のある品目については、所定の場所に置き、誰でもが、いつでも、気がねなく自由に利用出来るように配慮した。

避難者の生活形態としては、午前7時の朝食配給、午後6時の夕食配給時以外は当然ではあるが、全くの自由であり、家の片付けに帰る人や仕事に行く人、親戚の家に行く人、ずっと館内に留まる人など様々であった。消灯は午後10時としていたが、1月23日の無料公衆電話の設置、同24日のテレビ設置後においても遵守されるなど、整然とした避難所の運営が出来ていた。

また、図書館という性格上、暖房器具、電気使用の禁止や喫煙区域の指定等の制限事項を設けたが、避難者からの不平や不満の声はほとんどなかったと記憶している。

インスタント食品用のお湯は電気ポットで、冷えた食品の再加熱用にはカセットコンロを使用した。災害対策本部から送付されたこれらの器具が大変役立つ。ガスの復旧は3月11日であり、さらにガスを熱源とする暖房設備が復旧したのは3月13日のことである。

## ⑤ 避難所の生活環境・保健衛生調査

### ① あらまし

避難所の環境とそれに影響される人々の健康状態を明らかにする目的で、宝塚市内43カ所の避難所の管理人又は世話役等を対象として面接調査を実施した。回答の得られた38人からの情報に基づいて次の事項が明らかにされた。

(1) 早急に改善を必要とする、健康に影響を及ぼす環境因子の存在は認められない不自由な生活の中で、多くは個々がそれぞれに工夫と努力を重ねながら、比較的良好な衛生状態を保っている。管理人や自主組織のある避難所においては、清掃や炊出しを避難者やボランティアの当番制にするなど、環境維持のための取り組みを行い、生活への不平不満は少ない。一方では個々の努力では補いきれないことを十分承知しながら、住民感情の不一致により、そのような動きがとれない避難所もある。

(2) 今後は、避難者の自立の支援をしながら、本当に必要な人にどれだけ厚く対応していけるかが行政の課題である。

ア 避難所の管理について、自主組織のある避難所においては、世話役やボランティアの疲労が目立つところもあることから、今一度息の長い支援体制づくりがなされているか見直しが必要である。つまり、自主組織とボランティアが役割分担について十分話し合いと調整を行い、なるべく地域で支え合うという意識がそれぞれに共通理解されることである。

イ 管理人や自主組織のない避難所については、数家族を1ブロックとして区切り自分たちのテリトリーをつくり、その中でルールや規則づくりを期待したい。

ウ 高齢者世帯、身寄りのない独居老人、要介護老人を持つ家族については、ボランティアや避難者同士の助け合いにより何とか生活できているが、今後の生活設計については福祉分野でのきめ細かな手助けが必要である。

エ 避難者は早く安心して暮らせる仮設住宅を切実に要望している。これは、先の見通しを持ち、自主的に立ち上がるきっかけをつかむための精神的意味も大きい。

オ 地震への不安感から、ひとりより集団でいる方が良いと夜のみ避難所へ来る者がいる。これらには時間的解決とともに心の相談も必要である。

カ 今後、避難所の統廃合もあると予測されるが、その移動に心の準備もいるため、避難者へは早めの連絡が必要である。

### ② 調査の目的とその背景

災害発生時より避難所でのインフルエンザ等の蔓延や伝染病の発生を防止するための個人への健康相談は、市健康推進部や宝塚保健所において実施され

てきた。しかし、健康上の問題は一旦、個人個人の問題のように見受けられるが、実は各個人に共通した場としての生活集団の問題であり、集団の中で各個人の協力によって初めて解決される性質のものである。また、避難所での生活も1カ月を超え、避難者の肉体的・精神的疲労はピークに達しているものと思われる。このような悪条件の下では、健康の維持も個人の管理では限界と考えられる。しかし、避難所全体を対象とした広域的な健康状態をとらえる客観的なデータは比較的乏しい。そのようなデータの若干をこの調査によって明らかにし、今後の施策の一助となることが本調査の目的である。

### ③ 調査の方法

宝塚市内のすべての避難所(2/16現在、43カ所)の管理人、世話役又は避難者(以下管理人とする)を調査対象とした。調査日は、平成7年2月16・17日の両日であり、面接法によって調査した結果38カ所から回答が得られた。管理人がいない避難所については、ボランティアや避難者との面接を行った。また、日中、対象者が不在のところもあり、調査方法に限界があった。調査事項は次のとおりであった。

- (1) 健康に影響するだろうと思われる環境因子
- (2) 生活環境維持のための管理人又は自主組織の果たす役割
- (3) ボランティアの活動状況とその役割
- (4) 避難所における高齢者や乳幼児をもつ家族、障害者や慢性疾患をもつ者、独居老人の状況
- (5) その他、問題点

### ④ 調査のまとめ

ア 現時点では早急に改善しなければならない環境問題、あるいは避難所ごとの大きな格差はみあたらなかった。また流感、食中毒等の感染症のきざしはなかった。しかし、このような集団生活が続く限りこれらの予防対策は今後とも必要である

イ 管理人又は自主組織があり、うまく運営出来ているところは生活への不平不満は少ない。このような避難場所では、トイレの掃除当番などが決められ当番表が張り出してある。ただし管理人に疲れがみえるところもある。(資料1——ランクA)

一方では個々の利害や感情が複雑な人間関係となり、生活への不平不満が続出し、自分の生活のことだけで精一杯という避難所も数カ所ある。(資料1——ランクC)

しかしほとんどの避難所は、個々のレベルでお互いに住みやすく心がけている。例えば、身の回りの掃除は自分ですがそれ以外の所は気づいた人がするなど、生活問題の解決にあたり個々の自助努力がなされている。(資料1——ランクB)

管理人又は自主組織の有無は、生活の不平不満の大小に関連し、これが大きくなるにつれてストレスは増大し、個々の健康に大きく関与していると思われる。

管理人または自主組織の役割として、行政との連絡調整、救援物資の管理、規則(掃除、換気、ゴミ処理、消灯時間等)や当番表の作成などが考えられる。

一方では、避難所の管理が学校の職員や市からのボランティアで運営されている所は長続きしないだろうと危惧される。また、ボランティアが徐々に引き上げつつある中で、ボランティアに頼っていた作業がうまく引き継がれていくだろうかという懸念もある。

ウ ボランティアの役割は、個々の避難所あるいは個人のレベルでどんな援助をして欲しいのかお互いに十分な話し合いが必要である。主な役割として炊き出し、話し相手、子どもの遊び相手、高齢者の散歩介助、通院介助、入浴や洗濯ボランティアなどが考えられる。

ボランティアと地域住民との役割分担については、それぞれの避難所の実情に合わせて、避難者や地域住民でできないところをボランティアが補うことが望ましい。息の長い支援体制づくりのため、なるべく地域で支え合うことが必要と考える。また、自らの生活の始末(トイレ掃除など)を避難者自身ですることは、生活の自立へのステップになると考えられる。今後は個々の生活の自立に向けての支援が必要である。

エ 高齢者世帯、身寄りのない独居老人、要介護老人を持つ家族は、ボランティアや避難者同士の助け合いでどうにか生活できている。介護力の低下や高齢者本人の自立を促すためにも、今後とも積極的なボランティアの介入が望ましい。さらに、今後の生活設計には行政が関与していく必要があるだろう。

オ その他の問題点として、とにかく安心して住める家が欲しいと仮設住宅への要望は多い。また、今後の生活設計の不安は大きく、将来に対するめどが



生活環境状況の結果と解釈

	現在の状況	問題点	提言
管理人・世話人	避難所の39カ所に決まった人がいた。 学校長、学校の先生、会館等の事務員、自治会長、ボランティア、市の職員、避難者の代表などさまざまである。	リーダーシップをとる人がいない所では各自に任せられ、ルールづくり、役割分担に格差が生じている。 地震より1カ月が経過しリーダーに疲れがみられる。 リーダーの職場復帰、家庭復帰によりリーダー不在になった所もみられる。	共同生活をスムーズに行うにはルールや役割分担が必要でありまた正確な情報を公平に伝えるためにも行政との連絡、要請を行う中心的人物が必要である。できるだけ避難者の中で選出し、避難者の中で協力し合い運営していくのが望ましい。
ライフライン	水道、電気はほとんど復旧している。 ガスのみ復旧していない所は21カ所。 ガスの復旧により避難者数が減少した所もある。	学校の体育館ではガスが復旧しても使用できず、電気も電力の制限があり、掃除機、ポットなどあっても使用数に限りがある。	避難所としては、ガス・電気等が使用出来る施設が望ましい。
暖房方法	暖房がない施設はなかった。 エアコンの所は12カ所で、他は石油ストーブであった。	体育館のような広い場所では、ストーブの周囲は暖かいものの、離れると寒さを感じる。	体育館のような広い場所を効率良く暖房するのは困難であり、特に乳幼児、高齢者はエアコンのある避難所で生活できるよう配慮が必要である。
換気状況	定期的に換気をしている所は20カ所、各自に任せられている所は13カ所。 体育館ではすき間風が多いとも聞く。	各自に任せられているところではどこまで実施できているかは不明。体育館など広い所では各自の換気は困難である。さらに体育館では匂いの気になるところもあった。 窓を開けたいが建物の周囲が工事中のため換気ができない所があった。	体育館などでは掃除時など一斉に換気が必要である。
入浴方法	避難所に入浴設備または仮設風呂がある所は14カ所。しかし各自で銭湯に行ったり、近所の方にもらい湯をしたり、自宅の風呂を使ったり、送迎ボランティア付きのお風呂を利用されている方がほとんどである。	仮設風呂だけでは物足りないという意見も多い。 乳幼児連れで仮設風呂の利用は困難である。 銭湯は近づくに行く手段もないという人もいる。 高齢者の中には送迎ボランティアを遠慮される方もいる。	入浴は「清潔」という視点から重要であるとともに、精神的緊張を和らげるうえで重要な役割を果たしている。 より多くの人が入浴できるよう送迎ボランティアの利用の呼びかけが必要である。
洗濯方法	洗濯機のある所は21カ所。 洗濯ボランティアが入っている所もある。 また、自宅で洗濯したり、コインランドリーの利用、近所でもらっている人もいる。	洗濯しても干す場所に苦慮している。(特に下着類) 洗濯しなくても死なないという考えの人もいる。	避難者同士の話し合いにより、干し場を考える。特に下着干し場は、スクリーン、カーテン等の利用も検討すべきである。
トイレの状況	30ヶ所で定期的に清掃され清潔であった。不定期で気づいた人がするという所でも汚れが目立つという所はなかった。	避難者が役割分担を決め実施している所が多いが、中にはボランティアや学校の先生が実施している所もあった。	話し合いの中で当番を決め、定期的に清掃をする。
炊き出しの状況(食事)	34カ所で炊き出しはあるが、毎日という所は少ない。	ボランティアに頼り受け身的な所もあった。避難者で炊き出しをする場合、夜避難所に戻って来る時間が違うため一斉にできない。又、コンロが少ないため全員の分を作ることは困難である。	グループ単位で炊き出しが出来るような働きかけをしたり、調理室等のある施設の有効利用をすすめる。

	現在の状況	問題点	提言
調理・加熱方法	オーブントースター、カセットコンロなどは29カ所にある。	器具の数が少ない。電力制限があり使用出来ない。 なお、詳細な利用状況はつかめていない。	
食品の管理	各自で管理している所が多い。	詳細な問題点は不明。	冷蔵庫もなく、暖房も入っているので生ものの個人管理は困難である。必要以上に取り込まないようにあるいは、古くなった物は随時破棄するよう指導する必要がある。
清掃状況	29カ所で定期的実施されている。	体育館のような広い所では自分の所だけ実施するのも気がひける。掃除ボランティアが入っていても布団をひいていたりして、何も無い空間のみしか清掃できない。 掃除機があっても、電源がとれず使用出来ない。	掃除道具が揃っていても避難者のお互いの協力、清掃に対する意識がないと定期的な清掃は難しい。広い場所では時間を決めて一斉にするか、グループ毎にエリアを区切って実施するのもよい。
ゴミ処理	組織的に処理されている所は11カ所。 他は各自に任されているが汚れが目立つ所はなかった。	詳細な問題点は不明。	
寝具の干し場	25カ所で干す場所がある。	リーダーを中心に一斉に干す所もあったが、ほとんどが各自に任されている。夜寝るだけに戻ってくる人が多くなかなか干せていない。	必要に応じてボランティアの協力を得ながら定期的実施していく。
ボランティア	21カ所でボランティアがかかわっている。 その内容は炊き出し、保育ボランティアなどさまざまである。	ボランティアに頼り過ぎている所もあれば、ボランティアとうまくいかず不満のでている所もある。避難所の管理が地域住民で支えられている所は良いが、ボランティアによってなされているところは今後の運営に不安が残る。	ボランティアと避難者との間で十分な話し合いを持ち各々の役割を確認する。場合によっては第三者が調整を行うことも必要である。又、地域住民でできないところをボランティアが補うような、地域で支え合う体制づくりが望まれる。
体調の悪い人	23カ所で体調の悪い人がいた。 以前からの持病をもつ人がほとんどである。	慢性疾患（高血圧、糖尿病等）の自己管理は避難生活では困難であり、悪化することも考えられる。	定期的な受診を奨励する。
就寝時間	定時あるいは概ね定時のところが26カ所であった。 体育館などでは半分の消灯である。	照明や人の出入り等でゆっくり睡眠がとれない。	就寝時間以外の環境を整えるルールが必要である。
規則・ルール	何らかの規則やルールがあるところは、18カ所であった。	管理人(世話人)がリーダーシップをとり、話し合いが持たれている所はいいが、そうでないところは、ルールや役割分担が決まらず、人間関係もスムーズにっていない。	共同生活を行う上で、ある程度のルールは必要と考えられる。避難者同士の話し合いの中で、無理のないルールづくりが必要と思われる。
全体の印象	整然としているところは、14カ所であった。		
その他	薬や援助物資が余っており、処分に困っているところがある。 室内で喫煙している人がいる。		使用しないものは回収することも検討する。 喫煙場所を設ける。





立つ対策が必要である。

また、昼間家で風呂に入れても、夜は避難所に戻ってくるなど地震に対する不安をもつ者は多い。これらには時間的解決とともに心の相談も必要である。

小、中学校の体育館はガスが復旧してもガスが使用できない、暖房が不十分など避難所として不適當である。体育館を避難所として使用する場合は数家族（10家族以下）を1ブロックとして区切り、自分たちのテリトリーをつくり、その中でルール・規則づくりに期待したい。なお、避難所の移動には移動する者の心の準備が必要である。

さらに、避難者には個々の残された能力に応じて、自らの力で立ち上がる努力を始める決意が必要であり、また、それを行政が支援していく体制が望まれる。

### ⑥ 被災住宅健康調査

この調査は、阪神・淡路大震災で被災した市町及び仮設住宅が建設された13保健所とその管内計20市町で行われた。

宝塚市では、仮設住宅に住む800人と、成人病検診等を受診した768人と面接して調査を行った。

#### 調査結果

##### 性別

女	男	総計
619	181	800
77.4%	22.6%	100.0%

調査対象者は、7割以上が女性である。

##### 年齢

～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳
32	62	73	94
4.0%	7.8%	9.1%	11.8%

50～59歳	60～69歳	70～79歳	80歳以上
150	198	137	50
18.8%	24.8%	17.1%	6.3%

無回答	総計
4	800
0.5%	100.0%

対象者の年齢構成は、60歳代が24.8%、50歳代が18.8%、70歳代が17.1%で50歳から79歳が全体の60%以上である。

#### 職業

家事に従事	商工業・サービス業	事務・技術に従事	作業に従事
267	50	45	14
33.4%	6.3%	5.6%	1.8%

その他の自営業・自由業	農林水産業	その他	なし
11	2	56	346
1.4%	0.3%	7.0%	43.3%

無回答	総計
9	800
1.1%	100.0%

職業は「なし」が43.3%、「家事従事」33.4%で76%以上の人が職業をもたない人たちである。

#### 避難前住所

尼崎市、神戸市以外の市町	神戸市	無回答	総計
798	1	1	800
99.8%	0.1%	0.1%	100.0%

#### 避難前住所（神戸市）

灘	非該当	無回答	総計
1	798	1	800
0.1%	99.8%	0.1%	100.0%

#### 避難前住所（尼崎市、神戸市以外の市町）

宝塚市	西宮市	三田市	川西市
785	6	5	1
98.1%	0.8%	0.6%	0.1%

その他	非該当	無回答	総計
1	1	1	800
0.1%	0.1%	0.1%	100.0%

避難前の住所は宝塚市内の人が98.1%である。

#### 避難所生活の有無

有	なし	無回答	総計
408	362	30	800
51.0%	45.3%	3.8%	100.0%

避難所生活の経験者は51.0%であり約半数の人が避難所生活を経験している。

#### 仮設住宅の入居期間

～14日	15日～1か月未満	1～2か月未満	2～3日未満
19	6	28	104
2.4%	0.8%	3.5%	13.0%

3～4か月未満	4～5か月未満	5～6か月未満	6か月以上
244	213	105	39
30.5%	26.6%	13.1%	4.9%

無回答	総計
42	800
5.3%	100.0%

仮設住宅入居期間は3～4か月が30.5%、4～5か月が26.6%であわせて入居後3～5か月の人が57.1%となっている。

#### 家族数

2人	1人	3人	4人
294	164	156	120
36.8%	20.5%	19.5%	15.0%

5人	6人	7人以上	無回答
49	10	4	3
6.1%	1.3%	0.5%	0.4%

総計
800
100.0%

家族数は、2人が36.8%、1人が20.5%、3人が19.5%であり、一方4人以上の家族は23.2%である。

#### 老人

1人	2人	3人以上	非該当
280	93	2	423
35.0%	11.6%	0.3%	52.9%

無回答	総計
2	800
0.3%	100.0%

65歳以上の高齢者のいる家族は46.9%となっている。

#### 同居の家族の状況

親子	夫婦のみ	単身	その他
387	184	161	67
48.4%	23.0%	20.1%	8.4%

無回答	総計
1	800
0.1%	100.0%

#### 健康状態

まあまあよい	よい	あまりよくない	よくない
393	240	131	32
49.1%	30.0%	16.4%	4.0%

無回答	総計
4	800
0.5%	100.0%

健康状態は、「よい」「まあまあよい」合わせて79.1%、「よくない」「あまりよくない」合わせて20.4%である。

#### 症状

腰が痛む	関節が痛む	肩がこる	夜よく眠れない
104	87	87	82
13.0%	10.9%	10.9%	10.3%

普段より疲れやすい	気分がすぐれず、すっきりしない	普段よりイライラ感がある	めまいがする
67	53	51	46
8.4%	6.6%	6.4%	5.8%

胃が痛む	食欲がない	頭痛がする	筋力が弱く、めまいがする
45	43	43	41
5.6%	5.4%	5.4%	5.1%

便秘をする	動悸がする	咳がでる	息切れがする
36	31	26	24
4.5%	3.9%	3.3%	3.0%

のぼせ耳鳴りがする	何事にもやる気がない	下痢をする	手足のマヒがある
21	19	18	17
2.6%	2.4%	2.3%	2.1%

顔が赤く、じわじわしない	吐き気がする	寝汗をかく	たばこの本数が増えた
16	14	13	12
2.0%	1.8%	1.6%	1.5%

手足がふるえる	薬等740-4の量が増えた	生理不順になった	性欲が落ちた
10	10	6	4
1.3%	1.3%	0.8%	0.5%

その他	非該当	無回答	総計
153	236	126	1,541
19.1%	29.5%	15.8%	100.0%

現在の症状としては「腰が痛い」「関節が痛い」を合わせて23.9%、「夜よく眠れない」10.3%「普段より疲れやすい」8.4%「気分がすぐれず、すっきりしない」6.6%「普段よりイライラ感がある」6.4%である。



震災後の症状

夜よく眠れない	腰が痛む	気分がすぐれず、すっきりしない	普段よりイライラ感がある
57	45	35	34
7.1%	5.6%	4.4%	4.3%
普段より疲れやすい	関節が痛む	気分が沈みがちでゆううつである	肩がこる
30	29	25	21
3.8%	3.6%	3.1%	2.6%
胃が痛む	食欲がない	めまいがする	頭痛がする
20	18	17	16
2.5%	2.3%	2.1%	2.0%
下痢をする	嘔吐が止まらぬ	何事にもやる気がない	咳がでる
10	9	9	8
1.3%	1.1%	1.1%	1.0%
動悸がする	便秘をする	たばこの本数が増えた	のぼせ耳鳴りがする
8	8	7	6
1.0%	1.0%	0.9%	0.8%
手足のマヒがある	酒等アルコールの量が増えた	息切れがする	吐き気がする
6	6	5	4
0.8%	0.8%	0.6%	0.5%
寝汗をかく	手足がふるえる	生理不順になった	その他
3	3	3	97
0.4%	0.4%	0.4%	12.1%
非該当	無回答	総計	
251	274	1,064	
31.4%	34.3%	100.0%	

これらの症状は、震災後に出現したと訴えているものが「腰が痛い」「関節が痛い」9.2%「夜よく眠れない」7.1%「気分がすぐれず、すっきりしない」4.4%「普段よりイライラ感がある」4.3%「普段より疲れやすい」3.8%「気分が沈みがちでゆううつである」3.1%であり、震災の影響が症状として出現していることがうかがえる。

健康診断受診の有無

いい(受けていない)	はい(受けた)	無回答	総計
612	181	7	800
76.5%	22.6%	0.9%	100.0%

「健康診断を受けた」のは、22.6%で残りの76.5%の人が受けていない。

治療が必要な病気

ある	ない	無回答	総計
413	383	4	800
51.6%	47.9%	0.5%	100.0%

「治療の必要な病気のある人」が51.6%、「ない人」が47.9%である。

病名

整形外科疾患	高血圧	眼科疾患	胃・十二指腸潰瘍
115	105	48	40
14.4%	13.1%	6.0%	5.0%
心臓病	肝臓病	糖尿病	歯科疾患
39	30	27	22
4.9%	3.8%	3.4%	2.8%
気管支炎等呼吸器疾患	脳血管障害	高脂血症	腎臓病
18	17	16	9
2.3%	2.1%	2.0%	1.1%
泌尿器疾患	耳鼻科疾患	皮膚科疾患	婦人科疾患
9	9	8	8
1.1%	1.1%	1.0%	1.0%
動脈硬化症	その他	非該当	無回答
5	68	388	7
0.6%	8.5%	48.5%	0.9%
総計			
988			
100.0%			

「治療の必要な病気」は整形外科疾患14.4%、高血圧13.1%、眼科疾患6.0%、心臓病4.9%となっている。

希望する行政サービス

定期的な健康相談	ホームヘルパーの派遣	食生活・栄養指導	保健婦の継続的な訪問指導
46	40	31	29
5.8%	5.0%	3.9%	3.6%
デイサービス	医師の往診	レクリエーションを中心とした集い	老人の集い
21	19	11	11
2.6%	2.4%	1.4%	1.4%
寝たきり老人等の機能回復	健康についての講演会	歯科医師の往診	ショートステイ
10	9	9	7
1.3%	1.1%	1.1%	0.9%

給食サービス	専門的なこころのケア	緊急通報システム	訪問看護
7	6	5	4
0.9%	0.8%	0.6%	0.5%

乳幼児を持つ親子の集い	老人ホームの入所	ベビーシッター	運動指導
3	3	3	2
0.4%	0.4%	0.4%	0.3%

障害者施設の入所	その他	無回答	総計
1	69	572	918
0.1%	8.6%	71.5%	100.0%

希望する行政サービスとしては、「定期的な健康相談」5.8%、「ホームヘルパーの派遣」5.0%、「食生活・栄養指導」3.9%、「保健婦の継続的な訪問指導」3.6%となっている。

#### 現在困っていること

今後の見通しが立たない	買い物等日常生活が不便	住居環境が悪い	経済的に困っている
133	110	92	65
16.6%	13.8%	11.5%	8.1%

自分及び家族の健康が保たない	プライバシーが保たれない	医療を確保しにくい	家族・近隣との関係が悪い
54	48	37	17
6.8%	6.0%	4.6%	2.1%

孤独	その他	無回答	総計
10	102	344	1,012
1.3%	12.8%	43.0%	100.0%

現在困っていることでは、「今後の見通しが立たない」16.6%、「買い物等日常生活が不便」13.8%「住居環境が悪い」11.5%、「経済的に困っている」8.1%と続く。

#### (6) 救急・応急物資の調達

宝塚市地域防災計画上では、災害時に被災者に食糧・給水・その他生活必需品を給与または貸与することが計画されている。そして、災害救助法が適用された時は、知事の補助機関としてまたは、委任を受けて市長が実施するとある。このたびの未曾有の大震災では、現行の計画どおり対応するには難点があったことは否めなかった。

物資の調達は、福祉部福祉推進課が対応した。救助活動に必要な多種多様で膨大な救援物資が送られて来るまでの間調達した物資は、震災当日からしばらくの間は、米3,210kg、調味料、紙製の食器等の炊き出しの材料及びカップ麺等の食糧が大半であっ

た。

また、毛布2,466枚、下着1万5,000枚や避難所に必要なトイレトーパー類等も、救援物資が送られて来るまでの間調達した。一方被災家屋応急用ブルーシート3万5,000枚の配付を行った。

#### 主な食べ物等の供給状況

	1/17	3/2	5/21	
食べ物	おにぎり 2/5 or 2/26 弁当 1/27 牛乳orジュース 1/18 水 1/19 1/31 ウーロン茶等 1/20 漬物 1/19 カップメン 2/6 缶詰 2/1 ミカン 1/31 粉ミルク	味噌汁の素追加 バタージャム追加 4/15 2/28 3/15 2/28 3/16 3/2 2/28 3/2	味噌汁の素追加 インスタントコーヒー フルーツ野菜ジュース 4/15 2/28 3/16 3/2 2/28 3/2	おにぎり 味噌汁の素追加 バタージャム追加 牛乳orジュース 水 ウーロン茶等 漬物 カップメン 缶詰 ミカン 粉ミルク
身用品	1/17 毛布 1/22 下着・ボット 1/23 防寒着・救急箱 1/27 赤十字セット 1/29 ラジオ 1/29 携帯ラジオ 1/29 ガスコンロ 1/31 マット	1/22 下着・ボット 1/23 防寒着・救急箱 1/27 赤十字セット 1/29 ラジオ 1/29 携帯ラジオ 1/29 ガスコンロ 1/31 マット	1/22 下着・ボット 1/23 防寒着・救急箱 1/27 赤十字セット 1/29 ラジオ 1/29 携帯ラジオ 1/29 ガスコンロ 1/31 マット	1/17 毛布 1/22 下着・ボット 1/23 防寒着・救急箱 1/27 赤十字セット 1/29 ラジオ 1/29 携帯ラジオ 1/29 ガスコンロ 1/31 マット
随時配送	購入	味噌汁の素・汁物炊き出し材料等		
支援物資	主	食/米・ご飯缶詰・カップメン・パン等		
	副	食/野菜・卵・肉・レトルト食品・缶詰等		
	飲	物/ペットボトル・お茶・牛乳・ジュース・清涼飲料水		
	嗜好品	/チョコレート・クッキー・飴・コーヒー・紅茶等		

避難所での窓口配布薬品類

バンドエイド、綿棒、清浄綿、湿布薬、貼り薬、目薬、テラマイシン軟膏、バファリン、イソジン、滅菌ガーゼ、伸縮包帯、0.1%アクリノール、ブロン液エース、プレコール、シンピタ、パイロンⅡ、ブラックス、子供ベンザ、トロット、セデスハイ、トローチ、シーブリーズ（全身用）、ベンザエース、小児用ベンザエース、プレコールS顆粒、胃腸薬グリーン、ワカ末グリーン、正露丸、アルボスうがい薬、新グレラン、オプティザイム、アクリトル消毒液、アキレスバンテージ、スキナクレーン、ハリナース、リンスンL、生理ナプキン、改源、アネトンせき止め、ダンリッチA、ダン、ポボンS、カルテバ液、ライゾール芳香、ビタミンACE、ビタミンB、ビタミンC、マルチビタミン、マルチミネラル、カルシウム、マグネシウム、ミネラルスリー(fe. zn. cu)、プロテイン、スピルリナ、ブランファイバー、オキシドール、便秘薬、脱脂綿、整腸剤、滅菌ガーゼ、体温計、トローチ、トロット、ヴィックス、QPゴールド、メンソレータム、ピオフェルミン、オロナイン、セデス、アンメルツ、リップクリーム、外傷薬、絆創膏、鎮痛剤、解熱剤、マスク、ハンドクリーム、ライゾール、栄養剤、口腔清浄剤、ナインコール、ルメコール、フジリニメント、下痢止め、テラマイシン、リンセス、カルテバ、タイガーバーム、フジアローH、消臭スプレー等

地域防災計画抜粋

第3款 食糧供給計画

災害時における被災者及び救助作業従事者等に対する食糧の供給は、本計画の定めるところによる。

1. 担当機関 福祉部（福祉部）及び食糧調達部（市民部）

災害救助法が適用された時は知事の補助機関として、または委任を受けて市長が実施する。同法の適用のない場合は原則として市長が実施する。

2. 応急食糧の種類及び調達方法

(1) 炊き出し用米穀

炊き出し用米穀は農林水産省兵庫食糧事務所宝塚支所へ所要量を報告し、その指示により阪神米穀(株)その他の応急用米穀卸売業者から購入するものとする。

食料事務所宝塚支所 宝塚市小浜1丁目1-6	平日（時間内）庶務課長 87-5484 夜間、休日 支所長宅 0795-87-0253
阪神米穀(株)宝塚営業所 宝塚市宮の町10-8	平日、夜間、休日 86-0711(代)

(2) 米 飯

各学校の給食施設が使用できないとき及び、炊き出し能力を超えるときは別表2の業者に発注すること。

(3) 生 パ ン

災害の状況により米穀の入手が困難なときは、別表2の業者に発注すること。

(4) 乾 パ ン

(1)~(3)が不可能な場合、米穀の方法に準じ、市長→県知事→兵庫食糧事務所のルートにより（通信途絶の時は直接）大阪食糧事務所業務第一部長（夜間自宅0720-51-4901）に放出を要請するものとする。

（注）備蓄量（近畿地区分）51,840食（14.72kg入り405C/S、1C/Sは115g入り128袋）さらに不足の時は、自衛隊に放出を要請すること。

(5) インスタント食品・副食品類

インスタント食品（即席ラーメン・即席ライス等）、調理缶詰、味噌、醤油、塩類等は必要に応じ、市内各小売店、学校給食会（72-0041）又は県（農林水産部食品流通班078-341-7711）を通じ購入するものとする。

3. 供給方法

(1) 避難所に収容された者に対する場合、市長は調達食糧を直接供給するか、あるいは小売販売業者を指定して



行なう。

#### 4. 炊出し

##### (1) 炊出し場の設置

災害の状況に応じ、避難所または被災地域に最も便利な位置に設置する。

##### (2) 炊出し要員

炊出しの実施は、福祉班を中心として行ない、状況により日赤奉仕団、その他各種団体に応援を求める。

##### (3) 炊出しその他による食品の給与基準等については、災害救助法を適用する時は同法により、同法に適用しない場合は同法に準じて行なう。(災害救助法施行細則参照)

調達食糧一覧表

品名	業者名所在地	電話	調達可能量(食分)	備考(輸送力等)
米飯	岡本食品(株) 宝塚市安倉南4丁目	86-2928	3,000食/H (7,500食/2.5H)	3t車4台可 (1台3,000食積)
	永和食品(株) 大阪市淀川区	昼市役所内 夜・休日06-431-5248 (予備0727-70-3784)		対策要員専用
生パン	宝塚キムラヤ 宝塚市武庫川町	86-2923	15,000/8H	可
	富士ベーカリー 宝塚市栄町1丁目	86-2242	15,000/8H	可
	生田製パン所 宝塚市福井町	72-3178	5,000/8H	可
	岡本食品(株) 宝塚市安倉南4丁目	86-2928	15,000/8H	可(パン牛乳のセットで 1千食可)
牛乳	明治牛乳西宮工場 西宮市	0798-26-0022		紙容器のもの
	森永牛乳阪神工場 西宮市	0798-66-1991		可

#### 第5款 物資供給計画

災害時に被災者に配給する衣料、生活必需品、その他の物資について、その確保と配給の確実を期するための計画である。

##### 1. 実施責任機関

(1) 災害救助法が適用された場合における被災者に対する物資の供給の実施は、市長が知事の委任を受けて実施するものとする。

##### (2) 担当機関

財務部(財務部)及び福祉部(福祉部)

##### 2. 実施の方法

災害救助法を適用するときは同法により、同法を適用しないときは同法に準じて行う。

##### (1) 基準

(災害救助法による実施基準)

① 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水(土砂のたい積等であって一時的に居住することができない程度のものを含む。以下同じ。)若しくは船舶の遭難等により、生活上必要な被服、寝具、日用品等を喪失し、又は損傷して、直ちに日常生活を営むことが困難となった者に対して行うものとする。

② 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うものとする。

ア 被服、寝具及び身のまわり品

イ 日用品

ウ 炊事用具及び食器

エ 光熱材料

③ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与を実施するために支出する費用の額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号の表に定める額の範囲内とする。

ア 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

世帯区分 季 別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯以上
夏 季 4月～9月	円 16,800	円 21,500	円 31,700	円 38,000	円 48,100	48,100円に、世帯人員が5人をこえて1人を増すごとに7,000円を加算した額
冬 季 10月～3月	円 27,700	円 35,800	円 49,900	円 58,500	円 73,300	73,300円に、世帯人員が5人をこえて1人を増すごとに10,000円を加算した額

イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

世帯区分 季 別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯以上
夏 季 4月～9月	円 5,500	円 7,400	円 11,200	円 13,500	円 17,300	17,300円に、世帯人員が5人をこえて1人を増すごとに2,300円を加算した額
冬 季 10月～3月	円 8,800	円 11,700	円 16,600	円 19,700	円 24,900	24,900円に、世帯人員が5人をこえて1人を増すごとに3,200円を加算した額

④ 前項各号の表において、「夏季」とは4月1日から9月30日までを、「冬季」とは10月1日から翌年3月31日までをいい、季別の決定は、災害の日をもって行うものとする。

⑤ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、災害の発生の日から10日以内に完了するものとする。

(2) 物資配給計画表の作成

福祉部福祉班は、調査班の収集した被災世帯に関する調査書に基づき、県救助物資については、上記2(1)に掲げる基準に従い、被害区分別、世帯区分別に物資の種類並びに配給数量を決定し、物資配給計画表(様式第1号)を作成するものとする。

その他、調達物資、来援物資についても、県救助物資と勘案のうえ配給計画をたてるものとする。

(3) 物資の配給方法

福祉部福祉班は、物資配給計画に基づく物資を各地区避難所へ送付する。各地区避難所では、日赤奉仕団等の協力を得て各被災世帯に対し敏速に配布し、物資の給与状況(様式第2号)を作成し、対策部防災班に送付するものとする。

(4) 物資の備蓄

給与物資を備蓄する場合は、集積所に備蓄責任者を定め、物資を保管させるものとする。

この場合必ず物資受払簿(様式第3号)を備え、各物資ごとに受払い記録し、常に手持ち数量を明確しておくものとする。

(様式第1号)

物資配給計画表													地区					
世帯区分 被害区分	世帯数	世帯構成別									配給物資並びに数量							
		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯	8人世帯	9人世帯	10人以上世帯	県救助物資		調達物資		来援物資		
		毛布		肌着														
全壊(焼)																		
流失																		
半壊(焼)																		
床上浸水																		
計																		

(様式第2号)

物資の給与状況

住家被害 程度区分	世帯主 氏名	基礎となった 世帯構成人員	給与 月 月	物 資 名				実支出額 (円)	備 考
計	全壊 半壊	世帯 世帯							

災害救助物資として上記のとおり給与したことに相違なし。

年 月 日

福祉部長

(様式第3号)

物資受払簿

物資名 月 日	摘 要	集積場所		現在数	備 考
		受数	払数		



## (7) 応急給水活動

応急給水においても、宝塚市地域防災計画上では、災害のため飲料水が枯渇し、または汚染して、現に飲料に適する水を得ることが出来ない者に対する飲料水の供給計画が定められている。しかし、一瞬にして約5万戸、67.6%の家庭で断水した。計画どおり行うすべもなかった。

### 応急給水活動を振り返って

私たちの日常生活に、一滴も欠かすことができない「水道水」。1月17日の大震災で、この“命の水”の供給が、一瞬にして市内約5万戸、67.6%の家庭でストップした。災害時の応急給水担当の水道局は、過去に類を見ない大被害に直面し、職員は震災当日から不眠不休、24時間体制で給水活動に全力を傾注した。

震災当日は、電話が不通とあって、職員が常駐する4ヵ所の浄水場には、水を求めてやってくる市民の長蛇の列が深夜まで続いた。電話が復旧した18日からは、水を求める市民の悲痛な電話がジャンジャンとなりっ放し。大きな市内地図に断水区域を書き込み、給水タンク車の出勤区域と時間を決定した。しかし、水道局の現有職員、3基しかない給水タンク、ポリタンク1,000個程度の災害備蓄用品だけでは、この大規模な「断水」に対して、人的時間的に限度があった。とても、すべての市民に迅速に、十分な水道水を応急給水することは、不可能であった。そのため、水道局は、市の災害対策本部とは別組織として、局内に水道災害対策本部を設置し、連日、情報の収集、その日の応急給水活動のマニュアルを作成し、より効率的、公平な給水活動が行えるよう、細心の注意を払った。しかし、局事務所は、さらに殺到する市民からの電話、窓口対応に混乱状態が続いた。

その時、朗報が届いた。日本水道協会、建設省、自衛隊などから、応急給水、応急復旧のため支援隊が来宝してくれるとのこと。局職員の顔に、ほっとした安堵の色が見えた。

震災の翌日、18日には、早くも自衛隊を始め、県下、大阪・京都府下の自治体、事業体はもとより、北は東北・北越、西は四国から水道マンたちが、給水タンク車、作業車とともに、極端な交通事情が悪いなか来宝し、支援活動にエネルギーを費して頂いたのである。この結果復旧工事は、急ピッチに進んだ。応急給水作業も順調に行うことができた。

断水状態が500世帯にまで減少し、局が概ね「仮復旧の宣言」をした2月7日までの間、支援して頂いた自治体、事業体は78団体、延べ支援人数1,520人、給水車延べ725台にも達したのである。支援を頂いた自治体、事業体は別表のどおりである。

また、局の応急給水方法も変更した。給水タンク車だけでなく、各学校、公民館、公園の公共施設を始め、ある地域では、送水本管から直接給水管を立ち上げ、道路上に、蛇口を設けて、定点での給水活動を同時に行い、市民に24時間、いつでも給水可能な措置をとったのである。

この結果、地震当初、市内全域での仮復旧、仮給水は、2ヵ月を要すると見込んでいたが、2月24日には、家庭損壊などにより、閉栓処置をとった世帯を除いて、断水“ゼロ”にこぎつけた。これも、最大の要因は、全国から駆けつけて頂いた支援団体、そして厳寒の中、地図も判らず応援活動に従事して頂いた他市の職員のお陰であると感謝している次第である。「もし、あの時、支援が皆無であり、局職員だけだったなら、……」と想像すると身の毛がよだつ思いである。

後日、支援団体、事業体の職員に感想を聞いたところ、多くの人たちが「宝塚市民の冷静な態度、行動、思いやりの心に感動した」「何度も有難う、ご苦労さまと、礼を言われ、支援のしがいがあった」「宝塚市民からお礼の手紙をもらった」「お礼を言われ、私達も支援以上のもを感じ、爽やかな気持ちになった」など、我が町“宝塚”について、良いイメージを持って頂いたことを報告しておきたい。

### 地域防災計画抜粋

#### 第4款 給水計画

災害のため飲料水が枯渇し、または汚染して、現に飲料に適する水を得ることができない者に対する飲料水の供給は、本計画の定めるところによる。

##### 1. 実施責任機関

(1) 飲料水供給の直接の実施は市長が行なう。但し災害救助法が適用された時は、市長が知事の委任を受けて実施する。

(2) 知事は大災害が発生し、市長から要請があった場合は、飲料水の供給を実施し、または応援する。

##### (3) 担当機関

水道部（水道局）

##### 2. 給水対策

(1) 飲料水の確保が地域的にのみ不可能または困難となった時は、現に飲料水を得ることができないものを対象として実施する。

(2) 災害救助法が適用された時は、その期間中は同法により、それ以外の時は伝染病予防事業その他として実施する。

3. 給水基準

(1) 実施基準及び実施方法は、災害救助法を適用する分については同法により、また同法によらない場合は同法に準じて行なう。(災害救助法施行細則参照)

(2) 供給量 1日1人3ℓ (災害救助法による場合)  
供給期間は、災害発生の日から7日以内とする。

(3) 伝染病予防法による場合 1人1日約20ℓ  
但し異常大災害の場合 3ℓ～5ℓ

「中省略」

5. 実施の方法

(1) 給水方法

給水は、被災世帯ごと、あるいは避難所ごとに給水タンク、ドラム缶等で往復運搬し、または、災害現場に近い消火栓から給水するものとする。

種別	数量	容量	保管場所
給水タンク	2	1.0kℓ	宝塚市水道局
〃	1	1.5kℓ	〃
携行容器	10	20ℓ	〃
〃	40	10ℓ	〃

(2) 応急給水用機器の種別、能力、保有数等

(3) 他都市及び関係機関からの給水応援計画

大災害において、市の能力をもって給水のできない事情に至るおそれのあるときは、阪神6市1町災害応急対策活動の相互応援に関する協定により、近接市町から順次応援を求める。

この場合は、その災害の規模、種類、地域等を正確に迅速に判断して行うものとする。

6. 給水施設の応急復旧

災害対策本部水道部が、直ちに復旧作業にあたる。

7. 編成組織



支援団体等の状況

区分	団体数	期間	給水車延台数	延人員
地方自治体	46	1/18～2/3 17日	376	909
地方建設局	3	1/20～2/3 15日	129	144
陸上自衛隊	2	1/18～1/30 13日	39	104
民間団体等	9	1/19～2/7 20日	56	93
計			600	1,250

注) 地方自治体：別表  
地方建設局：近畿、中国、関東地方建設局  
陸上自衛隊：第3師団(伊丹)、第9師団(弘前)  
民間団体等：省略

支援地方自治体一覧

1 兵庫県企業庁	22 大阪府箕面市	○	43 福井県春江町	
2 〃 生活衛生課	23 〃 泉大津市	○	44 〃 丸岡町	
3 〃 豊岡市	24 〃 能勢町	○	45 愛知県環境衛生課	
4 〃 川西市	25 〃 田尻町	○	46 〃 豊田市	○
5 〃 龍野市	26 〃 島本町	○	47 〃 春日井市	○
6 〃 氷上町	27 〃 豊能町	○	48 石川県野々市町	
7 〃 山南町	28 京都府福知山市	○	49 新潟県上越市	○
8 大阪府水道部	29 〃 宮津市	○	50 長野県駒ヶ根市	○
9 〃 大阪市	30 〃 岩滝町	○	51 埼玉県川口市	○
10 〃 吹田市	31 〃 加悦町	○	52 福島県福島市	○
11 〃 大阪狭山市	32 〃 伊根町	○	53 〃 会津若松市	○
12 〃 富田林市	33 〃 野田川町	○	54 〃 いわき市	○
13 〃 河内長野市	34 〃 大江町	○	55 〃 郡山市	○
14 〃 藤井寺市	35 〃 三和町	○	56 青森県八戸圏域広域	
15 〃 高石市	36 〃 丹波町	○	水道企業団	
16 〃 松原市	37 福井県消防防災課		57 香川県生活衛生課	
17 〃 岸和田市	38 〃 小浜市	○	58 〃 丸亀市	○
18 〃 貝塚市	39 〃 勝山市	○	59 愛媛県松山市	
19 〃 泉佐野市	40 〃 敦賀市		60 岡山県消防防災課	
20 〃 阪南市	41 〃 武生市		61 〃 倉敷市	
21 〃 羽曳野市	42 〃 清水町		62 〃 中央町	○

注) ○は来室団体 (46団体)

阪神・淡路大震災

送・配水管に大きな損害



市民に生活水を、広さ約100㎡にわたるタンク車

被害総額 約6億9,000万円に

災害に強い水道めざし

本格的、復旧工事が始まる

市内で百六人が犠牲、負傷者は二千二百一人という大災害、阪神・淡路大震災は、市内でも尊い人命の犠牲と、大きな被害をもたらしました。

一月十七日午前五時四十分、地下淡路島を震源とする大地震は、マグニチュード七・二という未曾有の大災害、市内でも死者、負傷者が続出、全壊家屋三千八百戸、半壊家屋八千八百八十一戸、一部損壊家屋は約一万三千戸という膨大な被害をもたらしました。被災世帯は約三万九千。地震直後の一月八日には、市内五十五ヶ所の避難所に一

万五千九百四十五人が集まりました。市はじまって以来、かつてない被害状況を呈しました。水道についても、送・配水管の損傷がひどく、地震当日の一月十七日には、七万四千世帯中、六七・六%に及ぶ約五万世帯で断水。市水道局は、全職員が、二十四時間体制で、給水車などで、生活に欠かせない水の供給に総力をあわせて対応

しました。市の水道施設の損傷も大きく、その主なものは、川下川貯水池無圧導水トンネルの損傷、小井浄水場の損傷、池田浄水場の破損、小井浄水場の破損、八ヶ所送水管の破損など、さらに配水管の破損は市内二百三十七ヶ所、配管は約千五百

メートルに達しました。各家庭への給水管も市内八百六十八ヶ所破損し、断水ご迷惑をかけました。水道局は、市民のみならず、一刻も早く生活水を運るため、最大限の努力を傾注、二月中旬には、既に復旧工事が完了し、一部地域を除いては全市域で断水が解消されました。これらに用いた経費は、

全国から暖かい支援の手

仮復旧工事などに70数団体

阪神・淡路大震災で甚大な被害を受けた市の水道。発生直後の一月十七日、七万四千世帯のうち六七・六%、約五万世帯で断水しました。水道局は職員を非常招集、応急給水、給・配水管の復旧工事に総力をあけて取り組まれました。しかし、水道局だけではその対応策、作業はとて無理。このため、全国の各市町、水道事業者などに応援を依頼し、早くもその一環が到着給水車による応急給水活動に従事してもらいました。仮復旧工事が概ね完了し、断水世帯も五百世帯まで回復した二月七日までの間、全国から四十六自治体をはじめ、自衛隊、建設省、民間などから応援を受け、その数は、七十数団体、延べ八千五百二十一人、給水車延べ七百二十五台に達し

ました。また、給配水管復旧工事にも、大阪府水道部ほか延べ三百八十五人の水道マンが応援隊で来賓、ほぼ三週間で、各世帯に給水ができました。

また、昨年度の異常洪水では、市民のみならず、節水の協力依頼や、節水を呼びかけるなどとして、何とか時間差を縮め、給水ができました。去る五月の大田には、心配してました川野貯水池も断水となり、今年には通水がとて、断水が回復できるとおぼやか定給水が十分に可能と見ておりました。昨年より深井戸を三井開削し、湯水に備えた対策をとっています。今後も市民生活を支える水道としての事に取り組み、まいります。ご協力をお願いいたします。

天災の教訓

今後の水道事業に

宝塚市水道事業管理者 樋口 健

先の阪神・淡路大震災におきまして被災された市民の皆さん、心からお見舞い申し上げます。水道局はこの度の責務をしっかりと果たし、災害に強い水道事業を構築してまいります。今後市民生活を支える水道としての事に取り組み、まいります。ご協力をお願いいたします。

給水・復旧応援をいただいた官公庁一覧表

..... 本当にありがとうございました .....

(順不同)

Table listing various government and public organizations that provided support for water supply and restoration. Columns include organization names and their locations.



## (8) 応急医療の実施

### ① 救護活動

市内の医療機関が被災し、市民に対して十分な医療を提供することが出来なかったため、災害救助法に定める「医療」すなわち「医療の途を失った者に対する応急的処置」としての救護活動を行った。それには、一般医科、歯科及び医薬品を拠出し応急対応を行った。

#### ア 市立病院救急体制

##### i 宝塚市地域防災計画における市立病院の役割

- ・負傷者、その他被救助者の応急医療に関すること。
- ・医療材料の調達及び供給に関すること。
- ・救急患者収容に関すること。
- ・救護所における救護に関すること。

#### イ 市立病院の初動体制

##### ① 市立病院での診察患者数（震災1週間の実績）

	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日
外来患者	293	183	428	560	62	66	733
入院患者	261	245	232	228	229	227	227

##### ② 市立病院での診療体制

- ・1/17～1/22まで24時間応急診療体制
- ・1/17、1/18外来診療ストップ
- ・1/19から外来10：00より受付を開始
- ・1/23より外来通常診察を開始

##### ③ 救護所（市立スポーツセンター）での医療活動

- ・1/17、1/18 医師5名、看護婦3名の派遣
- ・1/30～2/14 医師1名、看護婦1名の派遣

##### ④ 各避難所での医療活動

- ・1/30～2/14 医師1名、看護婦1名、事務1名のチーム編成で各避難所を巡回。

##### ⑤ 救護所への医療材料・薬品の供給状況

- ・診療材料 19種類 30品目 484セット
- ・薬品 112品目 13,285セット

##### ⑥ 災害時での相互応援体制の整備

平成8年1月17日付けで「兵庫県自治体病院開設者協議会災害初動時相互応援協力に関する協定」を締結し、兵庫県下42公立病院間で、被災下病院が独自で十分な医療活動が出来ない場合相互扶助精神に基づき、速やかに応援協力を行う。

### ② 宝塚市医師会ボランティア医療相談活動

宝塚市医師会ボランティア避難所医療相談活動は、平成7年2月6日（月曜）から開始された。

医師会の4地区会12ブロックから、避難所医療相談のボランティア活動に78名の医師が参加された。避難所によっては、2月中に閉鎖される場所もあったが、もっとも長かったのは総合体育館（スポーツセンター）で地震発生後123日である5月20日（土曜）まで継続された。避難所での活動には、市関係者、避難所施設関係者、ボランティア活動者の協力もあって円滑に機能した。避難所での点滴輸液が行われたり、急性腹症で深夜救急車で入院等の事例もあったが、宝塚市での医療相談活動での印象は、全般に穏やかな経過であった。2月6日（月曜）から123日後の5月20日までの間に、血圧測定を含めた医療相談には992名、治療を医療機関に依頼したものを含めた治療対象者は295名、合計1,287名であった。

1) 仁川・小林地区では24名の参加者が、10避難所の医療相談を行い、相談活動終了の早いところは2月中に、もっとも遅いところでは、良元小学校の5月17日であった。血圧測定を含めた、相談件数は406名、治療件数は155名、合計561名であった。

2) 逆瀬・南口地区では24名の参加者が、4避難所を担当し、末広小学校での4月10日の活動を最後に終了した。相談件数は200名、治療件数は44名、合計244名であった。

3) 宝塚・清荒神地区では19名の参加者が、10避難所を担当し、売布小学校での3月16日（木曜）をもって活動を終了した。相談件数は128名、治療件数は41名、合計169名であった。

4) 中山・山本地区では21名の参加者が、13避難所を担当し、スポーツセンター（総合体育館）での5月20日（土曜）をもって活動を終了した。これは今回の医療相談活動では、仁川・小林地区の良元小学校の5月17日（水曜）（地震発生後120日）を越えて最長の期間（地震発生後123日）であった。この間、血圧測定を含めた医療相談件数は254件、治療件数は51名、合計305名であった。

### ③ 宝塚市歯科医師会ボランティア活動

宝塚市歯科医師会においては、阪神・淡路大震災の被災者に対するボランティア活動の一環として、仮設住宅居住者に対する巡回訪問無料歯科検診を下記のとおり行った。

- 1 期 間 平成7年8月10日～平成8年12月3日
- 2 訪問回数 20回
- 3 訪問箇所 32箇所（総戸数 1,533戸）
- 4 出 務 者 歯科医 延べ119名  
歯科衛生士 延べ12名
- 5 受診者数 580人（男子206人、女子371人）
- 6 内 容

事前に戸別に案内ビラを配布し、ふれあいセンターのあるところは、ふれあいセンターで実施し、ないところは戸別訪問によって実施した。

- (1) 歯科検診
- (2) ブラッシング指導
- (3) 歯科相談
- (4) アンケート調査

#### ④ 宝塚市薬剤師会ボランティア活動

大震災発生当初、必要な医薬品がなく、会員薬局から医薬品を拠出、緊急対応する。

各避難所ごと担当薬剤師が訪問、「くすりなんでも相談」、服薬指導、配布医薬品のチェック、管理を行う。学校避難所には、担当学校薬剤師が随時訪問し、上述の活動に加えて、学校設備の点検を行う。

スポーツセンター内に開設された市診療所に薬剤師を派遣、「くすりなんでも相談」、服薬指導を行う。

#### 活動

- 1 期間：平成7年1月20日～同年2月5日(17日間)
- 2 対象：市内の避難所に避難している被災者  
\*小・中学校など35校  
\*会館・公民館など31施設 計66カ所
- 3 活動に携わった薬剤師数：  
\*小・中学校など…各校担当の学校薬剤師を主に、44名が、期間中随時訪問。  
\*会館・公民館など…期間中延べ175人が訪問。

#### 4 内容：

##### 1) 避難所における主な活動

- ① 避難者に対する「くすりなんでも相談」を行う。
- ② 避難者の病状の訴えに応じて、適切な薬を手渡し、服薬指導を行う。
- ③ 症状によっては、病・医院に連絡、必要な手続きをとる。
- ④ 避難所責任者と相談の上、配布されている医薬品の管理を行う。

- 2) スポーツセンター内(市救護所)〔1月17日開設、2月10日閉鎖〕に、期間中2名の薬剤師が交替で出務。
- 3) 学校薬剤師は、1)の活動に加えて、学校保健室、理科実験室の保管薬品の点検を行う。

#### ⑤ 市の救護所の開設

宝塚市立総合体育館は当初避難所として使用していたが、避難者に負傷者が多く、簡単な手当てを行ううちに、徐々に救護所的存在となり、1月19日に正式に、救護所として救護所を開設した。この救護所は、2月10日まで設置され受診者数は484名にのぼった。

震災直後は、外科的疾患（創傷、捻挫、骨折、関節痛等）がほとんどであったが日時が経過するにしたがって、内科的疾患（感冒、胃腸疾患等）の他、高血圧、不整脈、狭心症などの慢性的な病気がみられた。

救護所のスタッフは、健康センター所長、保健婦、看護婦等で24時間開設した。その後、市立病院や他の応援医療機関のスタッフの協力も得て運営していたが、市内の医療機関も少しずつ診療を再開し、周囲の状況も落ち着きを取りもどしはじめたため、2月10日をもって救護所を閉鎖した。

#### ⑥ 県の救護所の開設

避難所にいる被災者等の医療を確保するために、県の要請により、市内5カ所の避難所に、県救護所を開設した。開設期間は、1月24日から2月5日までの約2週間であった。

その間、国立長崎中央病院外、国立の5医療機関から、4日周期で、医師・看護婦、薬剤師等の医療スタッフの応援を得て、各救護所での診療及び、周辺避難所への巡回診療を行った。

#### ⑦ 巡回医療・健康相談

巡回医療は、1月20日より開始し、加西市民病院、国際医療センター等15の医療機関からの協力を得た。医師、看護婦、薬剤師等のスタッフが来所し、避難所を巡回し診療に当たった。避難所の受診総数は、2,091名であった。

受診者の内訳は、前記救護所の場合と大差なく、地震直後は、外科的疾患（創傷、捻挫、骨折、関節痛）日時が経つと内科的疾患（感冒、胃腸病、その他の慢性的疾患等）の受診者が目立ちはじめた。

特に慢性的な病気である高血圧、不整脈、狭心症、

糖尿病など常に食事の注意や疲労の防止など、日常生活での注意が必要な病気は、不自由な避難所生活では満足な食事管理も出来ず、合わせて他の避難者との人間関係のトラブルなど病気を悪化させる要因が増大してゆくばかりで、一日も早い住居対策が望まれた。

健康相談は、巡回診療時に保健婦が同行し、随時その場の状況に合わせて、健康相談を実施した。

#### ⑧ 予防接種の実施

今回の地震に際し、被災者の中でカゼの流行が問題となったため、その対策の一環として、予防接種法に基づく予防接種とは異なり、あくまでも個人の発症予防、重症化防止を目的として、避難所に避難されている65歳以上の高齢者で希望される方を対象に、インフルエンザワクチン接種を実施した。

まず、2月1日（水）に全ての避難所を対象にワクチン接種希望者の調査を実施し、258名の希望があった。これを受けて、2月4日（土）から2月8日（水）までの5日間にわたって延べ12会場で実施し、271名の希望者に対して255名にワクチンの接種を実施した。

スタッフとしては、2月4日（土）から2月5日（日）の2日間にわたって、厚生省派遣団として、東海大学医学部から医師2名、看護婦（士）3名が来宝されワクチン接種に協力を得た。また、2月6日（月）から2月8日（水）の3日間にわたって、宝塚市医師会の医師6名の協力を得てワクチン接種を行った。

#### ⑨ 仮設住宅入居者の検診・健康相談活動

市内の仮設住宅のうち、ふれあいセンターのある仮設住宅で、8月上旬より、検診を開始した。内容は、成人病検診と肺がん検診で、成人病検診では、身長、体重測定、血圧測定、尿検査、心電図、眼底検査、

実施日、場所及び実績

	成人病	肺がん	結核検診
(1)平成7年8月10日 高司ふれあいセンター	16人	16人	16人
(2)平成7年9月5日 野上ふれあいセンター	28	24	25
(3)平成7年10月17日AM すみれが丘ふれあいセンター	14	14	14
PM 売布東の司ふれあいセンター	16	15	15
(4)平成7年11月8日 北ひばりふれあいセンター	18	16	16
(5)平成7年12月5日AM 中山台コミュニティーセンター	8	7	8
PM 宝梅ふれあいセンター	16	15	15
合計	116	107	109

血液検査等であった。肺がん検診は胸部レントゲンの間接撮影で、各ふれあいセンターでの実施日と受診者数は下記のとおりである。

また、仮設住宅入居者に対する健康問題への対応等の一つとして、健康相談を開始した。これは、保健所と協議のうえ、各仮設住宅ごとに分担して担当しそれぞれの実状に応じて健康相談を実施してゆくことにしている。

市は当面すみれが丘、北ひばり、宝梅の各ふれあいセンターを担当し、11月より開始した。11月、12月中の指導の状況は下記のとおり。

健康相談実施状況	月 日	来所者数	内 容
すみれが丘	11月24日	5	結果指導、運動指導、栄養指導
北ひばりが丘	12月7日	7	結果指導、ヨガ（自治会主催）

#### ⑩ 障害高齢者等訪問ケアサービス

震災当日の宝塚市の高齢化率は12.3%で、65歳以上のひとり暮らし高齢者は、約2,800人、うち80歳以上のひとり暮らしは約100人、ヘルパー派遣予備群としての虚弱高齢者は約130人と把握している。

これらの中で、ホームヘルプ家事介護サービスを受けていた高齢者は、300人、障害者30人、訪問看護利用者55人、リハビリ教室利用者120人、訪問指導継続フォロー者約130人であった。

避難状況は、入院と施設入所20人、親戚等への避難20人、避難所生活20人であった。

訪問活動として、電話訪問による安否確認、飲料水・食物の配達、避難所移動の説得・介助、生活情報の提供、避難所への救援薬剤配達、避難所要介護者訪問調査、仮設住宅単身高齢者、KDD寮入所者の訪問ニーズ調査等の訪問ケアサービスを行った。

### (9) 生活環境衛生対策

#### ① し尿の収集

震災直後本庁窓口は、トイレが溢れそうなので汲み取って欲しいという電話が鳴りっぱなしの状態であった。とりわけ、汲取り世帯が旧集落に集中していることもあり、塀、家屋倒壊による道路の途絶で迂回を余儀なくされ、また、道路損



壊により目的地まで到達しないためホースを延長しての汲取は、著しく作業能力を低下させた。

業者への連絡は、庁内電話がかかりにくく、公衆電話で連絡をとるという状態が続いた。

1月17日から5月31日までの避難所仮設トイレの汲取量は、約35万7,000ℓ、一般家庭の緊急汲取は、3万8,500ℓであった。

## ② 仮設トイレ等の衛生対策

トイレ口から糞尿が溢れ出ているかの有無の確認、地震により水道管が割れたものについては、水道の元栓を締める指導を行った。また、糞尿の溢れた箇所については、伝染病発生予防のため消毒対策を講じた。仮設トイレ設置期間中は、汲取業務のほか、仮設トイレの消毒を週1回程度行うほか、避難所の水洗トイレの復旧状況や仮設トイレの使用状況の巡回点検を行った。

仮設トイレは116基確保し、27箇所の避難所等に43基を設置。その他武庫川河川敷等の数箇所のがれき仮置場にも、必要台数を設置した。

## ③ 家庭系廃棄物収集・運搬

職員自身及び家族が被災している職員や、交通機関等の途絶もあり、当日は全職員の約20%の職員で収集業務を行わなければならない状態であった。さらに、主要道路が壊滅状態のため、車両の異常な渋滞が続き、普段の数倍の時間を要してもなお、ほとんど収集出来ない状況であり、このため、収集体制の立直しや、道路の通行の確保が急務となった。

このような混乱状態からスタートし、ごみの量は収集量よりも排出量の方がはるかに多く、ごみステーション以外にもあらゆるごみが（建築廃材なども多く）山積み状態となり、クリーンセンターへは通行障害、緊急車両の通行確保、放火などによる火災発生の不安、また衛生上などから即刻回収の要望に電話が鳴りっぱなしの状態であった。

1月21日から県下及び大阪府下等9市2町からの業務応援を受け、ごみ収集体制の強化により、2月上旬から、可燃ごみ及び資源ごみに限って一応復帰出来た。

## ④ 家庭系般廃棄物の処理

クリーンセンターの焼却炉、粗大ごみ処理、し尿処理の各施設及び各プラント類の損傷は幸いにして軽微であり、稼動には大きな支障がなかった。

震災に伴い家屋の倒壊による家庭等での食器棚、

本棚、冷蔵庫、テレビ、陶器類、ガラス等等家庭系一般廃棄物が多量に発生した。このため分別して収集が不可能となり、やむを得ず混合収集しクリーンセンターで焼却処理を行った。

1月19日の午後8時ごろ、焼却炉へ多量の陶器、ガラス類が混入したため炉内にクリンカー（溶けて固まりになったもの）が発生し非常停止する事故が発生した。職員総動員して焼却炉の復旧作業を行い20日の午前1時ごろ運転を再開した。以後可燃ごみ、不燃ごみを分別し、不燃ごみは、昭和58年から休止していた宝塚市不燃物理立処分地に搬送した。

なお、クリーンセンターに収集及び搬入された家庭系廃棄物量は7月までの半年間で約4万3,800<sup>ト</sup>にのぼった。

前年同月とのごみ量（家庭系）の比較（建設廃材を除く）

	平成6年 (1月～6月)	平成7年 (1月～6月)		
	ごみ量(トン)	ごみ量(トン)	前年比(トン)	増減率(%)
1月	5,273	9,456	+4,183	+79.3
2月	4,522	7,439	+2,917	+64.5
3月	5,521	6,914	+1,393	+25.2
4月	5,663	6,334	+ 671	+11.8
5月	6,337	7,110	+ 773	+12.2
6月	5,945	6,538	+ 593	+10.0
合計	33,261	43,791	+10,530	+31.7

## ⑤ 入浴施設の確保対策

震災発生の直後は、まず、避難すること、食べるもの、水などが確保されていく大変な状況の中にも、ようやく人心地がついてくると、何日か忘れていた「入浴」すなわち「風呂に入りたい」という自然な欲求が、多くの人から出されてきた。

地域防災計画上には、災害時の風呂の対策は講じられていなかったが、環境管理課、生活環境課を中心に急遽対応することとし、部内他課の応援も求めて順次仮設風呂を開設していった。

### ア 市役所設置の仮設風呂

県が、宝塚市全体用として、仮設風呂12基、仮設シャワー20基を市役所1階バルコニー（市民ホール横）に設置した。震災後、12日目によりやく設置完了、市で、管理、運営を行った。

入浴時間は、朝10時から夜9時まで、ボランティアの協力を得てオープンした。

## イ 自衛隊「野営風呂」

市役所の仮設風呂だけでは、十分ではないので、自衛隊第七後方支援部隊(陸上自衛隊東千歳駐屯地)が、2月1日到着。2月3日から入浴開始という計画が立った。風呂の設営は、自衛隊が行いそのことに係る水の給水、排水、利用についてのPR、利用形態の条件整備等を至急市が行わねばならなかった。

1時間に約60人ほど入れる大浴槽が設置された。(1日最大450人入浴可能)、男性は、奇数日、女性は、偶数日の入浴となった。

◎途中から、「第36普通科連隊 宝塚入浴支援班」(陸上自衛隊 伊丹駐屯地)が、任務交替

◎場所：末広小学校前の武庫川河川敷公園

◎入浴時間：午後1時から午後9時までとしてオープン(次頁表参照)

## ウ 避難所仮設風呂

避難所における仮設風呂の要望を受けて、施設管理者に対し、管理運営等を含めた仮設風呂の設置について、意向調査を実施、順次、対応可能な所から、バスメーカー等の協力により設置していき、全部で13箇所の避難所に、仮設風呂24台、シャワー3台を設置した。

さらに、移動式のトラックシャワー貸与の申し出があり、仮設風呂が設置されるまでの間、良元、売布の両小学校避難所に置いた。

避難所仮設風呂については、避難者の要望が高いものの、その管理運営等を考えると、必ずしも施設管理者としては、受入れに多くの課題があり、すべての避難所に設置することは、できなかった。

## エ クリーンセンター風呂

クリーンセンター内に、職員が昼間に利用する風呂の設備があり、風呂の提供は、多いほどよいということで、2月8日～4月15日までの間、夜6時から8時まで、市民に開放した。

## オ スポーツセンターの「シャワー」の開放

2月8日から4月25日まで開放。

入浴は、午前10時～夜8時まで。

男性6台、女性6台利用。

## ⑥ その他の対策

### ・有害物質の大気汚染状況

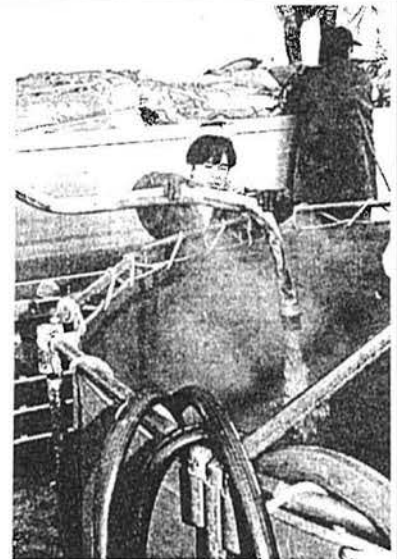
震災後より、環境庁、県、市が協力して環境モニタリング調査を実施した。その結果、本市では、特に影響は見られず、我が国の都市地域の環境濃度の

許容範囲に入っている。

### ・水質汚濁

震災による被害の著しい地域において、環境庁が県、関係市町村の協力のもとに、工場、事業場からの有害物質の漏出等による二次災害を未然に防止するためモニタリングを実施したが、二次災害につながるような工場、事業場の損壊はなかった。

## 長野県山ノ内町から 天然湯のプレゼント



二月十六日、長野県下高井郡山ノ内町から湯田中温泉の温泉水八割が届けられ、武庫川河川敷の野営風呂に供給されました。これは、山ノ内町と同町観光協会、同町旅館組合が地震で被害を受け、今なお入浴に不自由している人たちに、一日でも温泉気分を味わってもらおうと実施したものです。保温タンクに入れ、十一時間かけて陸送されてきた温泉水は、風呂へくみ出すと、盛んに白い湯気を立ちのぼらせていました。

## (10) 仮設住宅の確保

### ① 応急仮設住宅の建設

応急仮設住宅は、災害救助法に基づき、災害のため住家が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保できないものに対し、簡易な住宅を仮設し、一時的に居住の安定を図ることを目的としているものである。

応急仮設住宅の建設は、国の責任のもとで都道府県知事が実施するものとされていたが、県においては、今回の震災までは、知事の災害救助に関する事務の包括的委任規則により、仮設住宅の建設を含め災害救助については全般的に市町長が行うものとされていた。これに基づき宝塚市においても、地域防災計画の規定どおり、包括的に仮設住宅の建設に関

市民ホール風呂及び自衛隊風呂入浴利用状況

・凡例 ☆…最高 月 日	「市民ホール風呂」 〈延べ人数〉	「自衛隊風呂」 〈延べ人数〉	〈 備 考 〉
1月29日(日)	286人	—	※1/29市民ホール風呂稼働
1月30日(月)	434人	—	
1月31日(火)	547人	—	
2月1日(水)	789人	—	
2月2日(木)	828人	—	
2月3日(金)	790人	30人	●2/3自衛隊風呂稼働
2月4日(土)	808人	86人	
2月5日(日)	☆831人	121人	入浴者最高
2月6日(月)	691人	89人	
2月7日(火)	787人	119人	
2月8日(水)	734人	221人	※2/8市役所-野営風呂間をシャトルバス稼働
2月9日(木)	695人	178人	
2月10日(金)	561人	171人	
2月11日(土)	556人	196人	
2月12日(日)	529人	185人	
2月13日(月)	370人	239人	※2/13から市役所は、奇数日-女、偶数日-男とした
2月14日(火)	316人	267人	
2月15日(水)	467人	234人	
2月16日(木)	298人	☆282人	
2月17日(金)	353人	186人	
2月18日(土)	231人	186人	
2月19日(日)	368人	233人	
2月20日(月)	220人	144人	
2月21日(火)	307人	172人	
2月22日(水)	270人	156人	
2月23日(木)	339人	181人	
2月24日(金)	167人	142人	
2月25日(土)	251人	171人	
2月26日(日)	223人	151人	
2月27日(月)	227人	130人	
2月28日(火)	143人	159人	
3月1日(水)	219人	174人	
3月2日(木)	137人	140人	
3月3日(金)	180人	99人	
3月4日(土)	137人	98人	
3月5日(日)	140人	123人	
3月6日(月)	107人	89人	
3月7日(火)	176人	80人	
3月8日(水)	100人	75人	
3月9日(木)	142人	90人	
3月10日(金)	73人	39人	
3月11日(土)	71人	65人	
3月12日(日)	93人	64人	
3月13日(月)	73人	79人	
3月14日(火)	75人	44人	
3月15日(水)	73人	56人	
3月16日(木)	34人	14人	入浴時間を13:00~21:00に変更(従前は10:00~21:00)
3月17日(金)	50人	54人	
3月18日(土)	53人	34人	●3/18 自衛隊風呂終了
3月19日(日)	49人	—	
		計 5,846人	
3月20日(月)	43人	—	
3月21日(火)	54人	—	
3月22日(水)	49人	—	※3/22-ガス復旧率99.9%(未復旧戸数…100)
3月23日(木)	55人	—	
3月24日(金)	24人	—	※3/24 市民ホール風呂終了
	計 16,623人		3/26 損壊家屋を除き、ガス全面復旧



わるはずであったが、県の規則改正により、仮設住宅の建設についてのみ震災発生時に遡って県知事に権限が留保されることとなった。震災直後のそのような経緯を経て宝塚市は以降、市内建設用地の確保

をはじめとして、建設に関する調整、募集・入居事務から管理まで、設計・発注を除くすべての事務を行った。

### 募 集 要 領

家屋の倒壊などにより住宅を失われた方に対する一時的な住宅の提供にいて、つぎのとおり募集をおこないます。

申込区分	戸数	申し込み単位	場所	入居可能時期
仮設住宅	151	制限はありません。 (単身者は2人以上で申し込んでください。)	上池公園内、安倉南、鹿塩、美座、高司各地区	約1ヶ月以内
公団住宅	230	2家族でかつ5人以上	兵庫県内、大阪府内	手続き完了後即時
兵庫県営住宅	30	2家族でかつ5人以上	阪神間、神戸、東播磨地域	手続き完了後即時
市営住宅	10	2家族でかつ5人以上	中筋住宅、池ノ島住宅	手続き完了後即時
兵庫県以外の県営住宅 (岡山県、広島県、香川県、 和歌山県)	若干数	制限はありません。	左記の県内	手続き完了後即時

#### 募 集 条 件

- 1 住宅が全半壊するなどして、引き続き住むことが出来ない方に限ります。
- 2 入居期間は1年間を限度とします。
- 3 家賃は無料です。(ただし、共益費などは有料です。)
- 4 申し込み多数の場合は抽選とします。
- 5 前回募集の大阪府営住宅の当選者については、申し込みできません。ただし、補欠者は申し込みできます。

#### 申 込 要 領

- 1 期間 平成7年1月22日(日)～25日(水)
- 2 方法 申し込み用紙に記入してください。
- 3 受付場所  
AM 9:00～PM 5:00 市役所  
PM 3:00～PM 5:00 下記の避難場所、各隣保館、長尾支所、雲雀ヶ丘出張所、宝塚駅前サービスステーション  
良元地区 仁川小、良元小、末成小、西山小、光明小、高司小、高司中、阪神競馬場  
宝塚地区 売布小、スポーツセンター、宝塚市民会館、総合福祉センター、川面会館  
長尾地区 南ひばりガ丘中、東公民館

#### 注意事項

- 1 仮設住宅のみ高齢者、身体障害者、乳児または妊産婦のいる世帯について、優先枠を設ける予定です。
- 2 当選された方のわりあて方法は、仮設住宅と市営住宅については宝塚市が、県営住宅と公団住宅については兵庫県及び公団がおこないます。
- 3 手続き期間は未定ですが、所定手続きをすまされない方は、無効となります。
- 4 実態調査のうえ、申し込み内容と相違している場合は、当選されても取り消します。
- 5 電話による申し込みはできません。
- 6 発表については、後日各避難場所、支所、出張所などに掲示します。

#### 各住宅の概要

- 1 仮設住宅…25㎡程度、6帖、4.5帖、バス、トイレ、流し台
- 2 市営住宅…3Kまたは3DK
- 3 県営住宅等…詳細不明

\*\*\*仮設住宅等 2次募集のお知らせ\*\*\*

宝塚市

地震災害に遭われたみなさまに、心からお見舞い申し上げます。  
さて、家屋の倒壊などにより住宅を失われた方に対する一時的な住宅の提供について、つぎのとおり2次募集をおこないます。

申込区分	戸数	申し込み単位・資格	場所(予定)	入居可能時期	住宅概要
A 仮設住宅	795	特に制限はありません。 (単身者は2人以上で申し込んでください。1人で申し込んだ場合は、市で組み合わせをします。)	安倉北1丁目 中山中央公園 平井公園 逆瀬台1丁目 ほか	2月下旬以降の予定です。	6帖、4.5帖 バス、トイレ、流し台 今里町建設予定 分については シャワー、トイレ は共用です。
B 公団住宅 (住宅都市整備公団)	若干数	特に制限はありません。	京都市内 (桃山団地)	手続き完了後 即時	1DK、1D 2K
F 兵庫県住宅供給公社	15	2家族でかつ5人以上を原則とします。	安倉団地、宝梅団地	同上	
G 雇用促進住宅	2	(住宅の大きさによって1家族で入居できることもあります。 例1DK等)	山本野里団地	同上	
H 大阪府営住宅	100	特に制限はありません。	大阪府内	同上	
I 大阪市営住宅	30		大阪市内	同上	
J その他の市営住宅 (大阪府下)	41		東大阪市、八尾市、堺市	同上	
K 国際電信電話㈱社員寮	106	満65歳以上の高齢者世帯、または母子世帯に限ります。	市内売布 56戸 寿楽荘 50戸	同上	6帖+押入 浴室、トイレは共同です。

募集条件

- 1 住宅の全半壊などで、引き続き住むことが出来ない世帯で、その証明ができる世帯に限ります。(例、被災証明)
- 2 入居期間は1年間を限度とします。
- 3 家賃は無料です。(ただし、各戸の光熱水費・共益費はご負担下さい。)
- 4 申し込み多数の場合は抽選となります。
- 5 前回の募集ですでに入居斡旋している世帯については、申し込みできません。
- 6 仮設住宅を前回申し込みされた世帯は、今後の仮設住宅の募集においても申込者として登録します。  
あらためて申込みを行う必要はありません。(前回分の受付票を紛失しないように願います。)

申込要領

- 1 期 間 平成7年2月8日(水)～11日(祝)
- 2 方 法 受付場所で申し込み用紙にご記入してください。
- 3 受付場所 AM9:00～PM5:00 市役所(1階、第1会議室)、長尾支所、雲雀ヶ丘出張所、宝塚駅前サービスステーション、第1・第2・第3隣保館。

抽選結果の発表

平成7年2月下旬 (市役所、支所、出張所、第1・第2・第3隣保館、各避難場所、などに掲示します。)

その他

- 1 各申込区分に満65歳以上の高齢者、身体障害者手帳に記載されている4級以上の身体障害者等、満1歳未満の乳児、妊産婦、母子家庭、病気で寝たきりの方のいる世帯及び生活保護世帯については優先枠を設ける予定ですので、その旨備考欄にご記入下さい。  
既に、第1次募集で仮設住宅に応募された世帯についても、該当する場合には市役所へ申し出てください。
- 2 特に、80歳以上の高齢者、身体障害者手帳に記載の1、2級の方、療育手帳A判定の方、病気で寝たきりの方のいる世帯については、優先的に入居していただくように考えておりますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。
- 3 当選された方のわりあては、各事業主体または宝塚市で行います。
- 4 手続き期間は未定ですが、所定の手続きを行わない場合は、無効となります。
- 5 実態調査のうえ、申し込み内容と相違している場合は、当選されていても取り消しとなる場合があります。
- 6 電話及び郵送による申し込みはできません。
- 7 お身体の不自由な方で申し込み場所に来られない場合は、市役所住宅課に御相談ください。

問い合わせは、宝塚市役所 住宅課 まで  
TEL 0797-71-1141(内線2377)

重複して申し込みできません

※※※仮設住宅等 3次募集のお知らせ※※※

宝塚市

地震災害に遭われたみなさまに、心からお見舞い申し上げます。

さて、家屋の倒壊などにより住宅を失われた方に対する一時的な住宅の提供について、つぎのとおり3次募集を行います。

申込区分	戸数	申し込み単位・資格	場所(予定)	入居時期	住宅概要
A 仮設住宅	1107	特に制限はありません。(単身者は2人以上で申し込んでください。1人で申し込んだ場合は、市で組み合わせをします。)	高司4丁目 美幸町 中山五月台 小林1丁目 すみれヶ丘 山手台 市外(三田市、川西市、猪名川町)ほか	4月25日以降の予定です。	6帖、4.5帖 バス、トイレ、流し台

募集条件

- 1 住宅の全半壊などで、引き続き住むことが出来ない世帯で、その証明ができる世帯に限ります。(例、被災証明)
- 2 入居期間は1年間を限度とします。
- 3 家賃は無料です。(ただし、各戸の光熱水費・共益費はご負担下さい。)
- 4 申し込み多数の場合は抽選となります。
- 5 前回までの募集ですでに入居斡旋している世帯については、申し込みできません。
- 6 仮設住宅をすでに申し込みされた世帯は、今回の仮設住宅の募集においても申込者として登録しています。あらためて申込みを行う必要はありません。(前回分の受付票を紛失しないように願います。)

申込要領

- 1 期 間 平成7年3月26日(日)～28日(火)
- 2 方 法 所定の申し込み用紙にご記入の上、被災証明書の写しといっしょに提出してください。
- 3 受付場所 AM10:00～PM5:00 市役所(1階、第1会議室)

抽選結果の発表

平成7年4月8日(市役所、支所、出張所、第1・第2・第3隣保館、各避難場所などに掲示します。)

その他

- 1 各申込区分に満65歳以上の高齢者、身体障害者手帳に記載されている4級以上の身体障害者等、満1歳未満の乳児、妊産婦、母子家庭、病気で寝たきりの方のいる世帯及び生活保護世帯については優先枠を設ける予定ですのでその旨備考欄にご記入ください。  
既に、第1次及び第2次募集で仮設住宅に応募された世帯についても、該当する場合には市役所へ申し出てください。
- 2 特に、80歳以上の高齢者、身体障害者手帳に記載の1、2級の方、療育手帳A判定の方、難病患者の方、病気で寝たきりの方のいる世帯については、優先的に入居していただくように考えておりますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。
- 3 所定の手続きを行わない場合は、無効となります。
- 4 実態調査のうえ、申し込み内容と相違している場合は、当選されていても取り消しとなる場合があります。
- 5 電話及び郵送による申し込みはできません。
- 6 お身体の不自由な方で申し込み場所に来られない場合は、市役所住宅課に御相談ください。

住宅都市整備公団の一時使用住宅の入居者を募集します。

戸数	申し込み単位・資格	団地名(予定)	入居可能時期	住宅概要
120	特に制限はありません。	東豊中第1(豊中市) 東淀川(大阪市) 東長居第2(大阪市) 下新庄(大阪市) 香 里(牧方市) 金 岡(堺市) 中宮第2( ) 中百舌鳥( ) 桃 山(京都市)	手続き完了後即時	1DK、2K、 2DK、 2D(テラスタイプ) 3D( )

募集条件

- 1 住宅の全半壊などで、引き続き住むことが出来ない世帯で、その証明ができる世帯に限ります。(例、被災証明)
- 2 入居期間は平成8年2月4日までとします。
- 3 家賃は無料です。(ただし、各戸の光熱水費・共益費はご負担ください。)
- 4 仮設住宅等の募集ですでに入居斡旋している世帯については、申し込みできません。
- 5 宝塚市民の方、若しくは宝塚市内に避難されている方に限ります。

申込要領

- 1 期 間 平成7年3月22日(水)～28日(火) (先着順ですので、募集戸数がなくなり次第終了します。)
- 2 受付場所 AM10:00～PM5:00 市役所(1階、第1会議室)
- 3 持ってきていただくもの…被災証明書の写し、印鑑

問い合わせは、宝塚市役所 住宅課 TEL 0797-71-1141 (内線2377) まで

\*\*\* 重複して申し込みできません。 \*\*\*



応急仮設住宅入居斡旋の経過

行 事

内 容

平成7年1月22日 開始

1月25日 終了

1月28日 抽選日

1月31日 発表

2月8日 開始

2月11日 終了

2月26日 抽選日

2月28日 発表

3月26日 開始

3月28日 終了

4月5日 抽選

4月8日 発表

第1次募集

第2次募集

第3次募集

仮設住宅

募集戸数	151戸
応募数	1,833通
差引△	1,682通

入居手続き期間

2月6日～2月19日

仮設住宅

募集戸数	795戸	
応募数	1次残り	1,682通
	2次	495通
	合計	2,177通
差引△	1,382通	

入居手続き期間

3月6日～3月19日

仮設住宅

募集戸数	1,107戸	
応募数	2次残り	1,382通
	3次	111通
	合計	1,493通
応募者の内804名当選辞退 全仮設戸数 1,635戸		

入居手続き期間

4月11日～4月30日

1次斡旋住宅	工事期間
上ノ池公園 20戸	着工 1月22日
安倉南1丁目 15戸	
鹿塩 15戸	完成 2月5日
高司4丁目 86戸	
安倉北1丁目 15戸	

KDD寮

募集戸数	106戸	貸借契約日 2月8日
応募数	47通	
差引	55戸	

2次斡旋住宅（下記住宅の内552戸契約完了）

逆瀬台1丁目 25	すみれガ丘1丁目 20
安倉北1丁目 50	高松第2公園 12
平井公園 44	すみれガ丘北公園 25
中山中央公園 98	中山桜台公園 32
中野町 10	安倉南第3公園 12
中山五月台公園 54	安倉南第4公園 12
安倉下ノ池公園 60	売布東の町 148
安倉上ノ池公園 10	山手台 90
末成町 20	宝梅2丁目 110
野上2丁目 17	野上3丁目 150
中筋2丁目 20	今里町 28
中筋1丁目 8	三田市相生町 30

工事期間

2月20日から順次着工

3月6日から4月15日にかけて順次完成。入居  
手続き期間以後は完成と同時に鍵を渡した。

3次斡旋住宅（上記住宅の内、斡旋残を含む）

すみれガ丘中央公園 70	北雲雀ガ丘
美幸公園 9	172戸の内145
小浜2丁目 10	三田市富士丘
山本南1丁目 32	214戸の内 70
御殿山公園 8	川西市南野坂
	200戸の内 0

工事期間

4月5日から順次着工

4月20日に順次完成

3次募集においては、応募者は全員当選の取扱を行った。  
よって、応急仮設住宅の一般公募は今回で終了。

■ 第1回募集

5月15日～5月19日  
抽選・発表 5月20日

■ 第2回募集

7月7日～7月14日  
抽選・発表 7月15日

■ 第3回募集（空家待ち）

8月12日～8月18日  
抽選・発表 8月20日

空き仮設住宅の入居斡旋

募集戸数 36戸

応募総数 301通

現仮設住宅入居者 156通

その他 183通

募集戸数 59戸

応募総数 188通

現仮設住宅入居者 118通

その他 70通

◆ 6月1日～随時受付開始（北雲雀ガ丘、三田相生、三田富士ガ丘）

応募総数127通

今回の抽選は、入居希望住宅を特定し空き待ち順を決定する抽選を行った。  
以後、申込者を整理した処、最高で23人（150戸）の順番待ち、又全待機者は  
183名である。

空家待ち

応急仮設住宅入居状況

平成7年6月30日現在

応急仮設住宅入居のしおり

番号	仮設住宅名	所在地	建設戸数	入居戸数
1	高司4丁目	高司4丁目6-33	150	150
2	上の池公園	安倉北4丁目3-1	30	30
3	鹿塩2丁目	鹿塩2丁目13-13	15	15
4	安倉南1丁目	安倉南1丁目2-22	15	15
5	安倉北1丁目	安倉北1丁目10-1	65	65
6	逆瀬台1丁目	逆瀬台1丁目1-11	25	25
7	平井公園	平井6丁目3-33	44	44
8	中山中央公園	中山桜台6丁目	98	98
9	中野町	中野町22-23	10	10
10	中山五月台公園	中山五月台3丁目26-1	54	54
11	下の池公園	安倉中6丁目4-27	60	60
12	末成町	末成町6-3	20	20
13	野上2丁目	野上2丁目3-38	17	17
14	中筋2丁目	中筋2丁目8-2	20	20
15	中筋1丁目	中筋1丁目12-52	8	8
16	すみれが丘1丁目	すみれが丘1丁目5-3	20	20
17	高松第2公園	高松町2-56	12	12
18	すみれが丘北公園	すみれが丘3丁目4-1	25	25
19	中山桜台公園	中山桜台4丁目12-2	32	32
20	安倉南第3公園	安倉南4丁目39-3	12	12
21	安倉南第4公園	安倉南2丁目17-8	12	12
22	売布東の町	売布東の町12-7	148	148
23	山手台	切畑字長尾山7番	90	90
24	宝梅2丁目	宝梅2丁目6-28	110	110
25	野上3丁目	野上3丁目12-20	150	150
26	今里町	今里町9-3	18	18
27	すみれが丘中央公園	すみれが丘2丁目4-1	70	70
28	美幸公園	美幸町11-25	9	9
29	小浜2丁目	小浜2丁目2-27	10	10
30	山本南1丁目	山本南1丁目37-1	32	32
31	御殿山公園	御殿山2丁目14-3	8	8
32	北雲雀が丘	切畑字長尾山1-165	145	145
33	三田市相生町	三田市相生町27-15	30	30
34	三田市富士が丘	三田市富士が丘5丁目1	71	71
市内32カ所・三田市2カ所	計34カ所	計	1635	1635

◆入居の手続き

1、入居の期限

応急仮設住宅使用貸借契約日から1年間を限度とする。

今回の入居は被災者用住宅のため、各自1年以内に住宅の確保をしてください。

2、入居の手続き

(1) 応急仮設住宅使用貸借契約の締結

契約書に署名と押印していただき、双方各1通保有することになります。(別添の書類に署名押印後、カギをお渡しします。)

(2) 入居手続きに必要な添付書類

①被災証明書の写し、(提出済者は除く)

②誓約書(別添の書類)

◆電気・ガス・水道等の使用申込

入居される方が、それぞれ下記の営業所へ直接申し込んでください。手続きが済まないと使用できません。

1、電気

電気は関西電力との直接契約となりますので、関西電力へ事前に電話等で申し込んでください。料金の支払方法や供給開始日は、入居者が各自で関西電力と取り決めてください。

★供給申込み先

関西電力(株)宝塚営業所 電話0797(85)0201

2、ガス

・仮設住宅のガスはプロパンガスの供給となりますが、大阪ガスが窓口になりますので、入居者各自が電話で申込みし、開栓日時を打合せて立会い、料金の支払い方法等も大阪ガスと取り決めてください。(「仮設住宅のガスの開栓です」と言い、住所・氏名・仮設住宅名・部屋番号・連絡先・開栓希望日を言うこと)

★開栓申込み先

①大阪ガス(株)兵庫支社お客様センター

電話078(360)3100

神戸市中央区東川崎町1-8-2

②(株)ミツワ 電話0727-56-1751

川西市久代2丁目2-1

(開栓時間は午前10時～午後4時までの間をお願いします)

3、上下水道

・水道は仮設住宅完成時より通水しますので、各戸の止水栓を各自で開けてください。

料金計算は、子メーターで検針し、下水道料と合わせて徴収することとなります。

※ 単身者どうして一室に入居される方は、2名の同居となりますので、光熱水費の負担割合は双方で話し合いのうえ、お支払いください。また、名義についても代表者を決めて申込んでください。

#### 4、電話

電話はNTTとの直接契約となります。事前にNTTに電話で連絡し、料金の支払い方法や使用開始日等を申し込んで下さい。場所により、電話器が設置されているところもあります。番号の変更となることや従来の電話器の取り扱いなど、質問して下さい。

★契約申し込み先 西宮支店仮設住宅受付センター  
フリーダイヤル 0120-889-028

#### ◆仮設住宅建設位置の住居表示番号及び戸数

9・10、中山桜台6丁目	94戸	27、今里町17-5・9-3	17戸
12、中山五月台3丁目26-1	54戸	28、高司4丁目6-33	64戸
13、安倉中6丁目4-27	24戸	29、すみれが丘2丁目4-1	70戸
17、中筋2丁目8-2	4戸	30、美幸町11-25	9戸
18-2、すみれが丘1丁目5-3	20戸	31、小浜2丁目2-27	10戸
19、すみれが丘3丁目4-1	23戸	32、山本南1丁目37-1	32戸
20、中山桜台4丁目12-2	30戸	33、御殿山2丁目14-3	8戸
23、売布東の町12-7	15戸	34、猪名川町拍梨田字イウシ124-1	15戸
		白金3丁目2-1	33戸
24、切畑字長尾山	90戸	35、川西市南野坂1丁目1-1	200戸
25、宝梅2丁目6-28	85戸		
26、野上3丁目12-20	49戸	37-1 三田市相生町27-15	28戸
		37-2 三田市富士ガ丘5丁目1	214戸

別紙の図面を参照してください。

※ゴミ置場は、各住宅の人口周辺に設置します。

★仮設住宅の設備についての問い合わせは、市・建築課まで(71-1141内線2380~2388)

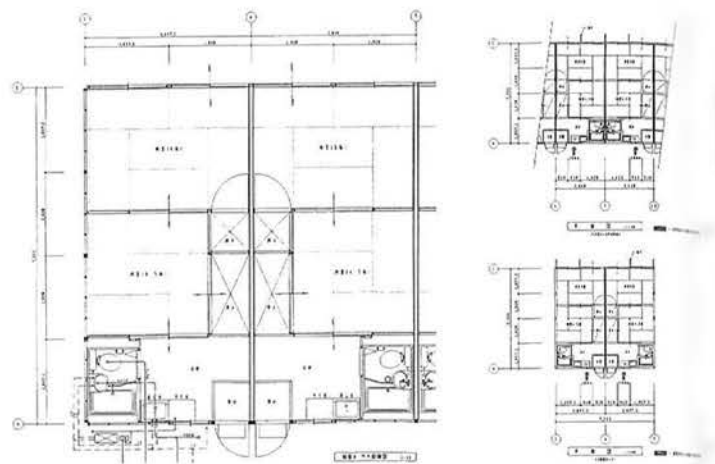
#### ② 仮設住宅の管理

応急仮設住宅の管理については、災害救助法に直接規定がないため、兵庫県と宝塚市との間において入居及び管理事務に関する委託契約を締結した。

##### 委託事項

ア 入居募集及び入居者との使用貸借契約の締結に関すること。

イ 住宅の管理に関すること。



ウ 入居及び退去に関すること。

エ 入居者が提出する書類の受付及び送付に関すること。

オ 前各号に掲げるもののほか、入居者との連携に関することとなっている。

#### ③ふれあいセンターの設置

##### ア 設置主旨

被災により心身両面にわたって、大きな打撃を受けた仮設住宅に住む高齢者等に対して、心身のケアを行うとともに、コミュニティ形成の場や、ボランティア活動の拠点等としても活用し、高齢者等の自立生活を支援する。ふれあいセンターは、50以上の仮設住宅を対象に設置。平成8年3月現在9カ所(①高司4丁目 ②売布東の町 ③山手台 ④宝梅2丁目 ⑤野上3丁目 ⑥すみれが丘中央公園、⑦北雲雀ガ丘、⑧中山中央公園、⑨安倉北1丁目)設置している。

##### イ 活動状況

心を通わせるバーベキュー大会、なべ大会、餅つき大会、小さな子どもを中心に集まったお菓子づくり活動、卓球、囲碁、将棋等、仮設住宅住民が自主的に行う活動で交流を深めている。

ボランティアによる活動も多くある。仮設住宅の高齢者等を対象にした食事会を行ったり、高齢者等のために手摺りをつける等、仮設住宅を住みやすくしたり、仮設住宅生活情報を宅配したり、美容をする等の活動である。

地域との交流活動に参加できるように地域のイベント情報も掲示されており、地域住民と交流が行われている。

#### ◆仮設住宅の間取り Aタイプ(25㎡)



AタイプのWCとフロはユニット型



他にも、仮設住宅住民を対象に成人病検診、肺癌検診、結核検診、歯科検診、歯科相談、健康相談等を実施している。

### 3 ボランティア活動

#### (1) ボランティア本部の開設

震災の翌日1月18日には、災害対策本部へ電話で、あるいは直接訪れてボランティア活動をやりたいという申し出が相当数あったが、対応した福祉部では、仕事を調整できるような状況ではなかったため、名前と連絡先を聞いて、各自で避難所へ行って応援してもらおうと依頼するにとどまった。

以後、日を重なるごとに申し出は増え続けたこともあり、1月20日に災害対策本部においてボランティア本部の設置を決定して、社会福祉協議会にボランティアコーディネーターの派遣を要請し、翌21日から市庁舎グランドフロアの災害対策本部の横で受け付けと業務のコーディネートを開始した。

#### (2) ボランティア本部の活動

初日は50数名であったボランティア志願者は、日を追って増え続け、1週間後の28日には、300人を超え、ピーク時には、600人近い人が全国から支援活動のためにボランティア本部へ集まった。

1月中は、昼夜を問わず到着する救援物資への対応と避難所への支援活動を主に活動を行うが、特に夜間の救援物資の荷下ろしと仕分けは、大変な作業になり、連日数十名が泊まり込んで、職員とともに膨大な量の物資を受け入れ、仕分けや整理の作業は4月まで及んだ。

1月28日には、ボランティア本部も同じグランドフロアの高年福祉課横に固定化し、事務局体制も整うと同時に、市行政内部へのボランティアによる支援ニーズを聞き取るとともに、避難所へも自転車によるメール隊を派遣し、生活情報などを提供するだけでなく、ボランティアへのニーズも収集した結果、活動の内容もボリュームも急激に膨らんだ。

2月に入ってからは、自然にボランティア自身の中からリーダーも生まれ、継続して活動する人々にも、役割が少しずつ固定されるようになったことから、グループ分けと組織化が出来て、ニーズとボラ

ンティアの派遣が大変順調に行われた。

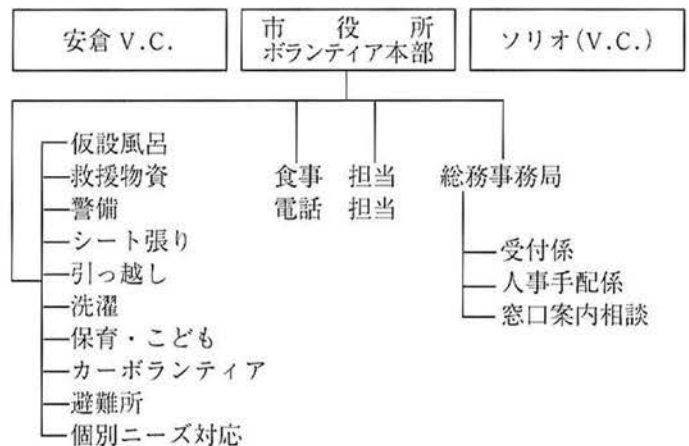
2月28日には、遠方から泊まり掛けで来ているボランティアの疲労も限界に来ていることや、今後の長期に亘るボランティア支援の体制を再構築するために、いったん本部を解散することにして、解散式を行った。

3月から5月までの間は、市庁舎のボランティア本部だけではなく、総合福祉センターのボランティア活動センター及びソリオ2のボランティアセンターソリオコーナーを再開し、身近なところで継続的に活動するボランティア活動を目指した取り組みを行った。

ボランティア本部で集計した活動内容は、次頁の集計表に記しているが、ニーズに直結した自主的活動が多様に展開されているばかりではなく、義援金の配分への支援を行うなど、行政の災害救援活動を直接支援する活動も多様に展開されたことを特筆すべきであろう。

ボランティア件数（1月18日～3月31日）  
（宝塚市ボランティア本部組織図）

	件数
登録件数	15,305
相談件数	13,669
コーディネート件数	13,564



#### (3) 専門職ボランティア活動

学生を含む一般のボランティアが想像を超えた働きを行う一方で、専門職によるボランティア活動も災害救助活動の大きな役割を担った。

ボランティア本部に駆けつけた保健婦や看護婦は、避難所や救護所の医療活動を支援するとともに、福祉事務所と連携して要援護者の安否確認や救援活動

「阪神・淡路大震災」関連ボランティアニーズ集計表（1月18日～4月30日）

（宝塚市ボランティア本部）

ニーズ分類	依頼件数	対応件数	避難所ニーズ	依頼件数	対応件数
安否確認(市依頼分)	4,724	533	保 育	2,755	1,093
安否確認(身障連分)	1,800	50	カ ウ ン セ ラ ー	40	87
家 屋 診 断	337	928	マ ッ サ ー ジ	164	20
引 っ 越 し	315	1,584	洗 濯	249	299
カーボランティア	1,837	1,853	散 髪	103	13
シ ー ト 張 り	251	1,044	メ ー ル 便	848	320
屋 内 片 づ け	255	1,149	常 駐・留 守 番	452	1,073
屋 外 片 づ け	69	403	物 資 調 達	147	150
市よりの依頼	972	5,954	炊 出 し	1,883	7,422
物資の仕分け	1,957	20,280	風 呂 炊 き	10	100
警 備	113	1,933	そ の 他	36	71
衣 類 仕 分 け	19	590	全 体 合 計	19,817	52,291
仮 設 風 呂	147	3,400			
施 設 風 呂	57	219	避難所ニーズ合計	6,687	10,648
介 護 他	155	232			
社協事務手伝い	83	691			
市本部事務手伝い	39	800			

に従事した。また、建築士は、依頼のあった家屋の診断に市内を駆けめぐった。

2月当初には、社会福祉士の全国組織である日本社会福祉士会から支援の申し出があり、福祉事務所内に現地活動本部を設置してもらって、全国から集まった社会福祉士が高齢者の安否確認と相談に取り組むとともに、仮設住宅への入居が始まってからは、入居者全世帯に面談を行って、要援護者のニーズの把握や自治会形成への支援に3月末まで取り組み、逆瀬台デイサービスセンター準備室（社会福祉法人聖隷福祉事業団）に引き継いだ。

#### （4）企業、労組、社会団体のボランティア活動

企業や労働組合から組織的に多くのボランティアが派遣され、活動を行ったが、十分な記録がない中で、ある市内の企業は、2ヵ月にわたって毎日十数名の社員を派遣し、ある宅配便の企業も、避難所への食糧や救援物資の搬送に数台の車両と社員を1ヵ月近く派遣した。また、労働組合からも全国組織あるいは地方組織を通じて、多くの組合員の派遣があったことなどが、対応した職員の記憶にとどまっている。

社会团体では、地元と近隣の青年会議所から救援

物資の搬送にトラックと人の派遣があり、ボーイスカウトは、避難所の炊出しを1ヵ月行った後、仮設住宅への入居者へ配布する毛布、米、日用生活用品等の救援物資約2,000個をパッキングして各戸へ配送する作業を約3ヵ月間行った。

その外にも多くの団体によるボランティア活動があった。

#### （5）ボランティアによる炊出しネットワーク

ボランティアによる避難所での炊出しは、様々なグループや個人によって実施されたが、3月からボランティアによる全避難所の炊出しに取り組んだ。

震災直後から総合福祉センターでは、ボランティアグループによる炊出しが行われ、10ヵ所前後の他の避難所へも配送が行われていた。

公民館グループや福祉活動グループに呼び掛け、公民館や保健所など調理施設をもつ施設6ヵ所を拠点にして、全避難所の炊出しネットワークを作り、1ヵ月間実施後、個々の避難所の実情に合わせた対応を避難所閉鎖まで行った。

食材については、西谷地区市民の救援活動で、定期的に新鮮な野菜が届けられたほか、阪神県民局からの要請により県下の農協からも連日送られてきた。

総合福祉センター 人間探訪の旅 ライトハウス阪神友の会 宝塚テニス協会	東公民館 秋山氏グループ 酒井氏グループ	中山台コミセン なごみ会	中央公民館 コープグループ	宝塚保健所 宝塚いずみ会 栄養士会	西公民館 公民館グループ ハロー宝塚
86-5000 総合福祉センター( ) スポーツセンター( ) 宝塚中( ) ▲美座小( ) 宝塚小( ) 図書館( ) ▲安倉北小( ) 安倉小( ) 養護学校( ) ▲但馬屋( )	89-1567 東公民館( ) 長尾中( ) ▲中山寺会館( ) ▲第二隣保館( ) 泉町会館( ) ▲南ひばり中( ) (雲雀丘会館) ▲長尾小( ) ▲山本会館( )	89-9605 小浜小( ) 清荒神自治会館( ) 川面会館( ) 勤労会館( ) 御殿山中( ) ▲売布小( ) 売布会館( ) 米谷会館( ) マリアンホームグループ	73-0606 阪神競馬場( ) 鹿塩会館( ) 第一中( ) 第一隣保館( ) ▲第一小( ) 宝梅中( ) 西山小( )	72-0054 高司小( ) 高司中( ) 美幸会館( ) ▲小林会館( ) 末成小( ) 末広小( )	77-1200 西公民館( )

▲は、既実施グループと調整しながら支援



困っている人のために

何かできないかと...

山手台中学校一年 金岡 秀明君

大地震でたくさんの方が、家を失ったり、自分もなかなか自然に暮らせるの家族、親戚などは大丈夫でした。そこで、あまり大きな被害の出なかった所、宝塚市でボランティアをするの決まりました。

はじめは「めんどうやない」と思っていました。でも、実際に困っている人たちの手を助けてあげたいという気持ちで、宝塚市でボランティアをするの決まりました。

宝塚市でボランティアをするの決まりました。はじめは「めんどうやない」と思っていました。でも、実際に困っている人たちの手を助けてあげたいという気持ちで、宝塚市でボランティアをするの決まりました。

宝塚市でボランティアをするの決まりました。はじめは「めんどうやない」と思っていました。でも、実際に困っている人たちの手を助けてあげたいという気持ちで、宝塚市でボランティアをするの決まりました。

宝塚市でボランティアをするの決まりました。はじめは「めんどうやない」と思っていました。でも、実際に困っている人たちの手を助けてあげたいという気持ちで、宝塚市でボランティアをするの決まりました。

宝塚市でボランティアをするの決まりました。はじめは「めんどうやない」と思っていました。でも、実際に困っている人たちの手を助けてあげたいという気持ちで、宝塚市でボランティアをするの決まりました。

宝塚市でボランティアをするの決まりました。はじめは「めんどうやない」と思っていました。でも、実際に困っている人たちの手を助けてあげたいという気持ちで、宝塚市でボランティアをするの決まりました。

宝塚市でボランティアをするの決まりました。はじめは「めんどうやない」と思っていました。でも、実際に困っている人たちの手を助けてあげたいという気持ちで、宝塚市でボランティアをするの決まりました。

宝塚市でボランティアをするの決まりました。はじめは「めんどうやない」と思っていました。でも、実際に困っている人たちの手を助けてあげたいという気持ちで、宝塚市でボランティアをするの決まりました。

宝塚市でボランティアをするの決まりました。はじめは「めんどうやない」と思っていました。でも、実際に困っている人たちの手を助けてあげたいという気持ちで、宝塚市でボランティアをするの決まりました。

宝塚市でボランティアをするの決まりました。はじめは「めんどうやない」と思っていました。でも、実際に困っている人たちの手を助けてあげたいという気持ちで、宝塚市でボランティアをするの決まりました。

宝塚市でボランティアをするの決まりました。はじめは「めんどうやない」と思っていました。でも、実際に困っている人たちの手を助けてあげたいという気持ちで、宝塚市でボランティアをするの決まりました。

宝塚市でボランティアをするの決まりました。はじめは「めんどうやない」と思っていました。でも、実際に困っている人たちの手を助けてあげたいという気持ちで、宝塚市でボランティアをするの決まりました。

宝塚市でボランティアをするの決まりました。はじめは「めんどうやない」と思っていました。でも、実際に困っている人たちの手を助けてあげたいという気持ちで、宝塚市でボランティアをするの決まりました。

宝塚市でボランティアをするの決まりました。はじめは「めんどうやない」と思っていました。でも、実際に困っている人たちの手を助けてあげたいという気持ちで、宝塚市でボランティアをするの決まりました。

宝塚市でボランティアをするの決まりました。はじめは「めんどうやない」と思っていました。でも、実際に困っている人たちの手を助けてあげたいという気持ちで、宝塚市でボランティアをするの決まりました。

宝塚市でボランティアをするの決まりました。はじめは「めんどうやない」と思っていました。でも、実際に困っている人たちの手を助けてあげたいという気持ちで、宝塚市でボランティアをするの決まりました。

宝塚市でボランティアをするの決まりました。はじめは「めんどうやない」と思っていました。でも、実際に困っている人たちの手を助けてあげたいという気持ちで、宝塚市でボランティアをするの決まりました。

宝塚市でボランティアをするの決まりました。はじめは「めんどうやない」と思っていました。でも、実際に困っている人たちの手を助けてあげたいという気持ちで、宝塚市でボランティアをするの決まりました。

宝塚市でボランティアをするの決まりました。はじめは「めんどうやない」と思っていました。でも、実際に困っている人たちの手を助けてあげたいという気持ちで、宝塚市でボランティアをするの決まりました。

宝塚市でボランティアをするの決まりました。はじめは「めんどうやない」と思っていました。でも、実際に困っている人たちの手を助けてあげたいという気持ちで、宝塚市でボランティアをするの決まりました。

宝塚市でボランティアをするの決まりました。はじめは「めんどうやない」と思っていました。でも、実際に困っている人たちの手を助けてあげたいという気持ちで、宝塚市でボランティアをするの決まりました。

うれしかった、「ありがとう」の一言

宝塚市でボランティアをするの決まりました。はじめは「めんどうやない」と思っていました。でも、実際に困っている人たちの手を助けてあげたいという気持ちで、宝塚市でボランティアをするの決まりました。

宝塚市でボランティアをするの決まりました。はじめは「めんどうやない」と思っていました。でも、実際に困っている人たちの手を助けてあげたいという気持ちで、宝塚市でボランティアをするの決まりました。

宝塚市でボランティアをするの決まりました。はじめは「めんどうやない」と思っていました。でも、実際に困っている人たちの手を助けてあげたいという気持ちで、宝塚市でボランティアをするの決まりました。

宝塚市でボランティアをするの決まりました。はじめは「めんどうやない」と思っていました。でも、実際に困っている人たちの手を助けてあげたいという気持ちで、宝塚市でボランティアをするの決まりました。

宝塚市でボランティアをするの決まりました。はじめは「めんどうやない」と思っていました。でも、実際に困っている人たちの手を助けてあげたいという気持ちで、宝塚市でボランティアをするの決まりました。

宝塚市でボランティアをするの決まりました。はじめは「めんどうやない」と思っていました。でも、実際に困っている人たちの手を助けてあげたいという気持ちで、宝塚市でボランティアをするの決まりました。

宝塚市でボランティアをするの決まりました。はじめは「めんどうやない」と思っていました。でも、実際に困っている人たちの手を助けてあげたいという気持ちで、宝塚市でボランティアをするの決まりました。

宝塚市でボランティアをするの決まりました。はじめは「めんどうやない」と思っていました。でも、実際に困っている人たちの手を助けてあげたいという気持ちで、宝塚市でボランティアをするの決まりました。

宝塚市でボランティアをするの決まりました。はじめは「めんどうやない」と思っていました。でも、実際に困っている人たちの手を助けてあげたいという気持ちで、宝塚市でボランティアをするの決まりました。

宝塚市ボランティア

中学生の活動体験

震災後すぐに、市内各地の避難所や被災場所ではボランティアの活動があり、現在も多方面で活躍されています。学校の子ももちろん、この災害から一人一日でも早く立ち上がり、被災された方へのボランティアを自ら積極的に感じ、二つの感想文を紹介いたします。

助け合って生きる

その素晴らしさ

宝塚中学校二年 日下 智行君

テレビや新聞でいろいろな近所の方が、何を言ってもいいから、いつか配なとろから、神戸や西宮にないのにつぎつぎ三人りながら「賑かあものがあその他被害の大きかった波も、「これってなんだよ」と思っている災地にボランティアで働き、ビニールシートを敷いたので、自衛隊の人達の炊に行っている人達を見て「さっさと帰っていいよ」と思っていた。僕は僕もうって僕も神戸かどかへ行きました。またある日、夕飯を並べると思いました。

しかし、なかなか行動にうつせよができません。いつか、水をくめないと分た。その時、僕は、人と人な非常時には、金く役に立まで取りに行つてあげたい。とが互いに助け合って生きていこう。と、思いました。宝塚市でボランティアをするの決まりました。はじめは「めんどうやない」と思っていました。でも、実際に困っている人たちの手を助けてあげたいという気持ちで、宝塚市でボランティアをするの決まりました。

不言実行の活動を見習いたいので



## 4 要援護の被災者への救助活動

### (1) 安否確認と生活支援

震災後いち早く安否確認したことは、①在宅福祉サービスの提供者宅、②在宅、避難所を問わず電話、窓口へ要援護の通報、訴えのあったものであり、①については、福祉事務所、在宅ケアサービス課、社会福祉協議会から電話確認し、通報、訴えには実態調査に出向き処遇の検討をした。電話も極度にかかりにくく返信の遅れ、交通の渋滞による移動困難、1、2名を残し職員も出払い、窓口対応もままならない状態の中で需要に応じきれず緊迫した日が続いた。

ボランティアに応じてきた看護婦、保健婦、ヘルパー、学生等の協力を得て安否確認を続け、被害状況確認、健康確認、要望調査を行い、対応及び処遇の必要なケースは電話による再確認を含む対策を講じた。並行して、庁内の元福祉部職員の応援を得て避難所における要援護者調査(1月23日～1月27日)を実施した。

#### ● 調査数

##### ① 在宅福祉サービスの提供者

*日常生活用具給付、貸与者	113世帯
*ヘルパー派遣世帯	330世帯
*痴呆性老人のみの世帯	14世帯
*ねたきり老人認定世帯	65世帯
*緊急通報装置設置者(独居者)	225世帯
*介護手当対象障害者世帯	209人
*愛の一声(ヤクルト配布者)	100人
*訪問指導利用者	130人
*訪問看護利用者(寝たきり者)	55人

##### ② 窓口、電話等による相談

*避難所要援護者調査	125人
------------	------

重度障害者のうち日常生活に常時介護を必要とする人として介護手当を支給している人209人に対し電話にて、電話の通じない人に対しては職員が現地調査にて安否確認した。全員無事、家屋の全半壊17件、避難、転居した人9件であった。

また、在宅の障害者の安否確認については、障害者福祉団体連合会をはじめ各種障害者団体の協力により安否確認の情報を受けた。

更に、重度障害者(身体障害者1、2級、知的障害A)に視点をあてて、障害福祉課職員による実態調査と並行して民生委員に安否確認及び生活支援要望等の把握について協力依頼した。

\*依頼件数 1284件(安否確認済みを除く)

市内の障害者通所施設に通所している者の安否確認については、施設職員の協力を得た。

#### ● 講じた処遇、支援

\*ねたきり等の高齢者、高齢者のみの世帯には、食料、水、生活用品(毛布、カセットコンロ、ガスボンベ、おむつ等)の配布及びブルーシート張りの依頼

\*介助、介護、医療対応の出来る避難所への案内、手配

\*ショートステイ、入所の処遇

\*ディサービス、有料老人ホームエデンの園の風呂の紹介

\*在宅福祉の制度、訪問看護、保健の制度へ繋ぐ  
市内の在宅高齢者の個別訪問による安否確認を日本社会福祉士会の協力により2月5日から実施した。調査対象者は、当初65歳以上2万5,000人としたが、緊急性と調査能力(動員力)から要援護度の高い80歳以上を対象とし5,151人の調査をした。引き続き2月8日から65歳以上79歳の夫婦世帯について、県内外の市町応援職員及び学生ボランティアの協力を得て、被害甚大地域を中心に周辺地域へ範囲を拡げ約2,775人の調査をした。それぞれ、その日のうちに報告を受け必要な指示と要援護者について対策を講じた。

また、民生児童委員、老人クラブ連合会を通じて各単位老人クラブの協力を得て、それぞれ2,910人、会員を含む4,280人の安否確認等の情報を受けた。

日常生活において、ガス、水道、電気等のライフラインの普通の中で要望が多かった入浴について安倉ディサービスセンター、光明ディサービスセンターの入浴設備を介護を要する高齢者、身障者を対象として開放し、うち送迎を必要とする人については送迎サービスを実施した。入浴サービスは、1月29日から実施し、週3日の予定で3月5日までの間、両施設で延べ31日間開設し299人の利用があった。

\*安否確認参加人員

日本社会福祉士会 会員含む実参加者 772名  
県内外市町応援職員(家島町、夢前町、福崎町、

太子町、佐用町、一宮町、千種町、山崎町、香住町、揖保川町、相生市、加西市、豊岡市、長野県諏訪市、同塩尻市、同更埴市)、学生ボランティア

実参加者 46名

仮設住宅が開設された4月以降は、日本社会福祉士会が仮設住宅を巡回し、高齢者、障害者の生活実態調査と、玄関、風呂場をはじめとする段差の解消、手摺りの設置を要する世帯の把握等、生活支援の具体的内容について調査した。5月以降は、特別養護老人ホーム宝塚栄光園をはじめとする老人福祉施設連盟の会員により引き継がれ145名の要援護者の情報がもたらされた。

氷上郡建築協会連合会から高齢者所帯を対象に、被災住宅の小修繕の無料提供の申し出を受け、3月25日から1週間で41件の申し込みを受け、6月に修繕が完了した。

## (2) 緊急施設設置

震災後、避難所、老人病院、在宅等(一時的に県外の身内、親戚等に避難の方も含む)にあつて、心身の状態、住環境、家族の状況等により、緊急に老人ホームで保護を行う必要のある被災高齢者については、ショートステイにより緊急一時入所の措置を講じた。震災後しばらくの間、通信が飽和状態で、施設との連絡がとれず、また空きがなかったり、交通の遮断、停滞による搬送手段、方法、時間の調整に手間取る等の混乱があつた。地理的な関係から丹波、但馬方面、大阪府下施設に設置した。ショートステイの期間は2ヵ月に至るケースも多数にのぼつた。

4月以降、順次、入所判定会等により施設福祉又

は在宅福祉のいずれか適切な対応を講じた。県においては、施設ごとにショートステイ専用ベッドの50床、あるいは入所定員の10床を上限として、特例的に「定員外措置」を行った。

身体障害者について、緊急ショートステイ措置したものは身体障害者療護施設「はんしん自立の家」で2名、延べ105日、知的障害者については、市立の自立生活訓練施設「ENJOYハウス」で1名、延べ23日、他に高齢障害者で、老人施設でショートステイした者は13名であつた。

## (3) 避難所の対応

余震の続くなか、小・中学校をはじめとする避難所に不安と寒さに緊張の面持ちで要援護者がフロアを占めている。始めの2、3日はお互い気が張っているのと、行政の方でも処遇を含む具体的対応が出来ず、問題点と要望等の把握に追われ、毛布とおにぎりの差し入れがやっとのことであつた。一方、危険な自宅から一歩も動こうとしない高齢者を説得したり、動けない独居高齢者を避難所へ誘導することも続いた。

二次災害の不安から避難している人々が、自宅へ戻り避難所を後にしていく中で避難者のなかでも要援護者である高齢者、障害者の処遇上の問題点がクローズアップしてきた。

ADL(日常生活動作)の低下により一部介助、介護を必要とする人のトイレ問題、マットの生活は深刻であつた。さらに、オムツや医療用装具の交換時のプライバシーの保護で周囲の理解を得るのが困難であつた。

特に、介護者のいない独居高齢者、高齢者のみの

### 緊急一時入所(ショートステイ)

平成7年7月1日現在

県内施設		県外施設		合計	
養護	特別養護	養護	特別養護	養護	特別養護
21	66	1	21	22	87

### 緊急入所

平成7年12月1日現在

施設の種類	県内施設		県外施設		合計	
	養護	特別養護	養護	特別養護	養護	特別養護
定員外措置	0	14	5	9	5	23
当初から定員内措置	6	3	3	2	9	5
計	6	17	8	11	14	28

世帯は、トイレから位置、動線の確保、便器の形態、手摺り等の有無、車椅子利用の可否等を早い時期から配慮したり、構造的な問題から避難所の変更を手配する必要がある。

そのことは、後日、高齢者等の声として、避難所生活は、トイレ等、生活しにくく近隣の親戚、知人宅に避難していた、と多くの人から話を聞いた。

また、体調のすぐれない人、ベッド等の必要な人については、学校の保健室の利用等安静等を確保できるような空間も必要である。

暖の確保、食事の確保についても同様、要援護者に配慮した生活空間が避難所においても必要である。福祉、保健、医療の分野をはじめ社協、民生委員、ボランティア等において独自にそれぞれの立場から定期的に状況把握に努め、適切な処遇を講じたが、反省として、担当課等が個々ばらばらに係わったので何人もの者が同じことを聞いたりして情報が一元的に管理できずキーパーソンが存在しないことで混乱が生じた。今後チーム編成等で効率的・効果的に把握し迅速な対応が望まれる。

さらには、孤独からの不安、環境の急激な変化に住居をはじめとする生活不安が新たにのしかかり精神的に不調に陥るケースが多く出た。また、生活に順応出来ず痴呆症状の悪化や、発症し介護困難ケースになり、家族の介護に戸惑いといらだちが起り痴呆に対する介護相談が増大した。

避難所における生活維持が困難な要援護の高齢者・障害者は、生活維持が可能な施設を二次避難所として機能させたり、在宅生活が困難なケースは老人ホーム等における一時緊急ショートステイの確保とその移送、搬送手段の検討も必要である。

#### (4) 第二次避難所の開設

震災日当日から安倉デイサービスセンターにおいて、一般の避難所では対応が困難なねたきりの高齢者等要援護者の受け入れを開始し、食事、入浴を提供するとともに、社会福祉協議会職員により24時間の介護体制をひいて、第二次避難所を開設した。

2週間経過した時点でデイサービスセンターでは、在宅の要援護者への入浴の提供を開始することとしたので、総合福祉センターの機能訓練室へ転移し、引き続き運営を行った。

福祉事務所の職員及び看護婦等の専門職ボラン

ティアが、避難所全体を巡回し、要援護者の実態を把握するとともに相談を行う中で、避難所では介護を受けながら生活することが困難に人に対しては、第二次避難所への移動に取り組んだことにより、2月に入ってからは、14世帯21人にのぼり、収容が困難となったため、宝塚栄光園において2カ所目の第二次避難所が運営できないかを、聖隷福祉事業団と協議し、同施設のデイサービスセンターを利用して開設するに至り、さらに、養護老人ホーム福寿荘においても受け入れを行った。栄光園の受入者数は1月30日～2月18日まで1日当り15人であった。

介護職員については、総合福祉センターにおいては、社会福祉協議会の職員が従事する外、全国介護福祉士在宅福祉研究会、兵庫県介護福祉士会符、全国の専門職のボランティアの長期にわたる支援、協力を得て、24時間の介護を行った。

宝塚栄光園においても、デイサービスセンターの職員が従事するほか、聖隷福祉事業団も自らの負担で、全国から施設の職員を派遣し、24時間の介護に万全の体制をひいた。

福寿荘においては、ADL（日常生活動作）機能が少し高い人を受け入れることにしたことにより、施設の職員のみで対応した。

3月以降は、身内による引き取りやショートステイへの移行などにより、徐々に減少し、5月7日に閉鎖した。

これらの第二次避難所については、地域防災計画では想定されていなかったが、要介護の被災者にとっては、生命にかかわる問題であり、地域防災計画においても具体的に計画化を行う必要がある。

施設については、介護を支える器材や備品が必要であるとともにバリアフリーとなっている必要があるため、福祉施設以外では困難である。また、24時間の専門的介護が必要なことから、災害発生後当分の間事業を停止できる福祉専門施設、機関に開設する必要がある。

さらに、介護職員の人件費、運営経費等を災害救助費の対象にする措置がとられるとともに、医師、看護婦、介護福祉士等、専門職ボランティアの受け入れをシステム化することが、今後の課題である。

#### (5) 仮設住宅入居支援

仮設住宅入居者に対しては、全国規模で支援体制



をひいた社会福祉士会の専門職ボランティアが入居の全世帯を訪問し、相談活動に取り組む中で、要援護者の実態の把握を行い、福祉事務所外関係機関との連携調整を行って、必要な在宅サービスの提供を行うとともに、日本建築士会とも連携して、車いす用のスロープの設置を始めとする必要な改造箇所の点検を行い、住宅課において改造を実施した。

ボランティア本部では、住宅改造に取り組むボランティアグループ「でーくさんず」が結成され、前述の取り組みと連携して、数百件にもおよぶ要援護者からの要望に応えた。

また、全国から寄せられた家電製品や家具等の支給についても、入居者の実態を把握することにより、要援護者を優先して、実態に即して決定し、ボーイスカウトの協力により各戸に届けた。

そのほか社会福祉士会では、自治会の立ち上げの支援にも取り組み、3月末まで活動した後、逆瀬台デイサービスセンターの職員に引き継いだ。

仮設住宅の要援護者に対しては、民生委員が各仮設住宅ごとに支援チームを結成し、引き続き実態の把握に努め、相談を始め多様な支援を行うとともに、福祉事務所と連携してサービスの提供など具体的支援に取り組み、緊急時には要援護者の近くの入居者の支援が得られるよう、安心マップと安心カードを作成した。

社会福祉協議会では、仮設住宅での人間関係の形成、楽しみの提供などをねらいにして、仮設住宅への情報紙の月1回定期配布や全仮設住宅から公衆浴場への送迎サービスを秋から実施した。

被災した高齢の単身者など要援護の単身者については、KDDの独身寮2カ所の提供を受けて100人が入居したが、それぞれが被災したことによる生活上の様々な問題をかかえている状況に対応するために、12月から連合婦人会の協力を得て生活相談事業に取り組み、継続している。

## (6) 地域型仮設住宅（グループホームケア）の設置

本市においては、24時間のケアを行うタイプの地域型仮設住宅、（2カ所で3棟、定員各9名で合計27人）を設置した。

第二次避難所の運営から、一般の仮設住宅で生活の維持が困難な人の状況を把握しており、ショート

ステイの措置や避難所の要援護者の状況などから必要数を決定した。

設置に際しては、光明デイサービスセンターとの連携を念頭に置いて、光明第4公園に2棟、高松町に1棟を建設した。

運営については、翌年に特別養護老人ホームの建設を予定していた社会福祉法人宝成会準備会に委託を行うとともに、逆瀬台デイサービスセンターの配食サービスを利用することにより、調理の負担の軽減と栄養の維持に努めた。

同ホームに対しては、連合婦人会から車を、ロータリークラブからは大型テレビの寄贈があったほか、自治会や老人クラブのボランティア活動もあり、地域の幅広い支援により支えられている。

## 宝塚市安心マップ

作成 宝塚市民生委員児童委員連合会

氏名	電話	生年月日	年 月 日生
住所		血液型	型

### 緊急時の連絡先

名前	続柄	電話番号

### 健康について

#### (1) かかりつけの医院

病院名	電話番号	既住症

#### (2) 近くの病院

病院名	電話番号	既住症

#### (3) 休日・夜間の応急

名称	電話番号
市立休日応急診療所	73-6200

### もしものときは

消防・救急車	119番
防 犯	110番
宝塚警察署	(85-0110)

### 保健・福祉

名称	電話番号
宝塚市役所	71-1141(代表)
在宅ケアサービス課	(77-2068)
高齢福祉課	(77-2076)
宝塚市社会福祉協議会	86-5000
宝塚市保健福祉サービス公社	86-9194
宝塚保健所	72-0054
心配ごと相談	86-5000

### その他の連絡先

名称	電話番号	備考

### 担当の民生委員

氏名	電話	住所
----	----	----

### 近隣の民生委員

名前	電話	名前	電話	名前	電話

心のふれあい  
あんしんカード

ふりがな  
氏名  性別  男  女   
M-F-S 年 月 日生

住所

救急車は119 警察は110

緊急時  
連絡先

フリガナ  続柄

氏名

かかりつけの病院  
医療者

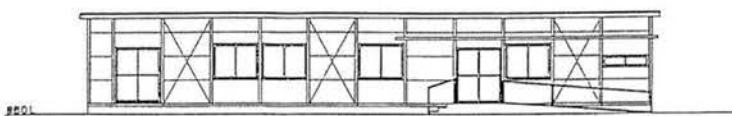
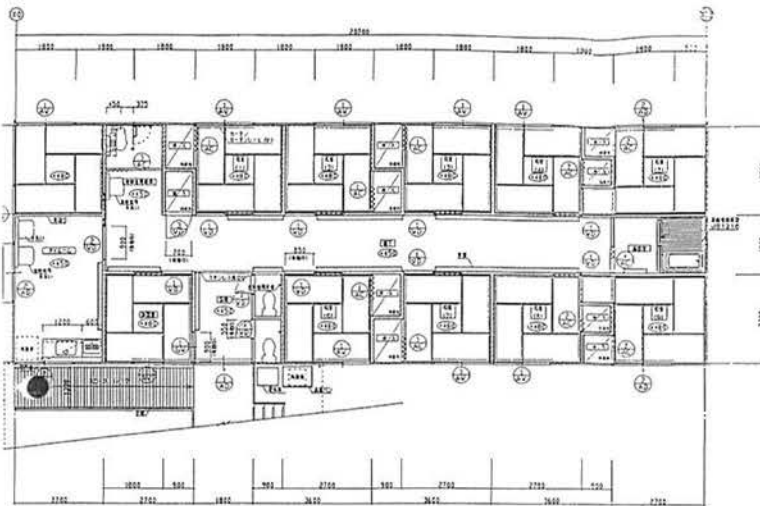
民生委員

いつも身につけておいてください。  
宝塚市民生委員・児童委員連合会

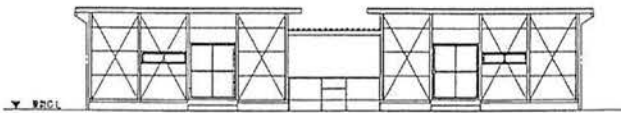
宝塚市光明町13 光明第4公園内 光明グループホーム



宝塚市高松町13 高松グループホーム



(4) 立面図 S=1/100



(4) 立面図 S=1/100

## 5 被災者の救援及び生活支援対策

### 「宝塚市合同慰霊祭」の開催

兵庫県南部地震による宝塚市内での多数の犠牲者のご冥福をお祈りすると同時に、まちの復興と暮らしの再建に向け決意を表明すべく、宝塚市合同慰霊

祭を開催した。ご遺族へのご案内とともに、一般市民に対して広報紙により広く参列を呼びかけた。

当日は、ご遺族262人はじめ、皇太子殿下・同妃殿下、内閣総理大臣代理小里貞利兵庫県南部地震対策担当大臣、土井たか子衆議院議長、貝原俊民兵庫県知事他180人余りの方々に参列をいただくとともに、多数の一般献花をいただいた。また陸上自衛隊中部方面音楽隊及び、宝塚歌劇団の協力により、厳かに犠牲者のご冥福を祈るとともに、多くの悲しみを乗り越え、新たな出発を誓い合うことができた。市の公共施設では、半旗を実施し、弔意を表明した。

### 「宝塚市合同慰霊祭の概要」

- 日 時  
平成7年3月5日(日) 午後1時から
- 場 所  
宝塚市民会館
- 形 式  
無宗教形式とし、供花、供物等お供えは辞退。
- 犠牲者名簿  
3月5日までに判明した死亡者84人を犠牲者名簿に掲載し、壇上に捧げた。
- 献花の方法  
宝塚歌劇団の出雲綾さんが追悼曲「心のつばさ」を独唱のあと、代表献花を皇太子殿下・同妃殿下、遺族代表・県知事らが、3時から一般献花を行った。
- 参列者数 500人余

### (1) 全国からの激励

#### ① 励ましの手紙

震災発生以降、全国各地から義援金や救援物資の中に数多くの激励の手紙が届いた。

そこには、暖かい心と友情がみちあふれ、その中で、光輝たくさん宝物を見つけることが出来た。この大震災の体験を通して学んだ多くのことをぜひ残しておきたい思いで、児童・生徒を中心に「こわかったよ」の記録誌を発刊した。

	(1) 序曲献奏	宝塚歌劇団星組
13:00	(2) 開式	司会：橋 統子
	(3) 黙 禱	50秒
	(4) 追悼曲演奏	陸上自衛隊中部方面音楽隊
	(5) 式 辞	宝塚市長 正 司 泰 一 郎 内閣総理大臣 村 山 富 市 代理 国務大臣兵庫県南部 地震対策担当大臣 小里 貞利
	(6) 追悼の辞	兵庫県知事 貝 原 俊 民 宝塚市議会議長 藤 本 勝 巳 宝塚市長 正 司 泰 一 郎 ご遺族代表 長 谷 川 宣 正 皇太子殿下 同妃殿下 内閣総理大臣 村 山 富 市 代理 国務大臣兵庫県南部 地震対策担当大臣 小里 貞利
	(7) 代表献花	衆議院議長 土 井 た か 子 兵庫県知事 貝 原 俊 民 宝塚市議会議長 藤 本 勝 巳 司会：橋 統子 陸上自衛隊中部方面音楽隊 長 谷 川 宣 正 ご遺族 ご来賓及び主催者
	(8) 追悼電報披露	
	(9) 追悼曲演奏	
	(10) ご遺族代表挨拶	
	(11) 献 花	
	(12) 参列者献花	
	一般献花	
14:10	閉 式	

# 阪神大震災 神戸・尼崎・宝塚で慰霊祭

## 遺族ら7800人誓う

阪神大震災（兵庫県南部地震）で多くの犠牲者が出た神戸、尼崎、宝塚の三市で五日、各市の主催する合同慰霊祭が営まれた。三市で遺族や関係者ら約七千八百人が参列し、献花をして犠牲者を追悼、それぞれが新たな出発を誓った。

神戸市の慰霊祭では村山富市相が追悼の辞を述べたほか、皇太子ご夫妻が三市の慰霊祭に参列した。（22・23面に関係記事）

三市八百人を超える犠牲者が出た神戸市では午後二時から、同市中央区の神戸文化ホールで慰霊祭が始まった。遺族ら約七千人が参列、ホールだけでは入り切れず、四千三百人ほどが隣接する公園や学校の校庭に設置されたテントで、ホールの外で参列した。三市では、死者の数を二万に上ると見込まれた。神戸市内で犠牲になった人と、市外で犠牲になった市民合わせて三千八百七十六人の名簿が渡された。宝塚市市長が「安全なまちを一日も早く築くことを、犠牲となられたみなさま方に報いる私どもの使命である」と語り、「お願したい」と思いますが、「おあいさつした。」とあいさつした。

村山首相は「復興に最善の努力を尽くしてまいりたい」と語り、「おあいさつした。」とあいさつした。村山首相は「復興に最善の努力を尽くしてまいりたい」と語り、「お願したい」と思いますが、「おあいさつした。」とあいさつした。

「慰霊祭に出席して、悲しいのはちたげじゃないんだと思つた」と竜世君、四月からは、ガス会社に勤める。「父は絶対に拾つてくれる。みんなで力合わせて働きましょ」と。

尼崎市の慰霊祭は、市内で行われ、約三千二百人が参列した。宝塚市では、午後一時から市民会館で、約四百四十人が参列した。

人が参列して八十四人の霊を祀った。式典前には、宝塚歌劇団のメンバーによる鎮魂歌の合唱があった。実父と妻を失った住職、かたが家庭を支え、地域社会の再建にも力を注いでいきたい」と決意を述べた。

を代表し、「一カ月あまり、涙のかく間もない毎日でした。つづいておぼろげな自分を振り立て、悲しみを乗り越え、明日に向かって家庭を支え、地域社会の再建にも力を注いでいきたい」と決意を述べた。

朝日新聞'95.3.6



# たからづか

No.798  
平成7年3月15日号

## 両殿下から のお言葉

この度の大震災により、かけがえない大切なお身内を失われた遺族の皆様、心から哀悼の意を表します。

三月五日の合同慰霊祭に参列し、多くの遺族の方々に前にして、皆様の悲しみ、苦しみに改めて深く思いをいたしました。皆様の深い心の傷には計り知れないものがあることと思えます。そして、その悲しみを胸に今後の人生を歩んで行かれるこ

とはいかに大変なことかと思えますが、復興への足音が聞かれようとして、今、皆様には、多くの方から寄せられている声援を忘れず、新たな希望の光を見出し、人生の歩みを進めて行かれることを願わずにはいられません。

皆様の一人一人がお互いに励まし合いつつ、一日も早く悲しみを乗り越えられますよう心から祈っております。慰霊祭への参列がかなえられなかった方々を含め、宝塚市のすべての遺族の皆様を重ねて哀悼の意を表します。



## 皇太子、同妃両殿下もご出席

兵庫県南部地震の犠牲となった人を悼む宝塚市犠牲者合同慰霊祭を、三月五日に宝塚市民会館で行いました。犠牲者は、市内で八十八人となっております。遺族ら約五百人が参列。皇太子ご夫妻も出席されました。最初に宝塚歌劇団の出雲綾さんが追悼曲「心のつばさ」を独唱、全員で黙とうをささげました。祭壇に向かい、正司泰一郎市長が「犠牲となられた方々、遺族の方々の心中を察するとき、痛恨の情耐え難く、まさに断腸

の思いです」と式辞。代表献花では、皇太子ご夫妻が献花され、遺族代表、県知事らが菊の花を祭壇に供えました。遺族を代表して中筋三丁目の長谷川宣正さんが「この一カ月余り、涙の乾く間もないような毎日でした。しかし、いつまでも後を見つめるわけにはいきません。故人への供養のためにも、地域社会の再建に力を注いでいきます」とあいさつ。犠牲者一人ひとりの名前が読み上げられ、遺族らが祭壇に花を捧げました。

## 合同慰霊祭 犠牲者のめい福を祈る

## 阪神大震災を受けた人たちへ

府中市立府中第十小学校六年 小松 隆明

ひ害をうけた人たちは、今、避難所生活を送っている人もいます。東京のぼくは聞いています。ぼくも、よく地震を感じることもあるけれど、阪神大震災のような地震を感じたことはありません。ぼくは、みんながかわいそうだといってるのをよく耳にするけど、地震で大切なものや、親・友達をなくした悲しみは、自分がなってみないと分からないことだと思います。ぼくが住んでいる東京でも、昔、関東大震災という大地震がありました。

ぼくのおばあちゃんは、そのとき小学四年生で、家がつぶれて、線路にふとんをしいて寝たそうです。ひ害者の人たちも、同じような目にあっただと思います。でも、ぼくのおばあちゃんは今、ふ通に暮らしています。これは、きっとおばあちゃんから、ひ害にあったみんなも、あきらめずに、努力して、希望をもってください。大切なものを失っても、がんばってください。友達を失っても、希望をもってください。明るい未来を創り出すために、努力し、希望をもっていけば、きっとよい成果がでると思います。

一人一人のおかげで、大勢の人がたすかるといふこともありません。人のため、自分のためと思って、あきらめないで生きていってください。つらいことがあっても、悲しいことがあっても、努力すれば、そのぶん、楽になると思います。つらくても、

がまんして、がんばって下さい。

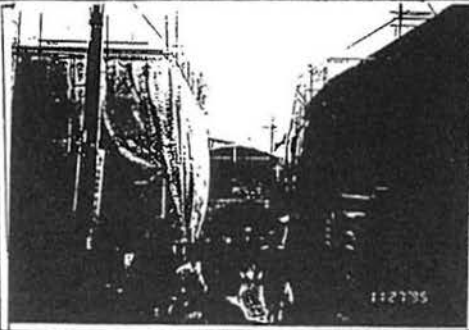
## 大震災で悲しんだ皆さんへ

府中市立府中第十小学校六年 林 友子

テレビや新聞で見たけれど、とてもおそろしく思いました。私は、自然の力というものを知りました。人間でも止められないそんな力を知らされました。でも皆さんがその力を一番よく知っていると思います。実際体験したのですから。

この地震で亡くなった方は、私の学校の人数の十倍います。考えただけでも悲しいです。私たちの所でも時々地震がありました。時間が短くても私には、長く感じました。食器と食器がぶつかった音、たながゆれる音が、みんな私の心にひびきます。この時はものすごくこわかったです。でも、これよりもっとこわい思いをしている皆さんは、立ち上がっていきましょう。私を私は、すごいと思います。それはとても勇気がいることだと思います。もし、実際にこのような地震が私の所であったら多分、皆さんのようにはできないでしょう。だからそう思うと皆さんのことがますます、すごいと思います。皆さんは、このこといろいろなことを体験しましたね。苦しかったこと、つらかったこと、みんなで協力し合ったこと、多分このできごととは一生忘れられないと思います。でも、そのことをいかしてこれからもがんばって下さい。

# 地震から十か月たつた今



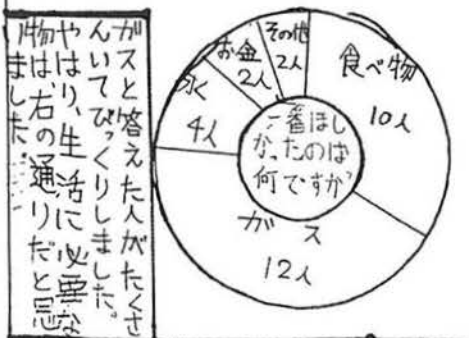
おみまいの手紙  
 府中市の小学校から  
 たくさんのお見まいのお手紙がとどきました。  
 阪神大震災の被害にあつた私達のために心をこめて書いて下さいます。  
 地震から十か月たつた今も工事は進んでいません。そのため、朝から夜まで大変な仕事です。道路もかたかたで人がこけたりして不便です。  
 人々の願いは、早くこの道をまわりたいと書いています。

左の写真は、参道のあがりかたの様子です。  
 発行者から「おみまいの手紙」が読まれました。  
 西川 ありがとう  
 桑原 お手紙ありがとう  
 谷中 ありがとう  
 田中 ありがとう

その一部を Q&A でいじうかいします。見ても下さい。  
 家やお店などがたつたままです。少くも、色んな人のお見まいの声も聞かれています。神戸とくらべると宝塚などはひがりが少ないかたと言われているようですが、本当は、心でいじくきずを受けているのです。これから力を合わせがんばります。  
 みなさん、ありがとうございます

## グラフ

五年三組の人に聞きました。 30人



まよとめ  
 地震後、人々はもとの生活にもどってきてはいますが、やはり地震のキズは、まだなお、てはいないようでした。これからはいつ地震がおきて、大じょうぶのようになっています。ほしいと思います。

## 近所の人の話

住む人の話  
 清荒神付近に  
 (八百屋) (ゆうびん局) (図書館)  
 地震後、果物や野菜を全部すて、もう商売ができません。配達も大変です。今は、もう大じょう夫の上です。

Q & A  
 府中四小 府中四小 五年  
 Q また住む所がない人は、どこに住んでいるのですか?  
 A 仮設住宅がたいぶ建ちた人も、そこに住んでいません。仮設住宅に住みたい人がたくさんいて、ちうせんて住むのを決めました。  
 Q 阪神大震災の後、みなさんはどうゆう生活をしましたか?  
 A 最初のうちは、ひなん所や車親せきの人の家などに、とまっていたが、上の仮設住宅などに住むようになったので、たいぶんもとの生活にもどってききました。



## (2) 救援物資の受付・配付

震災により東西を結ぶ、重要な幹線であった阪神高速道路が広範囲にわたって倒壊し国道も寸断された。通行規制の実施や大量に発生する緊急車両や避難車両で、住宅街の生活道路まで迂回路として集中し、大きな混雑を招いた。さらに、道路上へビルや家屋、塀等の倒壊に伴うガレキが山積の状態となったことも通行の障害となった。

震災の直後から全国各地から寄せられた救援物資は、こうした困難な道路事情の中、深夜を問わず宝塚市へと届けられた。そして、避難所物資搬送は、震災直後から開始された。

### ① 救援物資の受入状況

救援物資は、震災の翌日から届き始め、トラック等で搬送され、直接市庁舎で受け付けた件数は、約2,600件、ゆうパック等小荷物で届けられたものは、約4万6,000個にのぼった。

震災の翌日から約1カ月間は、昼夜を問わず救援物資が到着し、24時間体制で受け入れを行うために、昼間は、一時休園した保育所の保育士の応援体制をひくとともに、夜間は、職員全体が交替で庁舎に泊まり込み、物資の積み下ろしと整理を行った。また、1月21日にボランティア本部を設置してからは、昼夜を問わず、常時数十名のボランティアの応援が得られるようになり、暫時作業の大半がボランティアによって担われた。

救援物資については、当初は、食料、飲料が大半であったので、庁舎グラウンドフロアのいぬ走りを集積の場所とし、日を置かずに避難所へ搬送したが、暫時増えはじめた日用品や衣服類については、市民ホールへ集積するとともに、収容しきれなくなった物資や仮設住宅への援助として届きはじめて家電製品をはじめとする家財類は、三和銀行体育館を借りて収容した。

救援物資の受入れ及び搬送が円滑に行われたことは、ボランティアが自主的に作り上げたチームプレイ、市民ホールとピロティは車の進入が可能な形で道路につながっている等、庁舎の構造が優れていたこと、食料を担当した市民部と物資を担当した福祉部の連携によるところにあった。

## ② 受領した救援物資名

救援物資の品名
セーター、コート、ジャケット、マフラー、下着等の被服類、おにぎり、かんづめ、つけもの、パン等の食料品、水、ジュース、コーヒー、お茶等の飲料水、紙おむつ、生理用品等、風邪薬、目薬等の衛生用品、医薬品、学習ノート鉛筆等の学習用品、タオル、トイレットペーパー、ホカロン等の日常生活用品、その他の物品

## ③ 避難所へ物資の配付

避難所への物資の搬送は、食料と同時に避難所からのリクエストに応える形で、閉鎖されるまで毎日搬送したが、自宅で耐乏生活を送っている被災市民地域への支援にも取り組み、比較的被害の小さかった地域の小学校を除いた全部の小学校を拠点にして、1月21日から6回に亘って、自治会、PTAの役員、民生委員の協力により配布した。その配布に際しては、高齢者世帯など援助が必要な世帯に優先して配布する方針で臨み、地域が大きな力を発揮した。しかし、大阪ガスから提供を受けた7,000台のカセットコンロとガスボンベを配布した際に、地域によっては混乱を生じる事態となり、一般商店も復旧し始めたことから、地域での配布を中止した。

衣服類については、ボランティアが分類仕訳したものを、避難所へ巡回配布するとともに、2月6日から2月26日までの木曜日を除く毎日、ソリオホールで大半を配布した。

## ④ 応急仮設住宅入居者への物資の配付

仮設住宅入居者への支援として受けた救援物資については、ポット、毛布、日用品のキットを全所帯に配布する外、家電製品を始めとする家財の配布については、日本社会福祉士会の専門職ボランティアが3月まで、以降は聖隷福祉事業団の専門職員が全世帯を訪問し、生活状況を聞き取りながら配布を行った。これらの物資の仕訳や配送については、ボーイスカウトが長期間、毎日チームを組んで実施した。また、ボランティアグループが独自に全国から家電製品や家具を集め、希望に応じて配布するという取り組みもあり、これらの活動とも連携しながら対応を進めるとともにYMCAが取り組んだ食器の配布についても連携を行った。

## ⑤ 救援団体

震災直後から3月末日までの短期的な派遣については、全国各地70自治体から延べ3,419人の派遣を

市 町 村 等		民間団体、個人(ゆうパック除く)		民間団体(ゆうパック分)
都道府県	19団体	近畿圏内	767団体	全国から46,000箱受領
市(特別区含む)	47団体	兵庫県内	361団体	
町村	44団体	上記以外	1,279団体	
その他	4団体			
近畿圏内	52団体			
兵庫県内	16団体			
全国総数	182団体	全国総数	2,407団体	

受けた。

派遣職員の業務内容は、技術関係では建築確認、住宅危険度判定、宅地防災相談、災害復旧調査、設計等であり事務関係では、被災証明発行、援護資金貸付、高齢者安否確認、避難所巡回診療、食糧等物資搬送、ごみ収集運搬、倒壊家屋廃材搬送等の分野で活動願った。

長期、短期を合わせて関わって頂いた救護団体は上記のとおり。

### (3) 義援金の受入・交付

#### ① 義援金の募集

大震災の報道が伝えられると、救援物資とともに全国から災害義援金が寄せられた。義援金は1月17日の当日から早くも申し出があり、兵庫県、宝塚市を始めとする被災自治体や、日本赤十字社、中央募金会、各報道機関等においても募集が始められた。災害義援金の募集・配分については、兵庫県の地域防災計画の中に位置付けられており、すべて集約的に処理し、関係機関の協力のもと、この計画の定めるところにより、県下で統一的に実施することとなっていた。そこで、この計画に基づき「募集委員

会設置要綱」が定められ、募集委員会が設置されるとともに「義援金募集要領」が定められ、募集が実施された。

#### ② 義援金の受入れ

大震災の報道が伝えられると、救援物資とともに全国から災害義援金が寄せられ、宝塚市の受入れ銀行口座開設所は三和銀行宝塚中山支店で、郵便振替口座開設所は大阪貯金事務センターとして、全国からの暖かい義援金を受けた。

#### ③ 募集委員会の設置

地震以後、全国の個人、団体、企業等から、被災市町をはじめ、兵庫県、日本赤十字社、共同募金会、そしてマスコミ各社などに対して、多額の暖かい義援金が寄せられ、宝塚市にも多くの方や団体から、5億5,000万円余にのぼる暖かい義援金が届けられた。

今回の地震は、市町域だけでなく府県域をも超えた広い範囲で、多くの住民に甚大な被害をもたらし、地震被害は行政区域を越えて、全ての住民に襲いかかった。しかし、被災各市町に寄せられた義援金の額は、各市町ごとの人口、知名度、被害報道の有無などによってかなり差があった。これを各市町が独

#### 義援金の受入れ

	銀行口座	郵便振替口座
口座開設日	平成7年1月20日	平成7年1月28日
口座開設所	三和銀行宝塚中山支店	大阪貯金事務センター
口座番号	普通預金 3679333	00920-3-78000
口座名義	県南地震救援	宝塚市災害対策本部
義援金受入件数	1,565件	1,349件
及び金額	528,727,939円 ※口座利息516,465円を含む	25,655,805円
(平成8年1月17日現在)	[平成7年2月13日 30,191円] [平成7年8月14日 486,274円]	
(計)	2,914件	554,383,744円

自に被災者に配分するとすれば、同じ被災者でも住む地域によって、支給される義援金に差が出てくることになる。このような不平等が起こらないよう、全国からの義援金の募集及び被災者への義援金の配分を、行政区域を越えて一元化し、公平かつ適正に行うために、平成7年1月25日、兵庫県、神戸市、マスコミ各社、日本赤十字社、共同募金会、商工会議所など26団体（委員）で構成する兵庫県南部地震災害義援金募集委員会が設置され、事務局が日本赤十字社兵庫県支部に置かれた。

#### ④ 義援金の交付

##### ア 第1次義援金（災害弔慰金、家屋損壊見舞金）の支給

最初の義援金配分は、募集委員会で、緊急支援として、死亡者への見舞金（10万円）と住居が全半壊した世帯への家屋損壊見舞金（10万円）が決定され、各市町において支給事務が開始された。

宝塚市での支給事務は日本赤十字社兵庫県支部宝塚市地区の窓口である宝塚市社会福祉協議会があたり、1月26日付広報たからづか臨時号で支給開始をお知らせし、2月6日から宝塚市総合福祉センター

において、被災者証明書をもとに、その場での現金支給を開始した。

支給場所となった宝塚市総合福祉センターでは、最も多い日で980人の被災者が殺到し、大混雑した。初めての義援金支給事務であり、被災者証明の発行自体も市役所で2～3時間以上待たなければ発行できない状況下で、支給事務も一部混乱したが、社会福祉協議会職員の一丸となった働きと日本赤十字社奉仕団や多くのボランティアの協力で最初の義援金配分が実施できた。

##### イ 第2次義援金（重傷者見舞金、要援護家庭激励金）の支給

第2次義援金配分は、募集委員会で、社会的に弱い立場にある方々への支援として、地震により負傷し、1カ月以上の通院又は入院された方への重傷者見舞金（5万円）と、住居が全半壊した、80歳以上のひとり暮らし老人や重度の障害者の方（世帯）などへの要援護家庭激励金（30万円）が決定された。

この支給事務は、宝塚市役所福祉部で行い、5月15日付広報たからづかで市民にお知らせするとともに、窓口での混乱を避けるため、市が把握している対象

支 給 状 況 平成7年12月31日現在

区 分	件 数	単 価	支 給 済 額
死 亡 者 見 舞 金	86件	100千円	8,600千円
家屋損壊見舞金(全壊)	4,659件	100千円	465,900千円
家屋損壊見舞金(半壊)	15,147件	100千円	1,514,700千円
合 計	19,892件	—	1,989,200千円

支 給 状 況 平成7年12月31日現在

区 分	件 数 (件)	単 価 (千円)	支 給 済 額 (千円)
重 傷 者 見 舞 金	390	50	19,500
要 援 護 家 庭 激 励 金	1,536	300	460,800
ひとり暮らし老人	347	300	104,100
要 介 護 老 人	57	300	17,100
母 子 家 庭	275	300	82,500
父 子 家 庭	47	300	14,100
両親のいない児童	2	300	600
重 度 障 害 者	476	300	142,800
生 活 保 護 世 帯	128	300	38,400
特 定 疾 患 患 者	111	300	33,300
公 害 病 認 定 患 者	4	300	1,200
原 爆 被 爆 者	33	300	9,900
上 記 区 分 重 複 者	56	300	16,800



要援護家庭激励金対象者区分表

区 分	支 給 対 象
ひとり暮らし老人	80歳以上のひとり暮らし老人 ① 基準日現在、80歳以上の者で、基準日以前からひとり暮らしであった者。 ② 基準日現在、80歳以上の者で、震災に起因する理由により世帯の他の構成員が死亡し、ひとり暮らしとなった者。
要介護老人	65歳以上の介護が必要な老人のいる世帯 ① 基準日現在、在宅老人介護手当ての受給者がいた世帯。
母子	配偶者のない女子が児童を扶養している世帯(母子世帯) ① 基準日現在、母子世帯であったもの。 ② 震災に起因する理由により配偶者が死亡し、母子世帯となったもの。 児童とは、昭和51年4月2日から平成7年1月17日までに生まれた者。
父子	配偶者のない男子が児童を扶養している世帯(父子世帯) ① 基準日現在、父子世帯であったもの。 ② 震災に起因する理由により配偶者が死亡し、父子世帯となったもの。 児童とは、昭和51年4月2日から平成7年1月17日までに生まれた者。
両親のいない児童	父母の両方がいない児童のいる世帯 ① 基準日現在、父母の両方がいなかった児童。 ② 震災に起因する理由により父母の両方が死亡した児童。 ③ 基準日現在、父母の一方がなかった児童で、震災に起因する理由により父又は母が死亡したもの。 ④ 基準日現在、①に掲げる児童が同居していた世帯及び②～③に掲げる児童が同居している世帯。 児童とは、昭和51年4月2日から平成7年1月17日までに生まれた者。
重度障害者	1～2級の身体障害者手帳の交付を受けている身体障害者(児)及びこれらの者(児)が同居している世帯 ① 基準日現在、障害の等級が1～2級の身体障害者手帳の交付を受けていた者。 ② 基準日現在、肢体不自由児施設に措置(入所を除く)されていた肢体不自由児で、①と障害の程度が同等の者。 ③ 震災により「災害弔慰金の支給等に関する法律」に定める災害障害見舞金の支給を受けることになった者。 ④ 震災により、基準日以降障害の等級が1～2級の身体障害者手帳の交付を受けることになった者。 ⑤ 基準日現在、①又は②に掲げる者が同居していた世帯及び③又は④に掲げる者が同居している世帯。 A判定の療育手帳の交付を受けている精神薄弱者(児)及びこれらの者(児)が同居している世帯 ① 基準日現在、障害の判別がA判定の療育手帳の交付を受けていた者。 ② 基準日現在、①に掲げる者が同居していた世帯。 1級の特別障害証明書等の交付を受けている精神障害者及びこれらの者が同居している世帯 ① 基準日現在、1級の障害の状態と同程度の状態にある旨の「障害の状態に関する証明書」又は障害の等級が1級の「年金証書」の交付を受けていた者。 ② 基準日現在、①に掲げる者が同居していた世帯。
生活保護	生活保護法による保護を受けている世帯 ① 基準日現在、生活保護を受けていた世帯。 ② 震災に起因する理由により、基準日以降6カ月以内(7月末日まで)に生活保護を受けることになった世帯。
特定疾患患者	特定疾患患者及びこれらの者が同居している世帯 ① 基準日現在、一般特定疾患医療受給者証、小児慢性特定疾患治療研究事業の対象者、特定疾患一部負担金助成受給者証、はり・きゅう・マッサージ治療受給者証又は先天性血液凝固因子障害医療受給者証(「特定疾患等医療受給者証」という。)の交付を受けていた者。 ② 基準日現在、①に掲げる者が同居していた世帯。
公害認定患者	特級～2級の公害認定患者及びこれらの者が同居している世帯 ① 基準日現在、障害の程度が特級～2級の公害医療手帳の交付を受けていた者。 ② 基準日現在、①に掲げる者が同居していた世帯。
原爆被爆者	認定書等の交付を受けている原爆被爆者及びこれらの者が同居している世帯 ① 基準日現在、厚生省の被爆者認定書、又は医療特別手当証書、特別手当証書、原子爆弾小頭症手当証書、介護手当証書若しくは健康管理手当証書の交付を受けていた者。ただし、介護手当証書の交付を受けていた者は介護手当を受給する状態にあった者に限る。 ② 基準日現在、①に掲げる者が同居していた世帯。

者には直接通知し、申請書も返信用封筒にて郵送してもらう方法を取り、義援金の支給は全て口座振込みとした。第1回目の振込みは6月15日に行い、8月までは月2回の振込み、それ以後は月1回の振込みで事務を続けている。

なお、重傷者への見舞金は、兵庫県の災害援護金の重傷者見舞金1万円と合わせて6万円の支給を行った。

対象者への通知発送、支給事務、定期的な支給記録更新や被災情報との突合など、事務を適正にかつ迅速に行うため、今回の支給から、電算による事務処理を導入した。

#### ウ 被災児童・生徒教育（保育）助成・被災児童特別教育助成

第1次、第2次義援金に続いて、住居が全半壊した、新入児童・生徒などがある世帯に対する教育（保育）助成金（1～5万円）と、高校生の教科書購入助成金（2万円）の支給が決定された。

7月15日付広報たからづかでお知らせするとともに、夏休みまでに各学校長を通じて申請を取りまとめ、8月上旬に第1回目の支給を行った。

市立学校園はもちろん、他の公立学校園、私立学校園、専修学校、外国人学校も対象で、その把握などの事務は教育委員会があたり、保育児童については福祉部があたり、大した混乱もなく支給事務が実施できた。

また、被災児童特別教育資金は今回の震災により、

両親又は父母のいずれかを失った児童の教育環境を低下させないため100万円（5カ年分割支給）の特別教育資金の支給が決定され、10月31日に今年度分の支給を行った。

#### エ 持ち家修繕助成、賃貸住宅入居助成

住居が全半壊した方（世帯）で、持ち家の修繕費用が200万円以上かかった方か、地震当時の住居に住めなくなり、別の民間賃貸住宅に3か月以上入居された方で、いずれも所得が1,000万円以下の方に対して、30万円の住宅助成金の支給が開始された。

申請期限が平成10年3月31日となっても、全半壊合わせて2万世帯が対象のため、申請が一度に殺到することが予想されたので、これも第2次義援金支給事務と同様に、全対象者に内容説明書とともに申請書及び返信用封筒を郵送し、申請も郵送で受け付け、支給は全て口座振込みとした。

通知発送は、一度に大量に処理する必要があったため、事務担当の福祉部はもちろん、日本赤十字社奉仕団の方や宝塚市社会福祉協議会の職員の応援も得て、4日間、連日20人ほどがかかりきり、ようやく8月10日に発送することができた。

また、申請内容の審査については、迅速に行う必要があるため、10月末まで市役所全職員あげての審査体制を組んで処理を行った。この結果、10月末までに約5,000件の審査受付を行い、そのうち審査をパスした3,700件の支給を完了し、その後は全て福祉部で事務処理を行った。

#### 支給状況

平成7年12月31日現在

区分	件数(件)	単価(千円)	支給済額(千円)
被災児童・生徒教育(保育)助成金	2,616	—	75,280
保育所新入生助成	65	10	650
幼稚園新入生助成	396	10	3,960
小学校新入生助成	521	20	10,420
中学校新入生助成	653	50	32,650
高校生新入生助成	266	50	13,300
高校生教科書購入助成	715	20	14,300
被災児童特別教育資金	10件	1,000千円	3,300千円

#### 支給状況

平成7年12月31日現在

区分	件数(件)	単価(千円)	支給済額(千円)
住宅助成金	4,463	300	1,338,800
持ち家修繕助成	2,305	300	691,500
賃貸住宅入居助成	2,158	300	647,300

## オ 義援金配分での市民の動き

全国から募集委員会に寄せられた義援金は、平成7年12月までに1,727億円を越えており、平成3年の雲仙普賢岳噴火時の233億円、平成5年の北海道南西沖（奥尻島）地震時の189億円に比べて7～9倍の額になっている。しかし阪神・淡路大震災は余りに被害が大きく、広範囲にわたったため、1人当たりの義援金が、全壊家屋の見舞金を例にとっても阪神・淡路大震災は10万円、雲仙普賢岳の場合は200万円、北海道南西沖（奥尻島）地震の場合は400万円と極端に大きな差が出ている。

このことについて市民から、義援金の額が少ないとの声が聞かれたが、義援金は被害にあった方への補償金ではなく、全国の方々からの見舞金であることと、雲仙普賢岳などの災害と比べて余りにも被害が大きかったため、1人当たりの見舞金の額が少なかつたという以外に理解を求める手立てがない状況であった。

また、持家の建て替え再建、新規購入が除外された住宅助成金については多くの市民から不満と抗議の声が寄せられた。

実は、この住宅助成金が決定されるまでに、被災各市町は募集委員会に対し、全半壊世帯のうち、住家の建替え再建や新規購入が助成金の支給対象から除外されることについて、最も被害が大きい世帯が対象から除外されることになり、市民の納得が得られないと再三にわたり変更を求めていた。しかし、募集委員会は、建替え、新規購入は阪神・淡路大震

災復興基金からの利子補給の制度があり、その支給を受けることができるという理由と、義援金に限りがあるとの理由で、住家の建替え再建、新規購入を支給対象から除外したうえで最終決定を行った。

結果は、宝塚市でも広報発表と同時に、当然のごとく「おかしい。納得できない。」と多くの市民から抗議の声が沸き上がった。このことは、各市でも同じ状況で、その後この状況を踏まえた上で、あらためて阪神間各市が協調し、住家の建替え再建、新規購入を対象とすべく、平成7年12月に募集委員会に対して計画書の提出を行い同年4月には、建替え等の配分が認められた。

義援金支給については上記記述のように様々な論議も呼んだが、全国からの心のこもった義援金は本当にありがたいものであった。人の助け合う心のぬくもりが、被災者の心に大きく響いている。

## (4) 災害応急資金融資

### ① 災害応急資金貸付

世帯主が負傷を負い、又は、住居、家財等に相当程度の被害を受けた世帯で、その所得額が一定額未満の世帯については、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき「宝塚市災害弔慰金の支給等に関する条例」によって、その生活の立直しに資するため、宝塚市災害援護資金貸付が実施された。

貸付の対象となる者は、「災害援護資金の貸付のご案内」の1にある被害を受けた世帯の世帯主で、被災時、宝塚市内に住所を有した者に限った。

災害援護資金貸付状況

平成8年1月31日現在（単位万円）

	平成6年度	平成7年度(前半)	平成7年度(後半)	計
件数	1,054	1,401	320	2,775
金額	214,420	298,830	64,800	578,050

### 災害援護資金の貸付のご案内

#### 1 貸付を受けることができる人

兵庫県南部地震の被害を受けた世帯の世帯主で、被害を受けたとき宝塚市に生活の本拠を有していた者（注1）のうち、次の(1)から(3)のいずれかに該当する人。

- (1) 住居の半壊または全壊（注2）
- (2) 家財の1/3以上の損害を受けた者（注3）
- (3) 今回の地震で1ヵ月以上の療養期間を要する負傷を受けた者

#### 2 貸付限度額

- (1) 世帯主に負傷がなく、かつ次のいずれかに該当する場合。



- |   |       |       |
|---|-------|-------|
| ① 家財の1/3以上に損害があり、かつ住居に損害がない場合             | 150万円 |       |
| ② 住居が半壊した場合                               | 170万円 |       |
| ③ ②の場合で、住居の残存部分を取り壊さなければならない場合等特別の事情がある場合 |       | 250万円 |
| ④ 住宅が全壊した場合（⑥の場合を除く）                      | 250万円 |       |
| ⑤ ④の場合で、住居の残存部分を取り壊さなければならない場合等特別の事情がある場合 |       | 350万円 |
| ⑥ 住宅の全体が滅失した場合（注4）                        | 350万円 |       |
- (2) 1ヵ月以上の療養期間を要する負傷を受けた世帯主の場合。
- |   |       |       |
|---|-------|-------|
| ① 家財の1/3未満の損害及び住居の損害がない場合                 | 150万円 |       |
| ② 家財の1/3以上に損害があり、かつ住居に損害がない場合             | 250万円 |       |
| ③ 住居が半壊した場合                               | 270万円 |       |
| ④ ③の場合で、住居の残存部分を取り壊さなければならない場合等特別の事情がある場合 |       | 350万円 |
| ⑤ 住宅が全壊した場合                               |       | 350万円 |

### 3 貸付金の利率、償還期間等

- |          |                                 |     |
|----------|---------------------------------|-----|
| (1) 利率   | 据置期間中（当初5年間）                    | 無利子 |
|          | 据置期間経過後（5年間）                    | 年3% |
| (2) 償還期間 | 10年                             |     |
| (3) 償還方法 | 元利均等の年賦（5回払い）または半年賦（10回払い）により償還 |     |

### 4 所得制限

平成5年中の世帯全員の所得の合計額が、

- |                        |                       |
|------------------------|-----------------------|
| (1) 同一世帯に属する者が1人であるとき  | 220万円未満               |
| (2) 〃 2人であるとき          | 390万円未満               |
| (3) 〃 3人であるとき          | 580万円未満               |
| (4) 〃 4人であるとき          | 650万円未満               |
| (5) 〃 4人を超えるとき         | 1人増えるごとに30万円を加算       |
| (6) その世帯の住宅が滅失した場合（注4） | 上記の限度額にかかわらず1,270万円未満 |

### 5 借入の申し込み方法

借入申込書に必要な事項を記入のうえ、書類を添付して市役所大会議室へ提出してください。（申請者の印鑑を持参のこと）  
なお、借入申込書は次のところにあります。

市役所大会議室、各支所・出張所、各市立公民館、各市立隣保館

### 6 受付期間及び受付時間

- |          |                                   |
|----------|-----------------------------------|
| (1) 受付期間 | 平成7年4月28日(金)まで。ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。 |
| (2) 受付時間 | 午前9時から午後3時まで                      |

### 7 添付書類

- |           |   |
|-----------|---|
| (1) 借入申請時 | ① 平成6年1月1日現在宝塚市に住民登録のない方は、その住民登録地の市町村が発行する所得証明書（所得を有するものの世帯全員の分が必要です） |
|           | ② 世帯主の負傷を理由とする借入申請の場合は、地震により負傷した旨及び療養見込み期間の記載がされている医師の診断書             |
|           | ③ 本人であることが確認できるもの（運転免許証、健康保険証等）                                       |
|           | ④ 本人以外が申請をするときは、委任状とその方の身分証明  |
|           | ⑤ 住居の半壊、全壊の場合は、被災者証明書及び被災当時の写真を提示してください                               |
| (2) 借入決定時 | 本人及び連帯保証人の印鑑証明書   |

### 8 連帯保証人

- |        |    |
|--------|----|
| (1) 人数 | 1名 |
|--------|----|

(2) 資格 返済の資力を有し、宝塚市に居住している者を原則とする。

ただし、借入人と同一世帯の者は連帯保証人になれません。また、借入人は他の借入人の連帯保証人になれません。

## 9 返済の例

借入額350万円の場合	半年賦払い	379,520円	1回
〃 250万円	〃	271,085円	1回
〃 150万円	〃	162,651円	1回

## 10 その他

貸付審査にあたり、連帯保証人への確認の照会を行う予定です。

詳しくは、市役所災害援護資金担当へお問い合わせください。

☎ (0797) 71-1141 (大代表)

(注1) 生活の本拠を有していた者とは、宝塚市に住民登録がある者を原則とし、住民登録が他市の場合、世帯全員の住民票と宝塚市に生活の本拠があることの証明が必要です。

(注2) 借家にお住まいの方で、半壊の場合はほとんど対象になりません。しかしながら、借家人が引き続き居住することができなくなったときは、対象となります。また、借家が全壊の場合も、対象となります。

(注3) 家財の被害が1/3以上とは、
$$\frac{\text{被害にあった家財の被害額}}{\text{所有するすべての家財の現在の評価額}} \geq \frac{1}{3}$$
  
※被害にあった家財の被害額：その家財が全損の場合は、その家具を現在購入するのに必要な費用。  
その家財が修理可能な場合は、修理に要する費用

(注4) 住宅の全体が滅失した場合とは、住宅が完全に壊れた場合です。

# 6 応急復旧事業の実施

## (1) 地盤の復旧と施策

### ① 宅地の復旧施策

地震によって多くの箇所に擁壁の変位や構造物に亀裂が発生した。傾斜地を造成した宅地であり、継続的な地盤変動や、地滑りのような大規模な土砂移動の有無について懸念されたため、現地踏査を行い地盤変状の現況について把握するとともに、重点箇所については、地質状況の確認及び継続的な地盤変動の有無について委託調査を実施した。その結果、各変状は切盛土の特性の違いを反映したものが支配的であり、地滑り性の地盤変状は発生していないことが判明した。

集中豪雨に伴う避難勧告等を必要とする危険宅地、千種地区2箇所、野上地区1箇所、仁川旭ガ丘地区1箇所、紅葉ガ丘地区1箇所の計5箇所を重点的警戒を要する対象地区と判定し、必要に応じてパトロールの実施と防災無線を設置した。

被災宅地擁壁の復旧施策として次のとおり実施し

た。

### 対策(1)

住宅金融公庫災害復興宅地融資、宅地防災工事資金についての案内

- ① 災害復興宅地融資 (上限380万円)、兵庫県宅地防災工事助成制度 (利子補給)
- ② 宅地防災工事資金融資 (上限740万円)
- ③ 災害復興住宅融資 (上限380万円)、兵庫県住宅復興助成基金制度 (利子補給)

### (2)

災害関連緊急傾斜地崩壊対策事業に関する特例措置についての相談、受付。

### 採択要件

- ① 宅地擁壁等に甚大な被害がでており、そのまま放置すれば2次災害の恐れのあるもの。
- ② 擁壁等(勾配30度以上)の高さが3m以上あるもの。
- ③ 人家が3m以上の擁壁等に対し、5戸以上連なっているもの。
- ④ 被害が予想される区域の全体にわたり公共的施設を含むもの。
- ⑤ 工事が膨大なもの(600万円を超えるもの)。

以上の採択要件を全て満たすものについては、民間

の宅地擁壁の復旧を兵庫県において災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業として実施。なお、砂防地域についても本事業に準じて実施。

◎申請審査対象件数 149件  
採択件数 42件(採択率28.2%) 急傾斜事業6件・砂防事業26件

(H8. 1. 26現在)

(内訳) 取下げ24件(急傾斜10件、砂防14件)  
協議中8件(急傾斜6件、砂防12件)

査定提出18件(急傾斜6件、砂防12件)

## ② 山崖くずれ等の復旧

阪神大震災で被災した山崖のうち、二次災害の発生の恐れのあるものについては、災害関連の緊急砂防工事、緊急急傾斜地崩壊対策事業、緊急治山事業により県が復旧工事、あるいは防護工事を実施した。本市はこれらの事業の地元調整を行ったり、急傾斜地崩壊対策事業(以下、急傾斜事業という)については地元負担金を支出することになっている。

### 各地区の復旧状況

<p>「ゆずり葉台地区」 本地区は、緊急治山事業として、県神戸農林事務所が復旧、あるいは防護工事を実施している。工法は、法枠工、落石防護工、土砂止め堰堤工等である。 なお、常時斜面崩壊を監視するシステムを県により設置。 被災箇所 ゆずり葉台2丁目北側斜面全体 復旧予定額 1,800,000,000円 平成9年度に全工事完了予定。</p>
<p>「逆瀬台地区」 本地区は、3カ所で緊急砂防事業を実施。土砂止め堰堤により防護。 青葉台2丁目 鋼製ダム 復旧額 130,000,000円 L=100m H=5m 100%完了 逆瀬台2丁目 鋼製ダム 復旧額 140,000,000円 L=120m H=5m 100%完了 白瀬川上流 小林字西山 コンクリートダム L=85m H=8.5m 復旧額 142,140,000円 平成8年3月末完了</p>
<p>「紅葉ガ丘地区」 本地区は、緊急砂防事業と急傾斜事業を実施。法枠工及びアンカー工にて斜面崩壊を防護する箇所と、杭工により斜面崩壊を阻止する2箇所。なお、塩谷川上流部に土石流監視装置を設置。 急傾斜事業 紅葉ガ丘5番街区 法枠工 1,176m<sup>2</sup> L=60m 復旧額 320,400,000円 平成8年3月末完了 砂防事業 塩尾寺休憩所 伊子志字武庫山 杭止め工 復旧額 積算中 未着手 平成8年12月末完了予定</p>
<p>「月見山地区」 本地区は急傾斜事業を実施。法枠工及びアンカー工により斜面崩壊を防護。 月見山1丁目 法枠工 4,600m<sup>2</sup> L=208.5m 復旧額 411,000,000円 平成8年3月末完了</p>
<p>「長寿ガ丘地区」 本地区は、緊急砂防事業を実施。土砂止め堰堤により土石流防護。なお、観音谷川に土石流監視装置設置。 鋼製ダム 2基 L=43m H=11m L=27m H=10.6m 復旧額 270,000,000円 平成8年9月末完了予定</p>



## (2) 土木関係施設の復旧

### ① 道路・橋梁の復旧

道路、橋梁の被災に関する情報は、震災直後から災害本部で徐々に増えはじめた。それが爆発的に増えたのは、被災当日の午後に入ってからであった。水道管の破裂、ガスの臭気、電柱、ブロック塀、石積、家屋の倒壊、道路自身の亀裂、隆起、陥没、崩壊など道路の危険や機能の障害に係わる情報がとめどなく入り続けた。

このような状況のなか、道路、橋梁に係る復旧作業が本格的に動き始めたのは当日の午後からであった。

緊急作業として、通行者の安全を確保するため、通行制限と交通ルート確保、障害物除去を行った。通行制限は市職員、障害物の除去作業は業者が中心となり、作業は続けられた。その結果、1月末ごろには、当初110カ所程度あった通行不能箇所は、道路自身の被災によるものを除き、そのほとんどは通行可能な状況となった。

#### ・被災調査

震災直後ただちに橋梁の安全点検の調査を行った。主要橋梁については、その日の午前中に点検を行い、その後、市南部地域の道路、橋梁へと拡大し、2月初旬に完了した。

復旧を要する箇所は大小合わせ道路で約1,300カ所、橋梁で10カ所であった。

#### ・応急復旧

緊急作業が一応の落ち着きを見せ始めたころ、雨による被災の拡大を懸念して舗装、側溝石積みのヒビ割れ等への対策を求める市民の声が高まり始めた。これに対し各種ヒビ割れの充填修理、土のう積み等の応急復旧を2月の初旬から始めた。この作業は、

緊急作業に続き、市内22業者により3月末まで行った。緊急作業も含め、地震以来この期間中になんらかの応急的措置が取られた箇所は、およそ2,000箇所に達した。結果、この時点での通行不能は、道路9カ所、橋梁1カ所の計10カ所のみとなった。

#### ・災害査定

県西宮土木事務所への道路、橋梁に係る災害報告は、地震発生から2日後であった。以降建設省所管、公共土木施設災害復旧事業は、コンサル業者も加わっての設計書作成等、査定関連業務は本格化することとなった。

本市においては3月6日の第1回以後、計4回の査定が実施され、道路52件、橋梁9件の計61件が建設省所管公共土木施設災害復旧事業に係る工事（公共災工事）となった。

#### ・プロジェクトチーム

道路、橋梁の早期完全復旧を目指し、平成7年2月1日、道路部内に道路災害復旧プロジェクトチームを設置した。その構成は総括3名、事務班2名、単独災班6名、公共災班13名（内6名は応援職員）というものであった。単独災班は被災調査及び応急作業の検認等の業務を行い、公共災班は査定に係る業務のみに従事することとなった。

その後4月1日には公共災班が多少縮小されたが、この体制は5月31日まで続いた。

#### ・応援

平成7年2月1日より3月31日までの2カ月間については、大阪府から常時5名（延べ17名）、兵庫県今田町から1名、4月1日からは山口県と大阪府から各1名の応援をお願いした。4月1日以後の2名は年間派遣ということで、市職員として活躍してもらった。これら応援職員の方々は全て公共災事業に係わってもらい、その功績は実に多大であった。

道路災害復旧状況

対 象		発生件数(件)	復旧費(千円)	発注率(%)	出来高率(%)
応急復旧	障害物除去 舗装関係 路肩、側溝等	2000	249,992	100	100
本復旧	公共災 (大規模、補助災)	61 (内9件は橋梁)	1,125,200	96	47
	単独災 (小規模、単独災)	1215	445,000	85	75

## ・本復旧

査定及び被災調査の結果を受けて、公共災工事については一部を3月から、単独災工事については4月から本復旧工事を開始した。プロジェクトチームは5月末で解散し、6月1日以後、本復旧業務は道路部内の各課で分担して進めることとなった。公共災工事の61件は街路建設課、道路計画課、道路建設課、道路管理課の4課に配分し、さらに公共災事業の総括及び単独災工事は道路管理課が担当した。道路、橋梁災害復旧事業の精神は、基本的に早期原形復旧である。早期完全復旧に向け現在事業は着々と進んでいる。現在(平成8年1月末)の進捗状況は、発注率で公共災工事96%、単独災工事85%、出来高で公共災工事47%、単独災工事75.5%である。(次頁表参照)

平成7年度中には全ての工事を発注し、8年度早期の復旧完了をめざしている。

## ② 私道の復旧

市内の私道(道路敷地が私人の所有に属し、現に一般の通行の用に供されている公道以外の道路)も多数被災した。

市の調査では、被災22カ所、被災延長728m、被害額は、3,100万円。

これまで、市は、市民の生活環境を整備するため、市道化の困難な私道の舗装工事(舗装に併せて施工する側溝の整備工事を含む。)の費用の8割を助成している。

しかし、大震災による私道の被害が予想を超えた状況となったため、現行の助成制度では、復旧費用の住民負担が高額となり、私道の復旧遅延による市民生活への支障とともに、二次災害の発生も予測されるため一日も早い市民生活の回復と街の復興を目指して、財団法人 阪神・淡路大震災復興基金による補助金制度の活用と併せて、現行制度の拡充等による特別措置を講じることとした。

### (1) 現行制度の要件の緩和

ア) 過去10年以内に現行制度の適用を受けた私道についても、制度の適用を行う。

イ) 建設完了後5年以内のものでも適用する。

### (2) 現行制度の拡充等特別な措置

ア) 助成対象工事に擁壁等の道路構造物の工事を追加する。

イ) 助成額は、(財)阪神・淡路大震災復興基

金からは、準備工事費の1/4を、市からはこれを控除した額の9割とする。

### (3) 施行期日及び適用期限

この制度は、平成7年10月1日から施行し、平成10年3月31日までとする。

この要綱は、次のとおりである。

## 阪神・淡路大震災に係る私道舗装等工事の助成に関する要綱

### (目的)

**第1条** この要綱は、阪神・淡路大震災(以下「震災」という。)により道路構造物等が破損し、通行機能に著しい障害が発生した私道で、現に一般の通行の用に供されている、又は震災以前に一般の通行の用に供されていたもの(以下「被災私道」という。)の舗装工事及び当該工事に併せて施工する排水施設その他道路構造物の新設又は復旧工事(以下「舗装等工事」という。)を行う者に対し助成金を交付することにより、被災私道の復旧を促進し、もって生活環境の復旧及び増進に寄与することを目的とする。

### (助成対象工事等)

**第2条** 助成対象工事は、次に掲げる要件に該当する被災私道の舗装等工事とする。

- (1) 幅員(側溝の幅員を含む。)が1.8メートル以上であること。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。
- (2) 道路の両端又は一端が公道又はそれに準じる道路に接続していること。
- (3) 前2号に該当する被災私道及びこれに接する土地の所有権その他の使用収益権を有する者(以下「関係土地所有者等」という。)の総意により舗装等工事の施工の要望があること。
- (4) 舗装工事にあつては、舗装の損傷が著しいこと。

### (助成対象者)

**第3条** 市長は、協同して被災私道の舗装等工事を施工しようとする関係土地所有者等(以下「助成対象者」という。)に対し助成金を交付するものとする。

### (助成対象者の義務)

**第4条** 助成対象者は、市その他の公共団体が公共のため工事費の一部を助成した被災私道を使用しようとするときは、その使用を承諾しなければならない。

### (助成金の交付)

私道舗装助成事業の状況

平成7年度の実績（予定も含む）

場 所	延 長	幅 員	助 成 金	備 考
中 州 2 丁 目	29.5m	2.9m	435,072円	通常 80%
売 布 1 丁 目	22.4m	3.4m	323,403円	〃
〃	11.3m	3.4m	161,701円	〃
山 本 台 1 丁 目	60.0m	4.5m	700,800円	〃
宮 の 町	21.0m	1~1.8m	217,400円	〃
山 本 南 3 丁 目	17.5m	3.1m	1,080,000円	〃
月 見 山 1 丁 目	64.0m	1.0m	7,647,750円	震災 90%
合 計		7 件	10,566,126円	

第5条 市長は、毎年度、予算の範囲内で、舗装等工事に要する費用の一部を助成するものとする。

（助成金の額）

第6条 助成金の額は、舗装等工事に要する費用のうち、別に市長が定める設計・積算基準工事費から財団法人阪神・淡路大震災復興基金により交付される助成金を控除した額に10分の9を乗じて得た額とする。

（助成金の交付申請等の手続）

第7条 この要綱による助成金の交付申請等の手続については、宝塚市私道舗装の助成に関する要綱（昭和62年告示第88号）に規定する手続の例による。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、施行に関し必要な事項は、別に市長が定める。

（要綱の失効）

付則

この要綱は、平成7年10月1日から施行し、平成10年3月31日限り、その効力を失う。

③ 河川の復旧

ア 1. 2級河川

震災で被災した河川は、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法により公共土木施設の災害復旧事業として、県管理河川は県が、市管理河川は市が実施し、砂防河川については、災害関連緊急砂防事業として県が実施することになっている。

被災河川は11河川、25カ所、延長2,092.0m、被害額は4億8,870万3,000円と見込んでいる。この復旧作業は、平成8年3月末完了を目指しているが、遅れても平成8年度中までには完了の予定である。

イ 砂防河川・普通河川

普通河川は、4河川、4カ所、被害延長102.6m、被害額2,385万2,000円で、全て完了済みである。

また、宝塚の河川全体では、16河川、34カ所、被害延長2,530.3m、被害額5億8,057万8,000円であり、平成8年3月末完了を目指している。

【1. 2級河川】 県管理河川

（平成8年3月末現在）

河 川 名	被災箇所	復旧額(円)	復 旧 状 況
最 明 寺 川	2カ所 延長 50.0m	4,663,000	完了
武 庫 川	4カ所 延長 199.4m	14,672,000	完了
小 仁 川	3カ所 延長 519.5m	178,509,000	平成9年2月末完了予定
支 多 々 川	1カ所 延長 23.7m	5,724,000	完了
一 後 川	2カ所 延長 45.0m	7,088,000	完了
荒 神 川	2カ所 延長 20.3m	2,731,000	完了
大 堀 川	2カ所 延長 282.7m	62,926,000	完了
天 王 寺 川	1カ所 延長 14.0m	3,188,000	完了
足 洗 川	2カ所 延長 396.0m	113,983,000	平成8年11月末完了予定
勅 使 川	2カ所 延長 265.4m	48,892,000	平成8年11月末完了予定
天 神 川	4カ所 延長 276.0m	46,327,000	完了

【砂防河川】 県施行

河川名	被災箇所	復旧額(円)	復旧状況
白瀬川	5カ所 延長 335.7m	68,023,000	完了

【普通河川】

河川名	被災箇所	復旧額(円)	復旧状況
塩谷川	1カ所 延長 3.9m	1,002,000	完了
丁字ヶ滝川	1カ所 延長 27.7m	6,166,000	完了
荒神川	1カ所 延長 26.0m	9,680,000	完了
城丸川	1カ所 延長 45.0m	7,004,000	完了

④ 公園の復旧

被災の比較的大きな公園については、逆瀬台4丁目公園、売布きよしガ丘中央公園、高松公園、小林公園、大堀川河川敷緑地の5公園であり、国庫補助対象事業として、災害復旧工事を実施した。その復旧額は、約4,000万円であった。

又、被災の比較的小きな公園については、市単独事業として既に、川面第2公園等、12カ所の復旧工事を実施し、復旧額は、約2,300万円を要した。

かつ、公園・緑地は、都市のオープンスペースとしての役割を果たしてきたが、この大震災においては、一時避難所や災害復旧の活動の場として利用された。その中でも、武庫川河川敷緑地については、拠点施設として大いに活用された。また、一時的には、ガレキ、家具、ごみ等の置場や、一方応急仮設住宅の建設用地として、非常に大きな役割を果たした。この震災を契機に、非常時における公園のあり方が今後の課題とされる。

⑤ ため池等の復旧

ため池の堤体を道路等公共施設で使用している池及び堤体が民有擁壁を兼た池を除けば、被害を受け

た池は12カ所でその復旧に努めた。

地震後、各ため池の管理者の協力により、ため池の見回りと減水措置及び改修に、必要な多量の盛土材の確保がスムーズに行えた。しかし、災害査定時におけるハガネ土での改修計画が、市街地のため池であり、交通渋滞、遠距離等により、確保が難しかった。

兵庫県等、関係機関との協議の結果、シート工法に変更となり工事が遅れた。

(3) ライフラインの復旧

① 水道の復旧

震災直後、直ちに水道局内に水道災害対策本部を設置し、職員及び水道工事業者の緊急呼び出しを行い、復旧工事班を組織した。

復旧工事は、倒壊家屋や道路陥没にその進捗を妨げられ、さらに交通渋滞のため作業効率が上がらなかった。

送配水管及び給水装置（分水栓からメーター間）の復旧は、市内11業者、延べ267班、延べ人員1,539名が復旧工事にあたった。

復旧状況

溜池名	所有者	被害箇所	復旧状況等
社町皿池・上池	大和銀行	2カ所	直ちに復旧
中筋新池	中筋財産区	一部堤体にクラック	緊急整備事業により改修予定
山田池	平井財産区	堤体21m改修	平成7年7月13日～12月26日 農業用施設災害復旧事業で改修
山本新池	山本財産区	堤体168m改修外	平成7年11月17日～8年4月30日 農業用施設災害復旧事業で改修
沢池	山本財産区	取水施設2カ所外	平成7年5月18日～9月7日 農業用施設災害復旧事業で改修
淵池・西池	山本財産区	取水施設1カ所外	平成7年5月18日～10月30日 農業用施設災害復旧事業で改修
八幡池	中筋財産区	堤体クラック外	平成7年11月17日～8年5月20日 農業用施設災害復旧事業で改修
皿池	中筋財産区	堤体クラック外	平成7年11月17日～8年7月10日 農業用施設災害復旧事業で改修
谷池	川面財産区	取水施設外	平成7年10月13日～8年3月29日 農業用施設災害復旧事業で改修
広沢池	個人	洪水吐損壊	平成7年5月18日～6月16日 農業用施設災害復旧事業で改修



1月23日より2月8日までの間は、大阪府水道部、静岡市水道局、仙台市水道局、松江市水道局及び上越市ガス水道局の5団体延べ385名の応援を得て復旧作業を行った。震災後約10日で90%の世帯が配水可能となった。

当初の復旧目標であった3週間目の2月6日には、断水世帯は、500戸、断水率0.7%となり、2月24日には、家屋損壊等により閉栓したものを除いて平常

配水が出来た。

また、宅地内の給水の復旧は、宝塚水道工事業協同組合加盟業者20社が関わり、また1月28日より2月9日までの間には小野市上水工業協同組合、加西市管工事協同組合、社町水道工事業組合及び滝野町上水道協同組合の2市2町、4団体延べ50名の応援を得て復旧を行った。

復旧支援（管路復旧工事関係）

自治体名	期 間	延 人 数	備 考
1 静岡県 静岡市水道局	1/23～1/27 5日間	35	地元業者を引率
2 宮城県 仙台市水道局	1/26～1/31 6日間	132	地元業者を引率
3 島根県 松江市水道局	1/26～2/1 7日間	98	地元業者を引率
4 新潟県 上越市ガス水道局	1/29～2/4 7日間	56	地元業者を引率
5 大阪府 大阪府水道部	2/1～2/8 8日間	64	地元業者を引率
計		385	

水道施設の主な被害復旧状況等

区 分	水道施設の被災状況	復 旧 費	復旧年度
導 水 施 設	川下川ダム無圧導水トンネル湧水の異常湧出 (止水58カ所)	12,360千円	6年度
浄 水 施 設	生瀬浄水場沈澱池傾斜板破損 (3段 5列 347m <sup>2</sup> )×2池	25,956千円	7年度
	小林浄水場ろ過池表面洗浄管破損 φ125mm×1カ所	758千円	6年度
送 水 施 設	米谷下加圧送水ポンプ設備損傷 送水ポンプ 18.5kw×3基	7,489千円	仮設 6年度 本設 7年度
	送水管破損 φ150～400mm 8カ所	2,073千円	6年度
配 水 施 設	小林配水池場内連絡管破損 φ300mm×1カ所	978千円	6年度
	小林配水池石積擁壁等損壊 石積損壊3カ所、土間舗装沈下 150m <sup>2</sup>	11,158千円	7年度
	配水管破損 φ50～350mm 246カ所 要布設替管路 1,895m	176,192千円	6・7年度
	給水管破損等 分水栓～止水栓 159カ所 止水栓～水道メーター 537カ所	38,025千円	6・7年度
調 査	深谷ダム被害調査	9,167千円	6・7年度
	漏水調査	29,596千円	
	調査費 計	38,763千円	
設 計	工事实施設計費	14,317千円	7年度
合 計		328,069千円	

## ② 下水道の復旧

### ア 下水道の復旧状況

地震発生時に、汚水施設については、全市的な上水道断水が影響して、管閉塞等の緊急的な対応の必要な被害は少なく、応急対応件数は取付け管補修136カ所、人孔補修39カ所であった。また、雨水施設は幸いにも、ポンプ場施設に被害はなく、水路擁壁等の崩壊が多く、応急対応件数も水路応急補修220カ所、埋塞物撤去295カ所、土のう積み、シート張り73カ所にのぼった。

本格的な災害復旧を行うためには、まず、被災状況を把握する必要がある。汚水施設については、一次調査として徒歩による目視調査を行った。(1月23日～1月25日)一次調査の結果で被災が予想される箇所の管内にテレビカメラを入れて、状況を調査し被災箇所を特定した。

また、雨水施設については、ローラー作戦で被災箇所及び状況を把握した。これらの結果をもとに、国の災害復旧事業の査定を受けるために設計図書の作成に至るまで、近隣府県及び市町より1月26日～2月17日まで、延べ164人の技術職員の支援を受けた。

査定設計書に基づく復旧工事の概要及び災害査定の内容は次の通り。

#### 復旧工事の概要

汚水	管渠復旧工	φ 350～200mm	約3,000m
	人孔復旧工		166箇所
	汚水柵復旧工		241箇所
	人孔蓋切下げ工		147箇所
雨水	コンクリートブロック積工		1,536m
	張りコンクリート工		558m
	重力式擁壁工		10m
	U型水路工		約3,200m
	L型水路工		186m
	φ 900mm管布設工		102m

#### 災害査定

(1回目) 3月2日～3月3日	査定決定金額	8件	306,320千円
(2回目) 3月24日	査定決定金額	7件	589,977千円
(3回目) 4月13日～4月14日	査定決定金額	10件	178,437千円
(4回目) 5月17日			

査定決定金額 2件 5,562千円

合計 27件 1,080,296千円

前記以外の工事の概要は下記の通り。

復旧工事の概要(市単費)

雨水 コンクリートブロック積工 43m 5,000千円

U型水路工 1,500m 130,000千円

以上の復旧工事は、平成8年3月末にはすべての工事が竣工した。

### イ 排水設備の復旧

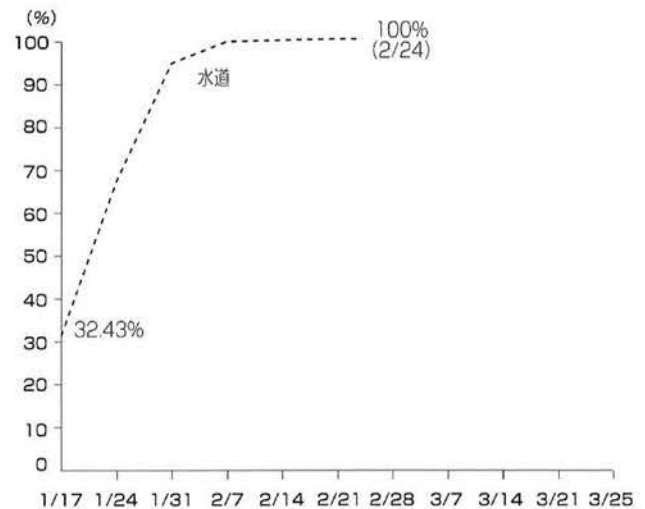
各家庭では、上水道の復旧が進むにつれて排水設備の損傷が徐々に確認され、修理を必要とする家庭からは、指定業者への依頼、照会が多くなった。

排水設備の修理は、各戸対応が原則であるが、指定業者の大半が土木、上水道業者を兼ねているため、災害救助、緊急復旧工事に追われ、各戸で依頼修理をすることは極めて困難な状況にあった。

排水設備からの汚水流出は放置できないので、緊急対策として指定業者を待機させ、材料費は個人負担として応急修理をした。

期間は震災直後から約1ヵ月間、修理件数は150件、費用は970万円であった。

水道復旧率



## ③ 電気施設の復旧(関西電力の復旧状況)

### ア 復旧体制と応急復旧

地震発生に伴い1月17日(火)午前7時に神戸支店、7時30分に本店、その後、京都支店、大阪北支店において順次、非常対策本部を設置した。

本店の非常災害対策本部は、副社長を本部長として技術各部門からなる設備復旧班をはじめ、総務、広報、労務、経理、資材及び燃料の各班で構成し、設備の被害状況、復旧対策の樹立、全社的な応援体

## ○被災箇所復旧工事対照表

兵庫県南部地震災害復旧工事一覧表（公共下水道）

番号	幹線名	場所	断面(mm)	延長(m)
1	御所の前雨水幹線	新明和町	U4,200×2,100	109
2	小林雨水幹線	駒の町	U9,100×2,400	419
3	高司雨水幹線	高司1丁目	U1,700×1,100	250
4	小林雨水幹線	大吹町外	U6,800×1,750	297
5	高丸雨水幹線	仁川北3丁目	ブロック積護岸	40
6	仁川汚水幹線外	仁川2丁目外	φ350mm外塩ビ管	498
6	仁川汚水温泉外	仁川台外	φ200mm 塩ビ管	
7	高丸雨水幹線	仁川旭ガ丘外	U6,800×1,750	166
7	高丸雨水幹線	仁川旭ガ丘	U 600×1,300	14
8	塔の町雨水幹線	塔の町	U 400× 500	40
9	逆瀬台2号雨水幹線	逆瀬台3丁目	U2,000×1,900	145
10	宝松苑雨水幹線外	宝松苑外	U1,800×1,000	54
10	逆瀬川汚水幹線	逆瀬台4丁目	φ250mm外塩ビ管	403
11	野上1号雨水幹線	青葉台2丁目	U 240× 240	53
12	宝塚第2排水区	武庫山1丁目	U 900× 600	114
13	小浜第1排水区	桜が丘	U 450× 800	17
14	御殿山雨水幹線	御殿山3丁目	U1,200×2,000	15
15	川面尼宝雨水幹線外	川面4丁目外	U 800× 800	303
16	川面尼宝雨水幹線	川面3丁目	U 500× 800	82
16	川面尼宝雨水幹線	川面3丁目	U 500× 800	151
17	川面尼宝雨水幹線	宮の町	L1,000×1,200	172
18	小浜第4雨水幹線	清荒神3丁目	U 500× 600	82
19	米谷1号雨水幹線	清荒神2丁目	U1,300×2,300	49
20	米谷雨水幹線	売布ガ丘外	U1,200×1,300	169
21	売布雨水幹線	売布1丁目外	U1,000×1,000	85
21	弥生町地区汚水	弥生町	φ300mm 塩ビ管	40
21	売布雨水幹線	売布1丁目外	U 700×1,200	83
21	売布雨水幹線	売布2丁目外	U 600× 750	350
22	大堀東雨水幹線	三笠町	U1,200×1,900	20
23	中山寺雨水幹線外	中山寺1丁目	U 900×1,000	896
23	中山寺雨水幹線外	中山寺1丁目	φ800mm	
23	中山安倉汚水幹線	星の荘	φ200mm外塩ビ管	
24	中山汚水幹線	中山台1丁目外	φ200mm外塩ビ管	896
25	安倉1号雨水幹線	安倉西3丁目	U1,000×1,000	45
25	安倉1号雨水幹線	安倉西3丁目	U1,000× 600	40
26	山本野里1号汚水幹線	山本西2丁目	φ200mm塩ビ管	313
26	南ひばりガ丘地区汚水	南ひばりガ丘1丁目	φ200mm塩ビ管	
27	山本2号雨水幹線	山本中3丁目	U1,500×1,500	54
28	南ひばりガ丘雨水幹線	南ひばりガ丘1丁目	U1,500×1,200	178
29	宝塚処理区	武庫川右岸地区	人孔復旧工	23箇所
30	宝塚処理区外	武庫川左岸地区	人孔復旧工	60箇所
31	宝塚処理区外	市内一円	人孔蓋復旧工事	116箇所
32	宝梅汚染幹線	光ガ丘	φ200mm塩ビ管	39
33	山本1号雨水幹線	山本南1丁目	U 500× 500	90
34	山本5号雨水幹線	山本西2丁目	U1,000× 500	80
小計	汚水			3,065
小計	雨水			4,662
合計				7,727

制の確立、物資の調達並びに官公庁、報道機関への報告及び連絡等に当たった。

地震発生直後より、健全な系統から順次切替送電を行い、地震発生直後260万軒であった停電軒数は1月17日7時30分には約100万軒まで減少した。

その後連日、電力各社及び協力会社等の多大な支援を得つつ、全社を挙げて被害設備の早期復旧に取り組んだ結果、1月23日（月）15時には送電可能な顧客先の電気の供給がほぼ可能な状態となった。

### イ 停電軒数の時間推移

地震発生日	1/17		1/18	1/19	1/20	1/21	1/22	1/23	
時間	5:46	7:30	8:00	7:00	6:00	9:00	9:00	9:00	15:00
軒数 <sub>万</sub>	260	100	40	21	11	5	2	0.2	0

### ウ 技術系復旧要員

復旧については、全社的な応援体制を取り、1月17日（地震当日）から神戸支店管内事業所に復旧要員を送り込んだ。また、他電力会社や、協力会社からも多大な支援を得て、技術系復旧要員は、1日最大6,000人以上にのぼった。1月17日から応急送電が完了した1月23日までの技術系復旧要員数は下表のとおり。

### エ 他電力会社からの応援状況

配電設備の復旧作業には、関西電力、他電力会社、

技術系復旧要員数の推移

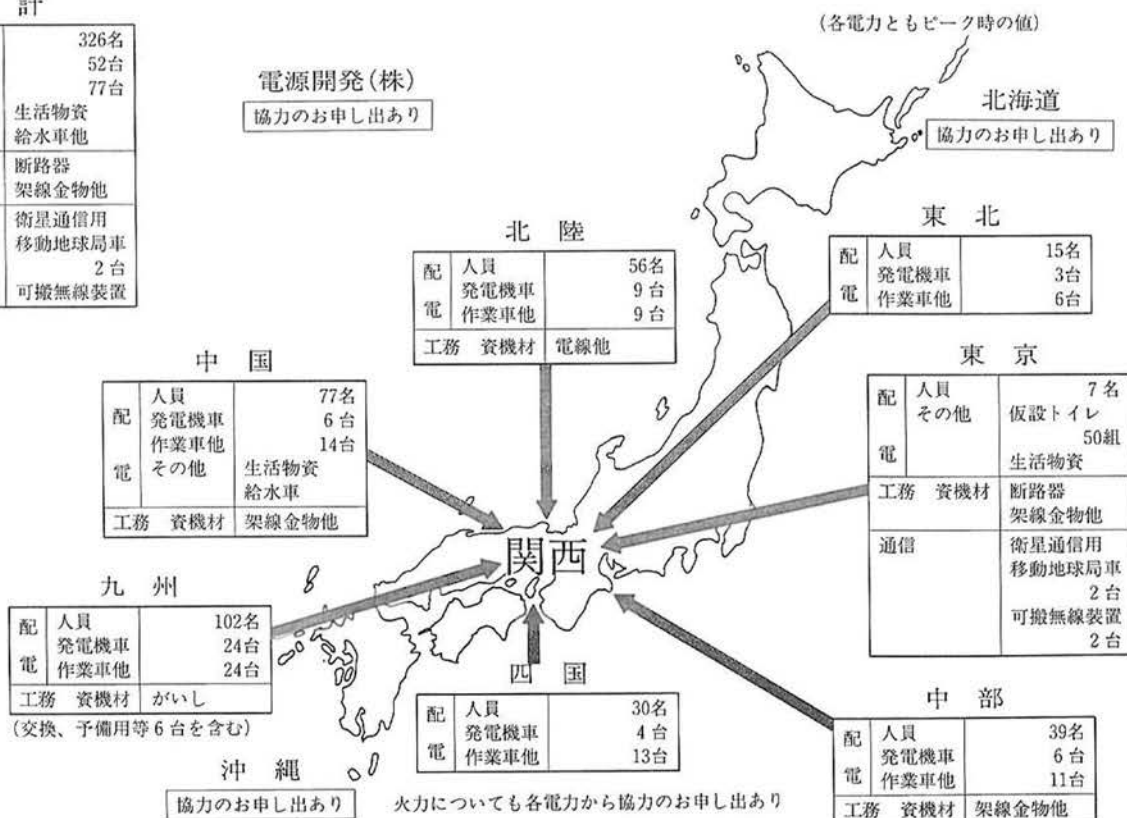
(単位 人)

1月		17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日
ネットワーク技術	社員	371	657	788	765	794	794	709
	電力各社	0	260	284	287	291	283	219
	協力会社	639	2,070	2,895	2,963	3,616	3,616	3,032
	小計	1,010	2,987	3,967	4,015	4,701	4,693	3,960
力電通信 送変通	社員	1,168	947	722	657	334	290	464
	協力会社	1,168	1,582	1,448	1,467	1,113	743	1,316
	小計	2,336	2,529	2,170	2,124	1,447	1,033	1,780
総計		3,346	5,516	6,137	6,139	6,148	5,726	5,740

他電力会社からの応援状況

### 合計

配電	人員	326名
	発電機車	52台
	作業車他	77台
電	その他	生活物資 給水車他
工務	資機材	断路器 架線金物他
通信		衛星通信用 移動地球局車 2台 可搬無線装置





協力会社をあわせてピーク時21日には4,700名の要員が投入された。また復旧用車両は2,000台を超えた。

④ ガス供給施設の復旧（大阪ガス株の復旧状況）

ア 復旧体制

一日も早くガスを復旧させるため、復旧作業には兵庫地区に加えて大阪、京都、奈良、和歌山、滋賀の各地からも可能な限り人員を動員し、工事会社、サービスチェーンを含めた大阪ガスグループ約6,000名の体制で臨んだ。

さらに、日本ガス協会に応援を要請。ピーク時には、全国約3,700名の応援を受け、総勢約9,700名というかつてない規模の体制で全力をあげて復旧作業に当たった。復旧作業は難航したが、3月25日に市内全域が完全復旧した。

イ 復旧手順

復旧作業は、ガスの流れに従って、中圧導管、低圧導管の順で行われる。今回の震災では、中圧供給施設の被害は低圧に比べて軽微で、早期に復旧することができた。

低圧導管の復旧作業は、次図に示した手順で行わ

れた。まず、地域内の顧客宅のメーターガス栓を閉止し、次に3,000～4,000戸の単位で導管を遮断して復旧地域をブロック化した。その後ブロック単位にガス管を検査し、漏れ箇所がある場合には、修繕を行う。

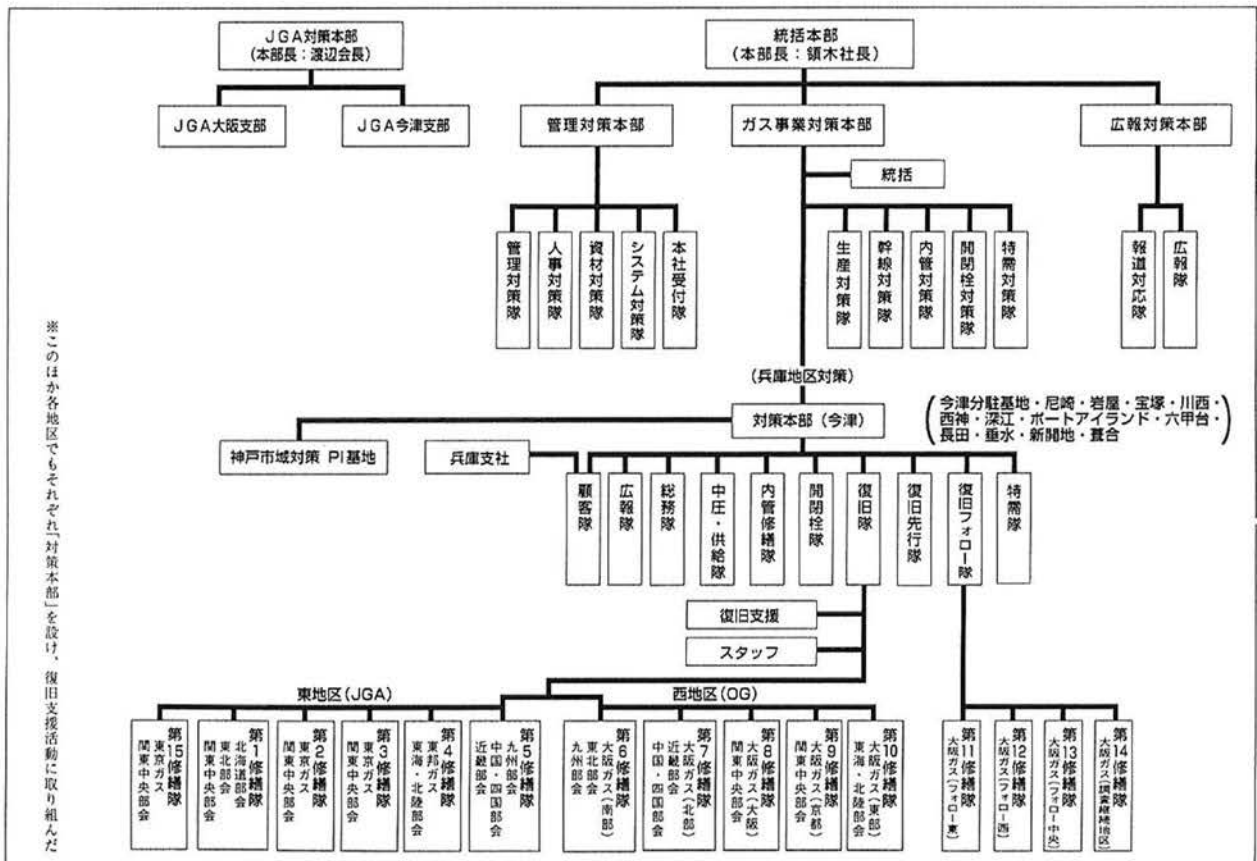
管内に水や土砂が入っている場合には、修繕作業に先だって排出する。本支管の修繕が終わると、係員が顧客1戸1戸を訪問し、顧客の立会いのもと、建物内のガス管の漏れの有無、ならびに風呂、給湯器等の給排気設備を検査する。そして設備に異常がなければメーターガス栓を開き、ガス供給を再開する。各復旧ブロック単位にこの作業を繰り返し、復旧を進めて行く。

ウ 復旧作業の完了

ガス供給を停止した約85万7,000戸の顧客のうち、約15万2,000戸は、家屋の倒壊や焼失により当面のガスの使用が見込めないと判明。これらの顧客を除いた約70万5,000戸について復旧作業を進め、3月末までに大阪府下と兵庫県尼崎市、伊丹市、宝塚市、川西市、猪名川町、明石市、神戸市北区・西区・垂水区については復旧を完了した。また、それ以外の

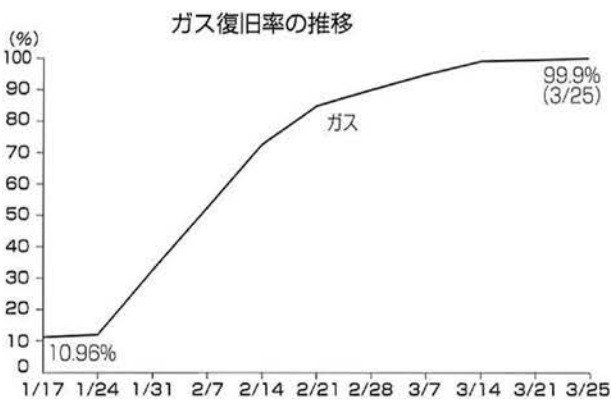
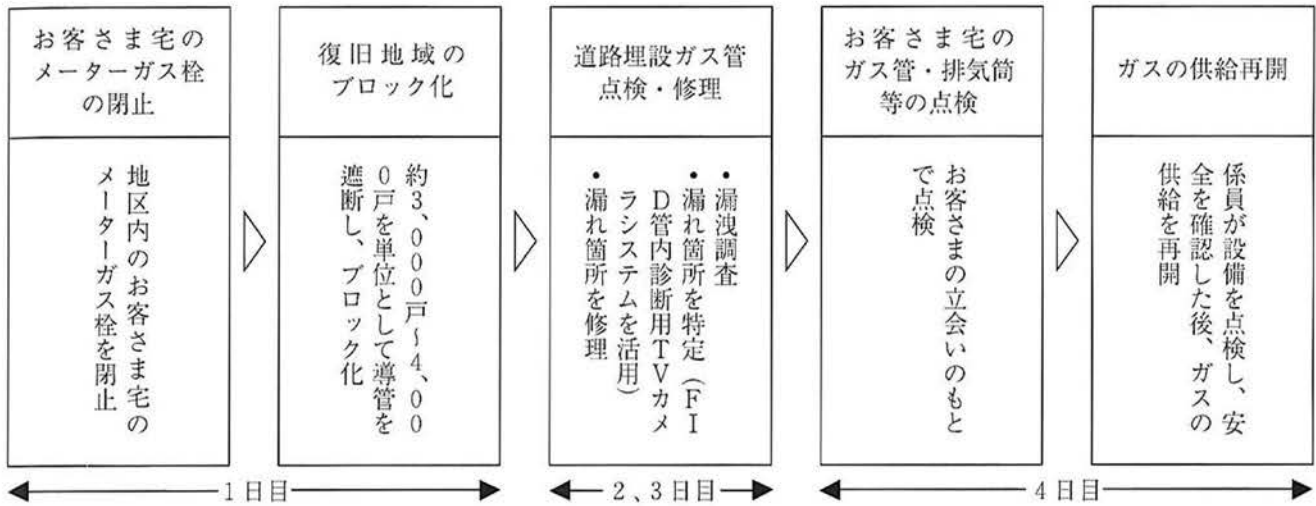
地震対策本部組織図

(3月1日現在)



(大阪ガス株式会社 「阪神・淡路大震災」被害・復旧記録)

復旧作業の手順（低圧供給顧客）



道路の寸断により陸路の緊急輸送に困難を極めた。

地震直後の通信設備の被害状況の把握と通信の確保、避難所等への特設公衆電話の設置、NTTの総力をあげて必死の作業を実施した。

イ 復旧作業の完了

本社「兵庫県南部地震災害対策本部」、関西支社「兵庫県南部地震災害対策本部」の迅速な対応により、地震発生の翌日1月18日にはすでに全国のNTT、グループ会社、協力会社から支援部隊が続々と到着した。それと平行して支援物資の到着など、全国の

地域についても、瓦礫の堆積による道路封鎖などのため復旧作業に取りかかれない一部の顧客先を除いて、4月11日、復旧作業を完了した。

⑤ 電気通信施設の復旧（NTTの復旧状況）

ア 復旧体制とその状況

NTTは地震発生後、現地の支店・支社及び本社に災害対策本部を設置すると共に、全国の支社に支援体制を設置し、全国に配備している災害対策用機器の出動や、約28万人に及ぶ復旧要員の派遣、資機材の輸送に取り組んだ。今回の災害被害復旧では、

故障回線の復旧状況

項目	回復回線数	
	1月31日	
西宮市	15,000	
芦屋市	3,000	
宝塚市	3,200	
伊丹市	2,500	
川西市	100	
計	23,800	

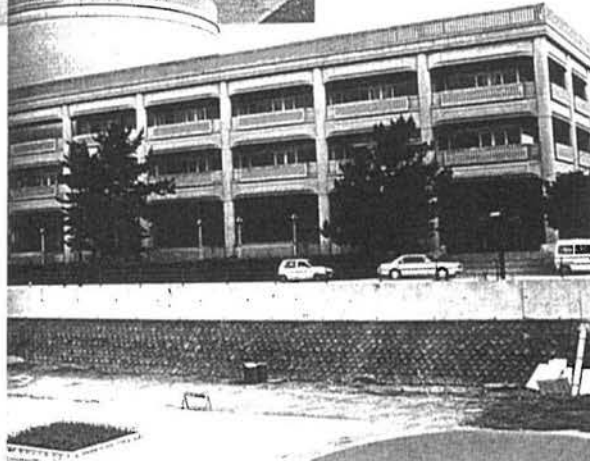
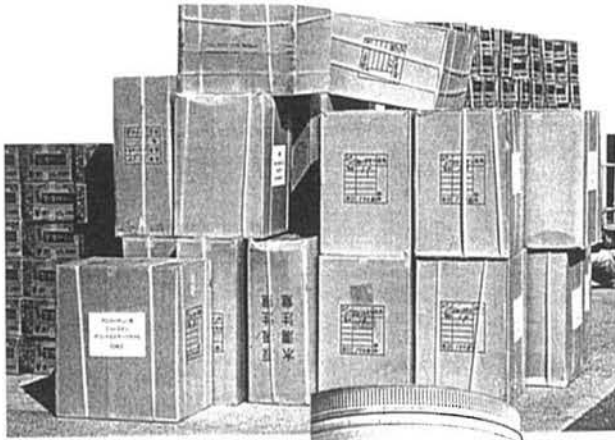
特設公衆電話、ファクスの設置状況

項目	特設公衆電話設置数		ファクス設置数	
	設置箇所数 (カ所)	設置台数 (台)	設置箇所数 (カ所)	設置台数 (台)
西宮市	200	790	60	90
芦屋市	50	170	15	20
宝塚市	60	220	15	40
伊丹市	60	140	10	10
川西市	10	40	5	6
計	380	1,360	105	166

(平成7年1月31日（ピーク時）現在)

多くの仲間たちの力強い支援のもと、1日も早い応急復旧へと復旧作業にも加速がかった。

なお、全国からも支援者は、延べ1万725人/日(2月末)となった。昼夜をわかず復旧作業を行い、1月31日をもって、概ねサービス回復完了をみた。



仮設住宅の電話架線工事

項目	設置予定箇所 (件)	計画個数 (戸)
エリア		
西宮市	124	5,472
芦屋市	44	2,951
宝塚市	42	2,251
伊丹市	5	660
川西市	4	620
計	219	11,954

(平成7年6月12日現在)

宝塚市から「被災者の方への緊急支援物資」の要請を受け、全国の社員、N T Tグループ社員から生活用品など、たくさん的心温まる救援物資を届けていただきました。



山積みされた全国からの支援物資

●宝塚市災害対策本部へ、救援物資を送付していただいた、NTT社員・NTTグループの皆様

(順不同)

奈良建設センター	名古屋支店サービス推進部港地区専用サービス担当	NTTプリコム
堺支店	NTTテレマーケティング	上田支店
藤井寺営業所	山口支店	中国情報通信システム
NTTテレコムプラザ	唐ヶ崎ネットワーク大崎営業所	NTT-TE関東
全電通新潟トータルセンタ分会	岡山支店	能代支店
営業推進部	三河技術センター	大分支店
テレホンアシスト	九州支社	NTT-TE九州
長野支店	西日本テレカ京都	エヌ.ティ.ティ.ドゥ
長岡支店	日野支店	別府支店
高山支店	千葉本部	通信ソフトウェア本部
盛岡支店	鳥取支店	北海道支店
高松支店	高岡支店	飯塚支店
彦根支店	諫早支店	名瀬支店
生野支店	紋別営業所	下館支店
京都支店	松江支店	川口支店第1ラインサービス
中国通信ソフトウェアセンター	京都支店料金センター	北陸情報システムセンター
関西資材調達センター	加古川支店西脇営業所	成田支店
関西情報システムセンター企画部総務広報担当	佐世保支店	新宿通信機器営業支店
飯田支店	江津支店	京都ネットワークセンター
岐阜支店企画部広報	六日町支店全電通六日町分会	丸亀支店
鈴鹿研修センター	埼玉本部	小山支店
長距離通信事業部	下関支店	青森支店
中央ネットワーク技術センター技術開発部門システムサービス担当	伊豆通信病院	八尾支店富田林営業所
東京情報案内	米子支店	浜田支店
中央営業支店専用サービスセンター	安芸支店	日田支店
NTT-TE東京日本橋支店	東京南通信機器営業支店	秋田支店
四国支社ボランティアグループ	荘川テレマ	宇都宮支店
上越支店	九州支社経営企画部	東海ネットワークセンター、技術センター
仙台支店	サービス生産本部	八幡支店
NTT-TE信越	名古屋支店ネットワーク部港地区交換設備担当	四日市営業支店
宮崎支店	北九州支店	信越支社経理部
茨木支店全電通茨木分会	北海道情報システムセンター	川越支店
高山営業所	信越通信ソフトウェア	唐津営業所
和歌山支店	中津支店	益田支店
佐伯支店	NTT弦巻サービスセンター	津和野支店
南大阪支店	長崎支店	川本支店
関東通信病院	金沢支店公衆電話担当	

※上記の他、事業所が不明なものを含め、多数の支援物資が届けられました。  
また、個人扱いの支援物資も多数届けられましたが、誌面の都合で省略させていただきました。

#### (4) 交通機関の復旧

##### ① 鉄軌道の復旧

###### ア 震災復旧体制

今まで経験したことのない非常事態を一刻も早く  
打開し、一日でも一時間でも迅速に通勤・通学や被災地への救援に向かわれるお客様の足を確保すべく、  
JR西日本本社においては、1月18日「復旧対策本部」を設置し従来の本社機能に代えて全社員そして  
労使一体となって、復旧に対し、万全の体制を整えた。また、阪急電鉄においても、震災時より速やかに「阪神・淡路大震災対策本部」を設置し、復旧にあたった。

###### イ JR宝塚線の復旧状況

JR西日本、阪神・淡路大震災から得た「教訓」  
JR西日本大阪支社発刊P21では各線の復旧のよう

すを逐一紹介している。

##### 資材の確保が第1

系統間の調整がうまく機能

JR神戸線での復旧作業は長期にわたり、工務系統の保線・土木・建築・信号等の作業が競合する  
場合が多く、作業時間の調整等に苦慮した。このため、  
工務系統全体を調整できる者（工務部長）をヘッド  
に現地復旧対策本部を設置し、工程管理を行い、相互調整をしたのは大変良かった。

復旧工事が長期にわたる場合、現地復旧本部での  
打ち合わせが全体把握と各系統の工事進捗の歩調を  
合わせる事ができ、開通見込み判断に有効に寄与  
するので、復旧工事に関連の少ない運輸系統も参加  
する必要がある。

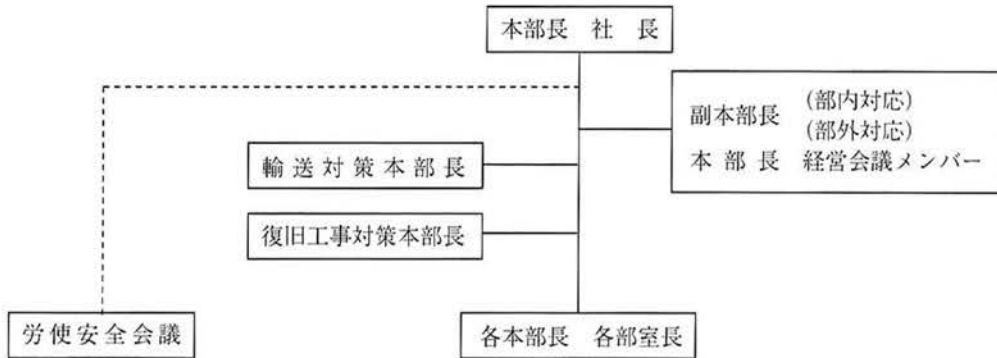
(電力課)



## JR 西日本本社及び大阪支社における震災復旧体制

### JR 西日本本社

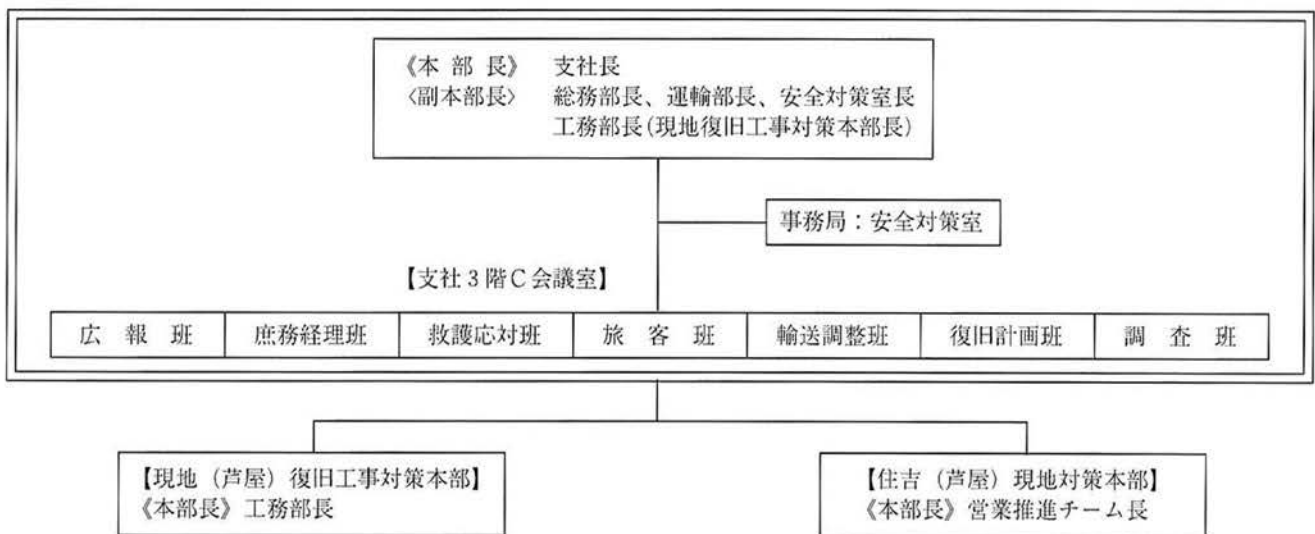
本社においては、1月18日「復旧対策本部」を設置し、従来の本社機能に替えて全社員そして労使一体となって、復旧に対し万全の体制を整えた。(3月20日解散、以降は輸送対策本部等に対応)



### JR 西日本大阪支社

支社においては、1月17日「支社対策本部」を設置し、支社を挙げて復旧作業、既開通区間での輸送、代替バス輸送、要員手配等を実施した。

また、支社内全線開通後、1月26日からは神戸支社内の復旧、輸送、旅客関係業務の支援に全力を傾注した。(4月17日解散)



### 資材と要員の早期確保

JR宝塚線の電化柱(コンクリート柱)が多数根元から折損し、傾斜・倒壊した。

地震の被害状況を概ね把握した時点で、本社資材担当者に丸太約30本程度を大至急手配をお願いした。JR神戸線の手が付けられないこともあり、電気工事作業員も多数確保することができ、仮木製電柱ではあったが、いち早く復旧することができた。また、建設工事で工事中の福知山線線増工事に使用予定のコンクリート柱も流用することができ、本復旧に役立った。

JR宝塚線の電化柱は単柱で電化されており、地震に対して弱いことがわかった。

このため、本復旧の際に、エアーセクションやエアージョイント箇所については地震に強いといわれるビーム構造にした。

建設工事部から、電気工事作業員や復旧資材手配の協力を受けたが、日頃からの連携、連絡体制の整備が必要。

被害状況を正確に把握し、復旧手段、方法についての確に指示のできる社員のいち早い派遣が大切である。(電力課)

## 設備改良も実施

JR神戸線、宝塚線等の電力設備に多大な被害を受けた。電力設備支持物の倒壊や傾斜、電線類の断線、金具類の損傷等は地震の激しい振動によるものであった。神戸線の復旧が長期化する様相のなかで本線の迂回ルートを担当する宝塚線復旧が急務となり、昼夜にわたる復旧作業の結果、4日後の開通という成果をあげた。

電力設備の復興（復旧）にあたって、支持物には耐震性の向上を考慮し、自重が軽く柔軟性のある鋼管柱を主体として使用した。宝塚線で多くの被害を受けた単独の支持柱についても、荷重が多く加わる箇所については門型構造に変更し、高架区間の支持柱（コンクリート柱）についても、下部より2 m程度を炭素繊維シートで巻き補強した。

また、感電事故・墜落事故防止のため、き電線・高圧配電線を電源毎に上り線側、下り線側に分離して設備する方式とし、あわせて墜落防止付の点検はしごの取付けを行い「人に優しい電力設備」とした。（電力課）

## 山陰線の工事材料を活用

鉄道の仮復旧、本復旧を問わず、是非必要な材料、特殊技能を必要とする作業員の確保に困った。たまたま今回は、山陰本線で線増工事があったため、材料の流用が可能となり大いに助かった。

多くの線区に被害がでた場合に、材料、業者手配の面から復旧する線区の優先順位を明確に指示できる体制づくりが必要。

近隣でどのような工事が施工中であるか情報を集めておく。また、災害時には、保線、土木、建築、電力、信通と作業が競合することになり、工務系統全体を統括調整できる体制づくりをし、工程調整、相互調整が必要である。（電力課）

## 迅速な安全点検を実施

早く列車を走らせなければという気持ちのあせり。いいかげんな点検ではだめだ、二次災害につながってはいけないという思いが交錯する中、お客様への安全安定輸送が私達の社会的な使命であることを肝に命じ、迅速な安全点検と責任ある安全確認に心がけた。

この現場は昨年11月高架区間として開通したばかりであった。幸にも電化柱は耐震設計基礎であり電柱基礎部で衝撃を柔らげる構造になっておりコンク

リート柱が折れずにすんだ。技術力が功を奏する結果となった。（京橋電力区）

## 食料等の調達・搬送に工夫を

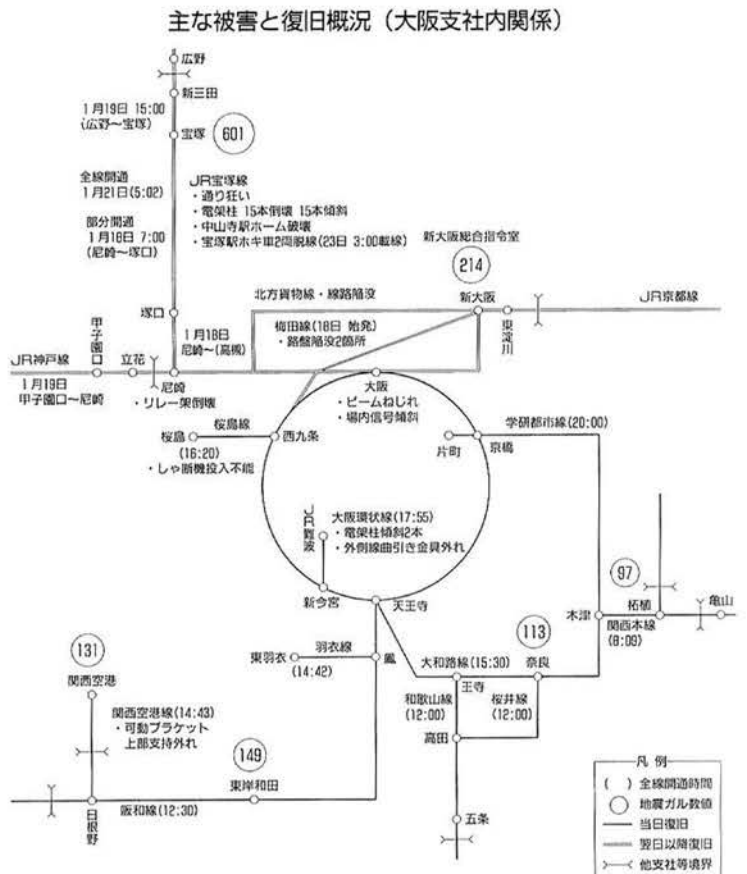
交通渋滞により、現地への到着や現場の移動時に時間がかかったことに加え、必要な資器材、食料、水、暖房器具の搬入が遅れた。

食料や飲料水は、復旧作業近傍で入手できない状況を察知して、社員や請負い業者の差なく一括して食料調達を行い、搬送した。

自動車での移動は、渋滞に巻き込まれて予想のつかない事態も想定される。緊急自動車の活用や自転車、バイクが交通渋滞に有効である。また、食料等の調達については、主管課は通常設備等の復旧に重点をおくため、総務課等の後方支援の課が配慮して、予め準備、手配する仕組み作りをする。（電力課）

## ウ 主な被害と復旧状況

JR西日本管内の被害状況と後日状況を図に示すと次のとおりである。



## エ 復旧への歩み

JR西日本各線の震災以後の復旧について1月17日から5月15日まで日を追ってしてみると、次の表のようになる。

## 復旧への歩み

1月17日	5時46分兵庫県南部地震発生（震度7） 支社対策本部設置（6：55）（1種A体制）（3S体制） 支社内全区间点検後運転開始 大阪環状線（17：55）、桜島線（16：20）、大和路線（15：30）、関西本線（8：09）、桜井線（12：00）、 学研都市線（20：00）、和歌山線（12：00）、阪和線（12：30）、羽衣線（14：42）、関西空港線（14：43） JR宝塚線現地復旧対策本部設置（解散21日6：10）
1月18日	JR京都線開通 JR神戸線尼崎まで開通（塚口折返し） JR宝塚線尼崎～塚口間開通
1月19日	JR宝塚線宝塚～新三田間開通
1月21日	JR宝塚線全線開通
1月23日	東海道新幹線 京都～新大阪間開通 尼崎～甲子園口間開通（内側線） 須磨～西明石間開通 甲子園口～三ノ宮間代替バス運行開始（6：30～22：00）
1月25日	甲子園口～芦屋間再開（内側線） 神戸支社 芦屋駅に現地対策本部設置 代替バス 芦屋～三ノ宮に変更
1月27日	大阪支社 芦屋駅の現地対策本部を神戸支社より引継ぎ（2月7日閉鎖後住吉へ移行）
1月30日	神戸～須磨間運転再開 シャトルバス 三ノ宮～神戸運行開始（2/30～2/19）
2月2日	現地（芦屋）復旧工事対策本部設置
2月8日	芦屋～住吉間運転再開（住吉駅折返し設備：分岐器、信号機新設） 代替バス 住吉～三ノ宮に変更（ノンストップ6：00～22：30、各駅停車6：30～22：00） 現地対策本部を芦屋から住吉へ移行
2月14日	尼崎～芦屋間（外側線）運転再開
2月20日	灘～神戸間運転再開 代替バス 住吉～灘に変更（ノンストップ6：00～22：30、シャトル住吉～六甲道6：30～22：30、シャトル六甲道～灘6：30～22：00）
4月1日	JR神戸線全線開通 現地対策本部解散
4月8日	山陽新幹線全線開通
4月17日	支社対策本部解散
5月15日	現地（芦屋）復旧工事対策本部解散

### オ 阪急電鉄の復旧

阪急電鉄復旧へむけての社内体制は次頁のように整えられた。

#### (5) 公共施設等の復旧

##### ① 教育・文化施設の復旧

###### ア 学校教育施設の復旧

各学校・園では、余震が続き、電話もほとんど不通のなか出勤できた教師が子供たちの安否の確認作業に奔走した。また校舎、校庭の被害状況を調査するとともに、通学、通園路の安全点検をPTA組織等の協力で実施した。一方1月17日（火）～1月20日（金）まで全校園で休業した。

学校園では多くが避難所となっていたが、ほとんどが体育館や特別教室に避難しており、普通教室での授業はどうか可能であったため、一日も早い学校再開に努力した。

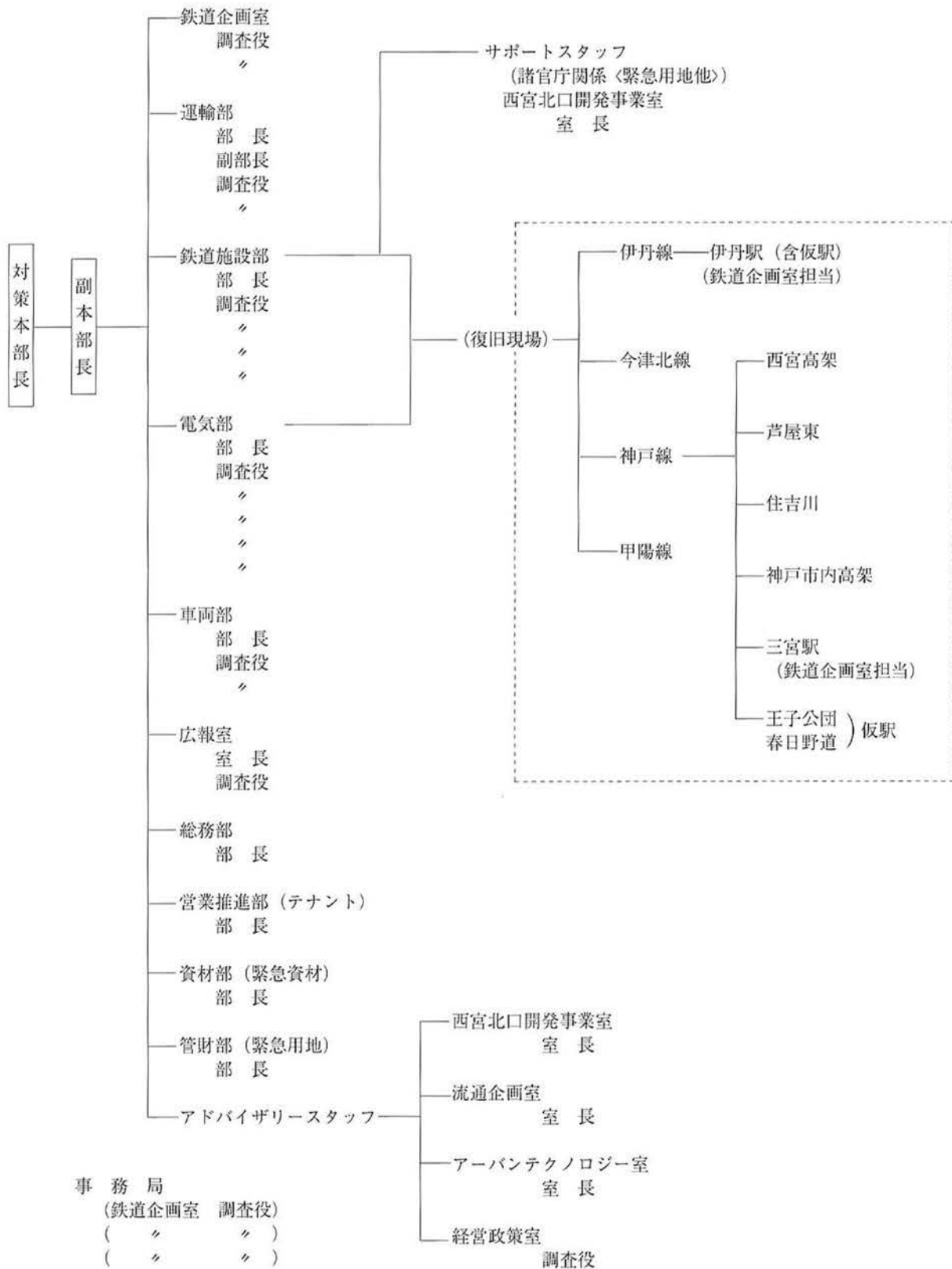
しかし、一部の学校では校舎棟が半壊していたため、仮設プレハブ校舎を建てるまでの間、隣接校の教室を借りる計画をして早期の授業再開に努めた。

1月21日（土）には、幼稚園13園中11園が再開し2園が休業、小学校では24校中19校が再開し5校が休業、中学校では12校中11校が再開し1校が休業、養護学校1校も再開した。

各校区内の被害状況や学校施設設備の被害状況によりやむなく休業を続けた学校も、以後、週明けの23日（月）から28日（土）までの間、順次再開でき、翌週の1月30日（月）から全校園再開することが出来た。

阪神間では他市より早期の再開であったが、学校での子供たちが級友との再会で「生きててよかった」と手をとりあって喜ぶ姿や歓声は、打撃をうけ瀕死の学校が再び脈打ち始め、ひいては地域にも復旧の息吹きを感じさせるものであった。

阪急電鉄阪神・淡路大震災対策本部組織図





		鉄道本部	
	17日(火) 5時46分	阪神・淡路大震災発生（震源は淡路島の北東約三キロの明石海峡付近深さは約二十キロ、マグニチュード7.2）	
1月	17日(火) 5時47分	全線不通	
	9時30分	本社対策本部設置 （本部長：山口常務取締役） 〈鉄道本部各部、広報室、総務部、営業推進部、資材部、管財部他〉	
	14時00分	京都本線【河原町～淡路】普通列車のみ運転再開	
	14時15分	嵐山線【嵐山～桂】運転再開	<平常ダイヤ復帰>
	14時30分	千里線【北千里～淡路】運転再開	
	14時40分	千里線・大市交乗入運転再開	<平常ダイヤ復帰>
	16時13分	京都本線【河原町～梅田】普通列車のみ運転再開	
	19時20分	宝塚本線【梅田～池田】普通列車のみ運転再開	
	20時20分	箕面線【石橋～箕面】運転再開	<平常ダイヤ復帰>
	18日(水) 4時24分	宝塚本線【梅田～雲雀丘花屋敷】普通列車のみ運転再開 〔雲雀丘花屋敷発 4時24分、梅田発 5時00分〕	
	5時17分	神戸本線【梅田～西宮北口】普通列車のみ運転再開 〔西宮北口発 5時17分、梅田発 5時58分〕	
	6時10分	京都本線【河原町～梅田】急行列車運転再開	
	6時30分	☑代替バス【塚口～伊丹】運行開始	（6時30分～21時00分）
	11時38分	伊丹駅舎前で菅井社長が亀井運輸大臣に被害状況説明	
	13時00分	京都本線【河原町～梅田】特急列車運転再開	<平常ダイヤ復帰>
	19日(木) 初発より	宝塚本線【梅田～宝塚】運転再開 〔梅田発 5時00分、宝塚発 5時03分〕	
	15時00分	JR福地山線との振替輸送実施	
	21日(土) 初発より	伊丹線【塚口～新伊丹】運転再開（折り返し運転） 〔塚口発 5時00分、新伊丹発 5時10分〕	
	6時30分	☑代替バス【新伊丹～伊丹】に運行区間縮小（6時30分～21時00分）（→3/10まで実施）	
	22日(日)	神戸阪急ビル解体工事開始	
	23日(月) 6時30分	今津北線【西宮北口～門戸厄神】運転再開（単線折り返し運転） （6時30分～21時00分）	
	6時30分	☑代替バス【西宮北口～三宮】各駅停車便・運行開始	（6時30分～22時00分）
	6時39分	神戸本線【梅田～西宮北口】急行列車運転再開 〔梅田発 7時01分、西宮北口発 6時39分〕	
	17時04分	今津南線【西宮北口～今津】運転再開 西宮車庫の洗車用地下水を沿線住民に提供	
	24日(火) 初発より	今津南線【西宮北口～今津】 〔西宮北口発 5時05分、今津発 4時58分〕	
	25日(水)	松尾運輸事務次官が伊丹駅周辺視察	
	26日(木)	楠木近畿運輸局長が三宮駅視察	
	26日(木)	社長定例記者会見 [復旧予定と費用について]	
	28日(土) 6時30分	☑代替バス【西宮北口～三宮】直行便・運行開始（6時30分～22時00分）（→2/19） 亀井運輸相が三宮駅を視察	
	30日(月) 初発より	今津北線【仁川～宝塚】運転再開	
	6時30分	☑代替バス【三宮～高速神戸】運行開始（6時30分～22時00分）	（→2/5）
		☑JR神戸線が神戸駅まで開通するのに伴い、代替バス【西宮北口～三宮】増便（90台→110台）	
	31日(火)	東京・大阪・京都の証券取引所へファイリング [鉄道部門の復旧に要する工事金額約860億円他]	
2月	4日(土) 6時30分	☑代替バス【西宮北口～甲陽園】運行開始（6時30分～21時00分）	
	5日(日) 初発より	今津北線【西宮北口～宝塚】運転再開	
	7日(火) 6時59分	神戸本線【梅田～西宮北口】 朝ラッシュ時急行列車の10両運転再開	
	9日(木) 7時11分	今津北線【西宮北口～宝塚】準急列車運転再開	

2月	9日(木)	社長記者会見 [運賃改定を全線開通後まで凍結。復旧費用と業績見通し]
	10日(金)	東京・大阪・京都の証券取引所へファイリング [全体の復旧に要する工事金額800億円他]
	13日(月)	初発より 神戸本線【御影～王子公園】運転再開 (折り返し運転) [御影発 6時00分、王子公園発 6時09分] 6時30分 ㊦連絡バス運行開始 (6時30分～22時00分) [阪急御影～JR住吉～阪神御影] 神戸本線の不通区間の定期券・回数券所持者に対する [JR大阪～住吉] [阪神梅田～御影] への振替輸送実施
	17日(金)	西宮車庫の従業員用浴場を被災者の方に開放 (10時～15時) (→6/1現在継続中)
	20日(月)	5時20分 JR三ノ宮～灘、阪神三宮～岩屋への振替輸送実施に伴い、神戸本線【御影～王子公園】始発時間繰上 [御影発 6時30分、王子公園発 6時09分→5時29分] 神戸本線【三宮～王子公園】間でJR、阪神への振替輸送実施 JR灘～住吉間、阪神岩屋～御影間の振替輸送を受ける [神戸本線【御影～王子公園】で対応]
	22日(木)	西宮車庫の従業員用浴場を夜間 (19時00分～20時30分) も開放
	28日(火)	(仮)伊丹駅営業開始に伴う一部区間の旅客運賃変更を近畿運輸局長へ申請 西宮北口～夙川間 西宮高架橋 (約1.6km) 全面改築工事の工法認可 三宮高架部分復旧工事の工法認可
3月	1日(木)	初発より 甲陽線【夙川～甲陽園】運転再開 ㊦代替バス【夙川～甲陽園】を【西宮北口～夙川】に運行区間縮小
	7日(火)	(仮)伊丹駅営業開始に伴う旅客運賃変更が近畿運輸局より認可される (3/11より実施)
	11日(土)	初発より 伊丹線【塚口～伊丹】運転再開 [伊丹発 5時03分、塚口発 4時54分] 神戸本線【梅田～西宮北口】特急列車の運転再開
	13日(月)	初発より 神戸本線【御影～三宮】普通列車のみ運転再開 (折り返し運転) [御影発 5時13分、三宮発 5時02分] ㊦代替バス【西宮北口～三宮】が【西宮北口～御影】に運行区間縮小 ㊦連絡バス【御影～阪神御影】直通便に変更 神戸本線【三宮～王子公園】間のJRとの振替輸送中止
	16日(木)	三宮駅東改札口オープン
4月	7日(金)	初発より 神戸本線【夙川～岡本】普通列車のみ運転再開 (折り返し運転) [夙川発 5時20分、岡本発 5時18分]
	11日(火)	社長記者会見 [被災に伴う業績予想の修正および復旧状況等] 東京・大阪・京都の証券取引所へファイリング [同]
	13日(木)	JRとの振替輸送 [西ノ宮～住吉] に短縮 ㊦代替バス 停留所に [JR西ノ宮] を追加し増便
	27日(木)	社長記者会見 [全線復旧予定、神戸線ダイヤ改正] 東京・大阪・京都の証券取引所へファイリング [全線復旧予定について]
5月	23日(火)	社長記者会見 [平成6年度決算、全線復旧6月12日に] 東京・大阪・京都の証券取引所へファイリング [平成6年度決算]
6月	1日(木)	初発より 神戸本線【岡本～御影】普通列車のみ運転再開 [岡本発 4時48分、新開地発 5時18分] ㊦代替バス【西宮北口～御影】運行中止し【西宮北口～夙川】のみとし増便
	4日(日)	宝塚線ダイヤ改正 実施
	12日(月)	初発より 神戸本線【西宮北口～夙川】運転再開し、全線開通 神戸線ダイヤ改正 実施

しかし、校区の通学路は、まだまだ震災の爪あとが各所にあり、ライフラインの復旧の車両が行き交う状況のため、教師やPTAの方たちの協力で登下

校の安全確保に努めた。自宅が全半壊し、他市に避難した子供たちも多く、課題は山積していた。

学校教育施設の被災状況と修復計画

施設名	被災状況	修復計画
良元幼稚園	園舎壁、土間、敷地等損傷	補修済み、平成8年3月敷地復旧完了
宝塚第一幼稚園	特になし	—
小浜幼稚園	特になし	—
宝塚幼稚園	園舎壁、窓、舗装等損傷	補修済み
長尾幼稚園	園舎壁損傷	補修済み
西谷幼稚園	特になし	—
仁川幼稚園	園舎壁、土間等損傷	補修済み
西山幼稚園	園舎壁、土間、花壇、玉石積擁壁等損傷	補修済み
売布幼稚園	特になし	—
長尾南幼稚園	園舎壁、土間、舗装等損傷	補修済み
末成幼稚園	園舎壁等損傷	補修済み
安倉幼稚園	特になし	—
中山桜台幼稚園	特になし	—
中山五月台幼稚園	特になし	—
丸橋幼稚園	園舎壁損傷	補修済み
高司幼稚園	園舎壁、土間、舗装等損傷	補修済み
良元小学校	校舎柱、壁、エキスパンションジョイント（つなぎ目）部等損傷	補修済み
宝塚第一小学校	校舎壁、エキスパンションジョイント（つなぎ目）部等損傷	補修済み
小浜小学校	校舎柱、壁、エキスパンションジョイント（つなぎ目）部等損傷	補修済み
宝塚小学校	北校舎壁、フェンス等損傷 中・南校舎棟半壊	補修済み 平成7年3月仮設校舎設置 平成8年12月新築復旧完了予定
長尾小学校	校舎柱、壁、エキスパンションジョイント（つなぎ目）部等損傷	補修済み
西谷小学校	校舎一部壁、ガラス損傷	補修済み
仁川小学校	校舎・屋内運動場壁、エキスパンションジョイント（つなぎ目）部等損傷	補修済み
西山小学校	校舎壁、エキスパンションジョイント（つなぎ目）部、屋内運動場屋根等損傷	補修済み
売布小学校	校舎壁、屋体床部、敷地、プール等損傷	補修済み、 平成8年3月屋体・プール復旧完了
長尾南小学校	校舎壁、床、エキスパンションジョイント（つなぎ目）部、ガラス等損傷	補修済み
末成小学校	校舎壁、エキスパンションジョイント（つなぎ目）部、ガラス、舗装等損傷	補修済み
安倉小学校	校舎壁、エキスパンションジョイント（つなぎ目）部等損傷	補修済み
中山桜台小学校	校舎壁、エキスパンションジョイント（つなぎ目）部等損傷	補修済み
長尾台小学校	校舎壁、エキスパンションジョイント（つなぎ目）部、埋設汚水管等損傷	補修済み
逆瀬台小学校	校舎壁、エキスパンションジョイント（つなぎ目）部、校地南側擁壁等損傷	補修済み、 平成8年3月敷地復旧完了

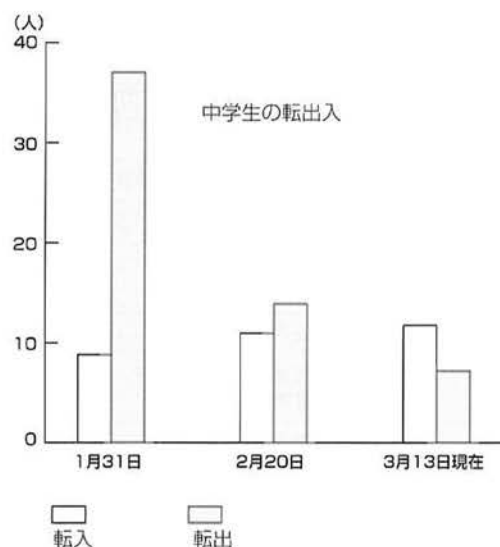
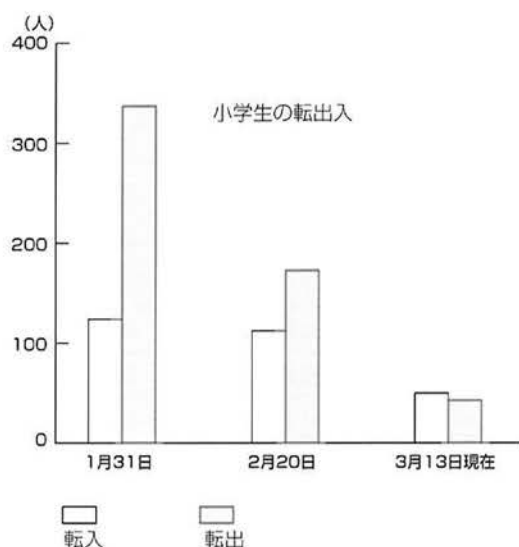
美座小学校	校舎壁、エキスパンションジョイント(つなぎ目)部、ガラス等損傷	補修済み
光明小学校	校舎壁、エキスパンションジョイント(つなぎ目)部、ガラス等損傷	補修済み
末広小学校	校舎壁、エキスパンションジョイント(つなぎ目)部、ガラス等損傷	補修済み
中山五月台小学校	校舎壁、ガラス等損傷	補修済み
丸橋小学校	校舎壁、エキスパンションジョイント(つなぎ目)部等損傷	補修済み
高司小学校	校舎壁、床、エキスパンションジョイント(つなぎ目)部、ガラス等損傷	補修済み
安倉北小学校	校舎壁、エキスパンションジョイント(つなぎ目)部等損傷	補修済み
すみれが丘小学校	校舎壁、エキスパンションジョイント(つなぎ目)部、舗装等損傷	補修済み
山手台小学校	校舎エキスパンションジョイント(つなぎ目)部等損傷	補修済み
宝塚第一中学校	北校舎壁等損傷 南・東・技術校舎棟半壊	補修済み 平成7年3月仮設校舎設置、 平成8年12月新築復旧完了予定
宝塚中学校	校舎壁、エキスパンションジョイント(つなぎ目)部、ガラス等損傷	補修済み
長尾中学校	南校舎壁等損傷 北校舎棟半壊	補修済み 平成7年3月仮設校舎設置 平成8年12月新築復旧完了予定
西谷中学校	校舎壁、土間損傷	補修済み
宝梅中学校	校舎壁、エキスパンションジョイント(つなぎ目)部等損傷	補修済み
高司中学校	校舎壁、エキスパンションジョイント(つなぎ目)部、プール、花壇等損傷	補修済み
南ひばりが丘中学校	校舎壁、エキスパンションジョイント(つなぎ目)部、プール、敷地等損傷	補修済み 平成8年5月プール新築復旧完了 予定
安倉中学校	校舎壁、エキスパンションジョイント(つなぎ目)部等損傷	補修済み
中山五月台中学校	校舎壁、エキスパンションジョイント(つなぎ目)部等損傷	補修済み
御殿山中学校	校舎壁、エキスパンションジョイント(つなぎ目)部、舗装等損傷	補修済み
光が丘中学校	校舎壁、エキスパンションジョイント(つなぎ目)部、プール、敷地等損傷	補修済み 平成7年11月プール、敷地復旧完了
山手台中学校	屋内運動場屋根損傷	補修済み
養護学校	校舎壁、エキスパンションジョイント(つなぎ目)部、ガラス等損傷	補修済み

#### 学校園の再開状況

再開日時	幼稚園	小学校	中学校	養護学校	計	備考
1月21日(土)	11	19	11		41	
1月23日(月)	1	1		1	3	
1月24日(火)			1		1	小浜幼再開
1月25日(水)	1	1			2	
1月26日(木)	1	2			3	小浜幼再開
1月27日(金)						
1月28日(土)						
1月30日(月)		1			1	
合計	13	24	12	1	50	



### 震災による児童生徒の転出入



### 心理的に配慮を要すると思われる児童生徒

	小学校	中学校	養護学校	計
調査対象学校数	24	12	1	37
調査対象児童生徒数	12,603	6,000	24	18,627
配慮を要すると思われる人数	14 (2)	7 (1)	0 (0)	21 (3)
必要であったが現在は不要な数	7 (0)	0 (0)	0 (0)	7 (0)

( ) は、内数による転入児童生徒数

### 自宅外からの通学の状況

(2月10日調)

	避難所	親戚等	計
小・養護学校	154	473	627
中学校	87	245	332
計	241	718	959

(3月1日調)

	校区内	校区外	県外	計
小・養護学校	472	237	56	765
中学校	235	35	5	275
計	707	272	61	1,040

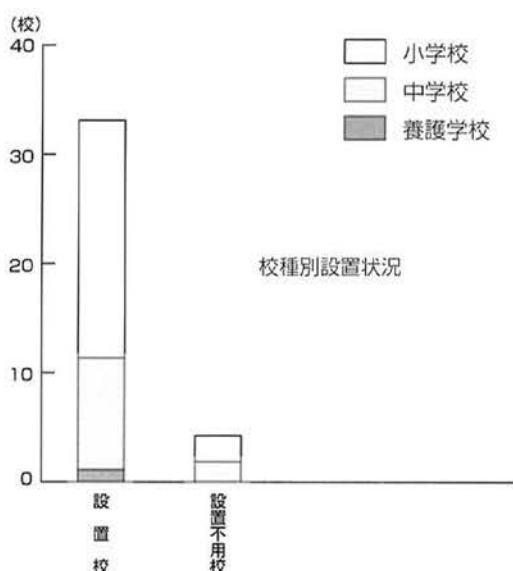
(5月20日調)

	仮設	親戚等	校区外	市外	計
小・養護学校	159	92	158	30	439
中学校	80	37	89	25	231
計	239	129	247	55	670

### 災害救助法に基づく教科書等の給与児童

	教科書		文具・通学用品
	冊数	人数	
小学校	4,124	753	315
中学校	2,999	344	216

学校の避難開設の状況



### イ 文化施設等の復旧

文化施設の被害と復旧の状況は下表のとおりである。

### ウ 社会教育施設の復旧

公民館、各図書館、体育館など社会教育・社会体育施設の多くが避難所となったため、まず危険回避のための修理を早急に実施した。また、被害状況の確認及び国・県へ被害状況の報告を行うとともに、国庫補助対象事業として修理することの採択について県と協議を続けた。

並行して建物の安全確認について、文部省大臣官房文教施設部技術課の調査を受け、建物の安全性を確認のうえ、以後の復旧計画の指針とし、修理着手に当たっては、国（大蔵省・文部省）、県の現地調査を終え、国庫補助内定を受けた後、補助申請を行い、修理に着手することとなった。

文化施設等の復旧

施設名	被害状況	復旧状況	再開状況
市民会館	1階客席部分陥没、内・外壁亀裂、ガラス破損、漏水、照明器具破損、玄関付近地盤沈下、消火用タンク亀裂等外	平成8年3月復旧修繕完了。 復旧費19,184,532円	全館再開4月1日から (3/5日・13日・23日 特別利用)
市民会館分館 南口会館	男女トイレ壁等に亀裂、玄関部分亀裂等	平成7年5月復旧修繕完了。 修復費812,930円	全館再開2月1日から
ベガ・ホール	パイプオルガン破損、外壁タイル落下、空調ダクト等破損、給水管等破損外	平成8年2月復旧修繕完了。 復旧費59,244,261円	全館再開5月11日から (但し、パイプオルガンはH8.2/29に修繕完了)
ソリオホール	廊下部分の床・壁に亀裂、会議室内壁に亀裂、男女トイレ損壊外	平成7年11月復旧修繕完了。 復旧費75,163,798円	全館再開9月3日から
勤労福祉会館	内・外壁・床の亀裂、給排水管損傷、電気設備損傷	平成7年11月1日復旧修繕完了。 復旧費8,837,400円	1/17日から5/15日休館 (避難所に利用)
女性センター	全室窓ガラス損壊、壁・天井亀裂、各所損傷	平成7年5月30日復旧修繕完了。 復旧費2,729,500円	1/17から2/末休館 3月から再開
第1隣保館	内・外壁の亀裂、エアコン室外機損傷	平成7年度予算で復旧。 復旧費36,821,470円	6月から会館再開 (5/8まで避難所)
第2隣保館	別館全壊、本館・渡り廊下陥没損傷、地盤亀裂	新館復旧修繕完了。 復旧費2,987,000円。 建替復旧工事は、平成8年10月竣工予定。 本体工事費383,160,000円	6月から会館再開 (5/8まで避難所)
第3隣保館	空調機の給配水管損傷、内・外壁小さな亀裂	外部改修工事を平成7年度予算で復旧。復旧費9,373,000円	4月中旬から全館再開 (2/4まで避難所)
手塚治虫記念館	外構部地割れ、館内内装・備品落下	外構部分・館内内装・備品関係等は平成6年度補正予算と平成7年度予算で復旧。 総復旧費は16,638,456円	1/17から2月末休館 3月から再開
国際・文化センター	窓ガラス破損、高架水槽及び配管破損、水漏れ、内壁亀裂、外壁損壊	平成7年10月全て復旧。 復旧費5,467,515円	1/17から2月末休館 3月から再開

社会教育施設の復旧状況

施設名	被害状況	対応	備考
中央公民館	建物 防火ドア破損 内・外壁クラック 室内間仕切り破損	危険回避のため6年度修理済 7年度修理済	避難所 平成7年1月17日～2月16日 業務再開 平成7年5月8日
東公民館	建物 館内漏水 壁及びタイルクラック、 駐車場クラック、ホール 照明等破損	危険回避のため7年度修理済 7年度修理済	1/17～5/20の間、避難所 6/5から公民館業務を再開
西公民館	備品 テレビ、ビデオプロジェ クター等)破損	7年度修理、購入済	
中央図書館	建物 内・外壁クラック 壁・床タイル剝離 手摺、窓、花壇、駐車場、 及び外部溝まわり破損	7年度修理済	1/17～5/21の間避難所 6/5～再オープン
	建物 空調機、受水槽破損及び 空調ダクト、配管、ファ ンコイル破損 高圧電力引込み線破損 天井ボード破損	危険回避のため 6年度修理済	2月17日 中山台分室再開 2月26日 図書館(本館)再開 2月26日 移動図書館運行再開 「月見山2丁目」 「逆瀬川グリーンハイツ」 「上の沼公園」を除く
	建物 高圧電力引込み線破損 地盤陥没 広場タイル陥没 壁クラック及び剝離 外灯破損	7年度修理済	
	備品 雑誌架、書架、展示ケー ス、保管庫 図書	7年度修理、購入済	
西図書館	建物 配水管破損、水漏れ 壁クラック、防煙ガラス 壁クロス損傷	危険回避のため6年度修理済 7年度修理済	2月17日図書館再開
	備品 書架破損	危険回避のため6年度修理済	
小浜資料館	建物 壁クラック及び剝離 塀クラック	7年度修理済	
	備品 展示説明板破損	危険回避のため6年度修理済	
スポーツセンター	テニスコート8面破損 同 フェンス破損 高司グラウンド フェンス破損 体育館漏水	7年度修理済 6年度修理済	避難所(1/17～5/21) 開館日時 4/24 メイン )開始 5/23 サブ )

各施設の復旧については、危険回避補修、国庫補助対象(60万円以上)にならない軽微な補修は、6年度に実施。7年度については、すべて国庫補助対象となるため、大蔵省、文部省の現地調査の終了後、補助金の交付決定等があり、早急に復旧にかかった。

また、各施設については、復旧工事中閉館にはせず、利用者の安全を確保のうえ、市民の利用に供していった。

ウ 共同利用施設等の復旧

被災箇所の内、排水設備、電気、窓ガラスの損壊等、

急を要するものについては、平成6年度末までに補修を完了した。外壁、内壁などその他の被災箇所については、平成7年度末補修を完了した。

#### 共同利用施設

施設名	被害状況	復旧修復額(千円)
山本会館	電灯幹線の遮断。水道、ガス、排水管等地中埋設管の損傷。自動火災報知設備の損傷。壁クラック。(基礎杭の全壊が判明したため、閉鎖。廃館方針)	2,819
中筋会館	擁壁、フェンスの損傷。外壁内壁、天井板、廊下、犬走り部分の亀裂 破損。空調機の損傷	58,678
中山寺会館	排水管等地中埋設管、浄化槽の損傷。内壁、天井板の亀裂、破損。玄関ガラスの破損	2,274
小浜会館	境界塀の損傷。内壁の亀裂。ガラスの破損	2,098
美幸会館	外壁、内壁、天井板の亀裂、破損。排水管の損傷。窓ガラスの破損	4,102
小林会館	外壁、内壁の亀裂。廊下費Pタイルの破損。空調機の破損	1,290
売布会館	外壁、内壁、天井板の亀裂、破損。玄関ガラスの破損	744
安倉会館	窓ガラスの破損	331
米谷会館	窓ガラス、天井板の破損	57
長尾南会館	窓ガラス、天井板の破損	340
山本野里会館	外壁、内壁の破損	186
川面会館	境界塀の破損	575
高松会館	境界塀の断裂。門扉の破損。犬走りの亀裂	175
鹿塩会館	給水管の破損	159

#### オ 地域利用施設

施設名	主な被害状況	復旧修復額(千円)
光明会館	外壁、内壁の亀裂、損傷。軒天井の破損	5,047
美座会館	外壁、内壁の亀裂、損傷	2,331

#### カ 文化財の復旧

下記のとおり。

#### ② 医療・福祉施設の復旧

##### ア 医療施設の復旧

市立病院の概要

病床数：300床 延床面積：本体(附属棟含む)

19,998.64㎡医師宿舎 320.80㎡

看護宿舎 1,238.29㎡

構造：SRC造 階数：8階建

復旧状況は次のとおりです。

##### イ 福祉施設の復旧

公立保育所9園の内4園、私立保育所5園の内4園が被害を受け、復旧状況は次頁のとおり。

#### ③ 環境衛生施設の復旧

##### ア クリーンセンターの復旧

廃棄物処理施設のうち、焼却炉・粗大ごみの処理施設・し尿処理施設の運転に支障のある給水管設備機器等は、即日修理をし、建築関係等廃棄物の処理に支障のないものについては、平成8年3月復旧修理した。

##### イ 公衆便所の復旧

破損部分のうち、屋根瓦の破損及び配水管の破損・便器等、使用に差し支える部分については応急

#### 文化財の復旧

文化財名	被害状況	復旧状況
「国指定重要文化財」八幡神社	本殿・覆屋が倒壊(復旧可能)	平成7・8年度の2ヶ年で、国・県・市の補助金で復旧。復旧費約7,500万円
「県指定重要文化財」素盞鳴神社	覆屋が倒壊 平成7年度で建替え	平成8年1月に復旧し、工事費用約1,000万円
「県指定重要文化財」中山寺護摩堂	柱・梁一部被災	平成7年11月、寺費で復旧
「市指定文化財」泉流寺十一面観音菩薩立像	前方向に倒壊、足先七部破損	平成7年3月13日、文化庁他の構成による文化財レスキュー隊で復旧完了
「市指定文化財」売布神社社号標石	「売布社」銘の社号標石が倒壊	社費で復旧
「仁川高丸歴史公園」	仁川旭カ丘古墳が所在する仁川高丸歴史公園の擁壁の一部に亀裂	修復費用78万2,000円で修理
「歴史的建造物」	寺社及び江戸後期から昭和初期に建築された民家の多くが被災した。兵庫県や日本建築学会の調査で約200件の歴史的建造物が被災を受けたことが判明し、その内、全壊及び撤去されたものは約40件で20%以上にのぼる。	兵庫県の震災復興基金の援助を受け、平成8年2月現在、修復を行う予定の歴史的建造物は約20件である



被害の復旧状況

施設名	損壊状況	損壊状況	復旧状況
宝塚市立病院	一部損壊	<p>『建物・設備の被害』</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>内壁、外壁、屋上スラブにクラック</li> <li>扉枠ひずみ、建物棟接合部破損、窓ガラス破損</li> <li>建物回り土地陥没、段差</li> <li>建物回り給排水管破断</li> <li>病棟等全建物設備にわたり漏水発生</li> <li>MRI装置等医療機器、設備、備品類の破損</li> </ul> <p>『給水（飲料）の被害』 1/17～1/18 12:20まで断水 病棟等給水管破損</p> <p>『給水（医療用）被害』 3階手術部門天井内滅菌用水配管接続部破断、水漏れ</p> <p>『排水の被害』 RI処理槽の排水管その他各所で排水管の破断</p> <p>『給湯の被害』 ボイラー、給湯一時停止、中央機械室給湯管破損</p> <p>『電気の被害』 地震発生から7:14まで停電 この間非常用自家発電作動7:14通電後も漏電による一部通電不可</p> <p>『暖房・空調の被害』 1/17～1/22 12:30まで暖房なし</p> <p>『医療ガスの被害』 コンプレッサーへの給水管破断、液体酸素タンク傾斜、不等沈下</p>	<p>ア・ライフライン等</p> <p>電気 1/18 7:53 全面復旧</p> <p>水道 1/18 12:20 受水確認</p> <p>ガス 中圧ガス 1/21 18:00復旧 低圧ガス 2/2 18:00復旧</p> <p>医療用水 1/22 14:30 応急復旧 2/2 9:00 全面復旧</p> <p>医療ガス 1/17 12:15 応急復旧 2/4 17:00 全面復旧</p> <p>イ・建物設備等の復旧 平成7年11月28日復旧完了</p> <p>※MRI装置は平成7年7月24日全面復旧</p>
健康センター	一部破損	避難用通路・表玄関クラック、内壁クラック・階段クラック、機械室冷温水管水漏、冷却塔損壊、照明器具破損、体育館雨漏	補助対象事業は平成6年度で復旧修復し、市単事業は平成7年度で補修完了 補助事業費 1,262,000円 市単事業費 2,542,869円
休日応急診療所	一部破損	診療室内壁等クラック	未補修
米谷トラホーム診療所		薬品庫ガラス破損	補修完了

被害の復旧状況

施設名	損壊状況	復旧状況		
建替必要	米谷保育所	全壊 コンクリート脚柱の折損、地盤沈下による地盤の支持力の劣化	平成8年11月竣工予定 建築費 358,638,790円	
	私バラホーム保育所	全壊 木柱の折損及び基礎部分の亀裂	平成8年9月竣工予定 建築費 354,041,900円	
修繕が必要	仁川保育所	一部損壊	床面の傾斜等	平成7年3月31日完了 修繕費 3,832,630円
	めふ保育所		建具、グリストラップ等の損壊、浄化槽損壊、汚水配水管損壊	平成7年8月22日完了 修繕費 5,926,208円
	平井保育所		壁面クラック、トイレ等損壊	平成7年3月31日完了 修繕費 1,019,339円
	私伊子志保育園	その他	非常階段の沈下等	平成7年3月31日完了 修繕費 602,550円
	私宝塚さくら保育園		門扉、インターロッキング損壊	平成7年3月31日完了 修繕費 331,814円
	私あひる保育園		浄化槽損壊（下水道接続工事）	平成7年8月31日完了 修繕費 9,860,000円

修理を実施し、本格修理は平成8年3月復旧補修した。

#### ウ 環境衛生施設の復旧

西山霊園 管理事務所一部破損及び石積崩壊・石碑等倒壊の復旧は平成8年月末補修完了。

長尾山霊園 倒壊した石碑等のほとんどは修復されているが、遠くに住む縁者の墓石は、一部倒壊したままになっている。

### ④ その他市有施設の復旧

#### ア 本庁舎の復旧

庁舎内全体的に大きなクラックが入ったが、柱、梁とも健全であり構造に問題はなかった。建物の損傷度の判定は、Aランクで立入り可能（通常使用可能）であった。また、外構に大きな亀裂が走り復旧工事を行い、平成8年3月末に完了した。

建築関係の復旧補修 工事費 1億3,699万円

- ・内外部壁面斜めクラック及び床面クラックの補修
- ・水道庁舎とエキスパンション部分の隙間の補修
- ・床面タイルの浮き補修

外構関係の復旧補修 工事費 787万9,500円

- ・構内通路等のクラックの補修
- ・屋外配水管等の沈み及び詰まり等の補修

#### イ 水道庁舎の復旧

・非構造材（内外装）に剝離、大きなクラックが入っているが、支障のない部分でもあり、平成9年度に修復を予定している。

#### ウ 消防本部関係庁舎の復旧

市内に点在する各消防署及び出張所は被害を受けたが、そのなかでも消防本部・西消防署合同庁舎、東消防署、東消防署米谷出張所の3庁舎は被害の程度が大きかった。

#### エ 支所・出張所の復旧

支所・出張所のうち、長尾支所が隅角部、開口部に亀裂、水道管破損による漏水があったが、平成7

年3月に12万7,205円で復旧修復をした。

### (6) 観光関連サービス施設の復旧

観光宝塚のシンボルである歌劇のホームステージ・大劇場は、平成7年3月31日再開することが出来、ファンを酔わせた。また、隣接するファミリーランドは、飛行塔が屈曲する等、8棟の建物が倒壊するなど大きな打撃を受けたが、建替えなど復旧工事を終え3月1日から開園し、園内は家族づれで賑わいを取り戻している。また、日本一のグレードを誇る宝塚（阪神）競馬場は自慢の大屋根の支柱や立体駐車場や正門の歩道橋の被害を受けたが、平成7年4月19日から11月20日まで約7ヵ月の工期と工事費133億円を投じて復旧工事をした。また、第1回から4回を中京競馬場等に振替開催し、平成7年12月から宝塚（阪神）競馬場で開催し、ファンを湧かせた。また寺院の建替えは、平成8年12月竣工の予定である。

### (7) 産業の復旧

#### ① 商工業・サービス業の復旧

地震により、市内の商店街・小売市場等においては多数の店舗が被災したが、特に、仁川地区、花のみち周辺地区、鶴の荘地区、清荒神地区、売布地区で被害が甚大であった。商工課では、直ちに市内商業者に対する緊急金融支援措置として「災害特別融資制度」を創設し、2月13日から受付を開始した。締切の7月31日までに、融資申込件数997件、金額74億余円を受け付けた。同時に、既往貸付者に対する償還猶予措置も行った。

また、店舗が損壊し、正常な営業が出来ない地区の商業機能の早期復旧を支援するため、商業団体が設置する仮設店舗設置費の一部を補助する「仮設店舗補助制度」を創設し、緊急復旧支援を行った。

市商工会においても、税務・法律・金融等の各種

被害の復旧状況

消防署名	被害状況	復旧の状況
消防本部・西消防署合同庁舎	ドアの一部損傷、通路壁面一部損壊、門扉の破損、地盤の不等沈下の被害	平成8年2月に復旧修復、復旧費 12,501,090円
東消防署	外・内壁のクラック及び剝離、側溝・土間コンクリートの亀裂、街灯が転倒	平成7年11月に復旧修復、復旧費 1,555,300円
東消防署米谷出張所	地盤の不等沈下、門扉・ホース乾燥塔・外壁非常階段の損傷、土間・庁舎内外・内壁の破砕等	平成7年11月に復旧修復、修復費 799,280円

相談、指導に取り組みました。

また、4月からは、中小企業事業団・県立中小企業総合指導所・市・市商工会とからなる支援チームにより、震災復興促進地域内の、太平市場、清荒神市場、清荒神参道商店会、仁川公団市場を対象に巡回指導・相談等を実施している。現在は、売布駅前地区、花のみち周辺地区の再開発事業地区に対しても、高度化資金活用手続き、任意団体の法人化に向けた勉強会の実施等の支援を行っている。

## ② 農用地等の復旧

地震により農業災害に係る支援をするために、宝塚市農業振興総合資金利子補給規定（昭和48年告知第90号）に基づき、緊急対応措置として、制度資金に対し利子補給を行うことにした。（次頁の表参照）

## (8) 建物の解体撤去及び災害廃棄物の処理

### ① 倒壊家屋の解体、除去

#### 申込、受付

震災による倒壊家屋等解体処理事業が、国（厚生省）の補助対象事業となり、公費解体を行うことに決定されたため、1月29日付災害対策本部「公費解体について」の発表とともに都市開発部、都市整備部、道路部、下水道部の共同事務として解体申込みの受付を1月31日から開始した。

申込受付の状況は、当初1月31日から2月7日までの8日間行ったが、引き続き受付を継続してほしいとの強い要望があり、2月20日まで延長して行った。また、その後も随時受付を行い4月28日をもって受付を終了した。

その時点での解体申込みの状況は、家屋4,787件、ブロック等1,277件、合計6,064件であった。

しかしながら、さらに申込みの要望が強かったため6月17日、18日、19日の3日間に限って追加申込みの受付を行ったところ、家屋194件の申込みがあった。

解体処理を行う家屋のうち、特に緊急性があり一定の要件を具備するものについては自衛隊により解体するものとし、2月7日から4月16日まで3班体制で木造136件、ブロック4件を処理した。

その他は市内業者を主体に、111社との請負契約によって、延べ150班体制で臨んだ。

当初の処理計画では、自衛隊班が3月末日まで、業者班は5月末日完了をめざした。

処理作業の手順としては、申込み受付後、調査書を作成、優先順位を整理して自衛隊班及び業者班へ送付。現場確認、所有者調整をして電気、ガス、水道等の閉栓処理、立会人の調整、所有権以外の権利者の同意調整、進入路確認、近隣家屋の状況確認、解体日程の調整等の作業を経て解体着手というように、種々の手続きを要した。さらに権利関係の未調整物件については日時を要することから、解体完了にいたるには相当の期間を費すこととなった。

平成6年度解体事業費は、現年度分388,285千円、繰越分4,015,268千円、平成7年度事業費見込みは1,225,347千円であり、補助制度としては国はその費用の2分の1を補助、市負担の2分の1は起債措置し、その元利償還時に特別地方交付税措置（95%）を行うということでスタートした。（169頁の表参照）

### ② 倒壊家屋等の解体廃棄物の処分

#### ア 家庭系廃棄物の収集及び処理

震災に伴い家屋の倒壊や各家庭等での食器棚、本棚、冷蔵庫、テレビ等の家財が転倒あるいは陶器類、ガラス類が落下したことなどにより家庭系廃棄物が大量に発生した。これらの廃棄物は通常、可燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみに分別して排出されるが、震災直後の混乱状態の中で、ありとあらゆる廃棄物が、ごみステーションや道路上に分別をされないまま盛り上げられ放置された。これらの放置された廃棄物は、分別して収集できるような状態でないために、やむを得ず混合収集しクリーンセンターにおいて処理を行った。

なお、クリーンセンターに収集及び搬入された家庭系廃棄物及び災害廃棄物量（建築廃材を除く）は、6月までの半年間で4万3,800トンであるが、そのうち2月末日までに1万6,900トンが収集及び搬入された。

#### イ 解体廃棄物の処理及び処分

災害廃棄物の処理については、家庭系廃棄物のうち、可燃性廃棄物は、クリーンセンターで、不燃性廃棄物は、宝塚市埋立処分地へ仮置き処理した。

解体廃棄物については、市内に設けた仮置場において、廃木材、コンクリート類、土類、瓦類、金属ごみ、廃プラスチック等ごみに分けて受け入れた。

廃木材については、震災当初は、野焼処理を行っていたが、兵庫県の指導及び、周辺住民の苦情により、3月16日で中止し、その後兵庫県産業廃棄物処

被害状況と制度資金の緊急対応措置

(単位・件、千円)

施設	被害状況	件数	被害金額	内容	制度資金
納屋	全壊	8	32,000		○近代化1号資金 農舎の時は、経営面積60a以上が必要 ○農林漁業金融公庫 災害復旧
	半壊	6	31,200		
	一部損壊	7	6,080		
農作業場	全壊	6	46,600		○近代化1号資金 農舎の時は、経営面積60a以上が必要 ○農林漁業金融公庫 災害復旧
	半壊	10	33,760		
	一部損壊	12	28,860		
農業用倉庫	全壊	33	375,500		○近代化1号資金 ○農林漁業金融公庫 災害復旧
	半壊	16	50,100		
	一部損壊	9	14,800		
農作物育成管理用施設 ・温室 (付帯施設含む) ・ビニールハウス	全壊	4	79,000		○近代化1号資金 ○農林漁業金融公庫 災害復旧
	半壊	6	73,700		
	一部損壊	11	21,800		
農業用機械	全壊	8	9,500		○近代化2号資金 ○農林漁業金融公庫 災害復旧
	半壊				
	一部損壊	2	4,200		
農業用施設	全壊	2	1,000	灌水施設(ポンプ)	○近代化2号資金 ○農林漁業金融公庫 災害復旧
	半壊				
	一部損壊	3	750		
牛舎	全壊	1	12,000		○近代化1号資金 ○農林漁業金融公庫
	半壊				
	一部損壊				
合計		149	825,520		

参 考

施設	被害状況	件数	被害金額	内容	制度資金
事務所	全壊	1	2,700		○商工関係融資
	半壊	4	11,280		
	一部損壊	1	15,000		
農用地	全壊	3	3,000	畦畔	○土地改良 災害対象 ○近代化5号資金 (稲作でないことが要件)
	半壊	6	8,500	〃、ほ場	
	一部損壊	1	200	〃	
農作物等	全壊				○商工関係融資
	半壊	5	8,000	盆栽、園芸鉢物	
	一部損壊	2	300	〃	
造園資材物	全壊	7	33,500	灯籠	○商工関係融資
	半壊	6	4,950	〃	
	一部損壊	11	5,400	〃、植木鉢	
家畜	全壊				○家畜共済金
	半壊	1	3,500	乳牛7頭死亡	
	一部損壊				
居住用施設 (建物共済関係) ・新築 ・増改築	全壊	176			○豊かな村づくり7号資金 ○豊かな村づくり8号資金 ○住宅金融公庫融資 ○農協災害特別資金融資
	半壊	262			
	一部損壊	251			



## 解体受付状況

平成7年12月末現在(単位㎡)

市 解 体	木 造		R C		合 計		総 計
	全 壊	半 壊	全 壊	半 壊	全 壊	半 壊	全壊・半壊
	件数	2,108	2,411	32	36	2,140	2,447
面積	302,756	314,920	37,359	22,611	340,115	337,531	677,646

## 解体状況

平成7年12月末現在(単位㎡)

	木 造		R C		合 計		総 計		
	全 壊	半 壊	全 壊	半 壊	全 壊	半 壊			
市 解 体	完 了	件数	2,001	2,329	26	30	2,027	2,359	4,386
		面積	291,827	302,796	10,192	9,751	302,019	312,547	614,566
	未 完 了	件数	13	40	6	6	19	46	65
		面積	1,411	6,898	27,167	12,860	28,578	19,758	48,336
自 衛 隊	完 了	件数	94	42	0	0	94	42	136
		面積	9,518	5,226	0	0	9,518	5,226	14,744
合 計	完 了	件数	2,095	2,371	26	30	2,121	2,401	4,522
		面積	301,345	308,022	10,192	9,751	311,537	317,773	629,310
	未 完 了	件数	13	40	6	6	19	46	65
		面積	1,411	6,898	27,167	12,860	28,578	19,758	48,336

解体費(見積額)46億9,371万5,000円

理場会の協力により柱、梁等の木材は、チップ再生業者へ処分を行い、その他の木片等のごみについては、民間焼却炉で処理した。

コンクリート類については、アイオン(削岩機)で小割りした後、民間コンクリート再生業者へ処分した。土類については、人力及びスケルトン(ふるい機)により、木片、ごみ等を選別し、土類については、大阪湾フェニックス計画尼崎沖処分地へ運び、木片、ごみ等は市焼却炉で処理した。

瓦類については、比較的良質であったので、そのまま大阪湾フェニックス計画へ処分した。また、金属類は再生業者へ、廃プラスチック等ごみは、民間業者へ委託し埋立て処分を行った。(解体廃棄物処理に伴う他団体からの応援受入状況は次頁表のとおり)

## ウ 仮置場の設置

災害廃棄物をクリーンセンターで受け入れることについては、倒壊家屋の解体を業者が行うのか、若しくは自己解体かで法律上、産業廃棄物であったり一般廃棄物になったりする問題もあったが、クリーンセンターで受け入れることにした。

受入れをするにあたって、クリーンセンター内には廃材を仮置くスペースがなく、クリーンセンター

横の武庫川河川敷を兵庫県西宮土木事務所に使用許可をとり、受け入れした。ところが、搬入者が殺到し瓦礫の山がみるみるうちに大きくなった。

搬入される廃棄物は、災害という特殊な事情から瓦、土、木材、家具等が混合状態で搬入され一挙に混乱状態に陥った。

市内の被害状況がしだいに明らかになるにしたがって、河川敷だけでは対応ができないことが判明したので、仮置場の候補地として適当であると判断した大阪砕石宝塚工場及び幸和不動産(サングリーン)山本開発地に仮置場を求め、両者に使用依頼し協力するとの承諾を得たため、大阪採石は1月23日から廃木材等の可燃物の仮置場として、幸和不動産開発造成地(サングリーン)は1月26日から長尾地域から発生した廃・木材の仮置場として受入れを開始した。また、武庫川河川敷は瓦礫等の不燃物の仮置場に変更して計3カ所を主たる仮置場とし、それを補完するため、切畑、笹塚の市有地を仮置場として設置し、受入れ体制を整えた。(次頁表参照)

3カ所の仮置場を確保したにもかかわらず、予想をはるかに超える廃棄物が刻々と搬入されてくる。大阪採石仮置場においては、受入れが追いつかず待機の車両が約2km渋滞し投棄まで2時間程度を要し

た。仮置場から最終処分地への排出においては、車両が主要幹線道路の大渋滞にまきこまれ、その業務が遅々としてはかどらない。このような状況を打開するため、武庫川河川敷仮置場を2月1日から2月5日までの間、廃棄物の搬入を停止し、最終処分地への搬出作業の強化及び受け入れ体制の整備を行うとともに、被災者に対して許可書を発行し、廃棄物の搬入先の指定・分別の徹底等の指導を強化した。

武庫川河川敷仮置場は、増水期には、洪水防止等

のため、7月末日をもって閉鎖し、コンクリート、土砂類の仮置場はサングリーンへ集約した。

10月13日、家屋解体残件数が減少し、搬入件数が少なくなったことから、3カ所の仮置場を閉鎖し、以後、解体廃棄物は、市が指定した産業廃棄物処分場で受け入れた。

平成8年3月末日には、家屋解体がほぼ終了したことから、民間産業廃棄物処分場へ直接搬入することにした。

他団体からの応援職員受入状況

事務事業の内容	派遣元	派遣期間	派遣者数	備考
収集運搬業務	篠山町	1/21~2/3	1~2	収集車(2t)1台 日曜含む
〃	加西市	1/21~1/27	2	収集車(4t)1台 日曜含む
〃	今田町	1/22~2/3	2	収集車(2t)1台 日曜含む
廃材処理	宝塚王仁ライオンズクラブ	1/23~1/31	1	重機1台 日曜含む
廃材搬送業務	前田建設工業	1/23~1/30	1	10t車1台
収集運搬業務	吉次(市民)他1	1/25~1/26	2	2t車1台
収集運搬・廃材搬送	上越市	1/26~3/27	4~11	4t2台、10t3-5台 日・祝含む
収集運搬業務	松原市	1/26~1/27	4~6	収集車(2t)1台
〃	和泉市	1/26~1/27	5	収集車(4t)1台
〃	藤井寺市	1/26~1/27	5	収集車(2t)1台
〃	高槻市	1/26~2/3	4~6	収集車(2t)2台
〃	大阪狭山市	1/26~1/27	3	収集車(4t)1台
〃	三田市	1/27~2/3	2	収集車(2t)1台可燃ゴミ180t受入
廃材搬送業務	豊岡市	1/28~1/31	8~9	10t車7台 日曜含む
〃	安城市	1/28~1/31	3	4t車1台 日曜含む
〃	共産党	1/29	1	10t車1台 日曜
廃材処理	ワイエス工業(有)	1/30~2/5	1	重機1台
廃材搬送業務	龍野市	2/1~3/30	2	4t車1台 祝日含む
〃	村岡町	2/2~2/4	2	4t車1台
廃材処理	関西住宅建設	2/2~2/15	1	重機1台
廃材搬送業務	神戸製鋼労組	2/7~2/8	2	10t車1台
〃	相生市	2/13~3/27	2	4t車1台 祝日含む
〃	滋賀県建設業協会	2/15~2/22	10	10t7台、4t3台 日曜含む
収集運搬・廃材搬送	東村山市	2/20~3/11	6~7	10t1、2t1台 リサイクル自転車30台
廃材搬送業務	府中市	2/23~3/31	2~3	10t車2台、日・祝含む
廃材処理	大産建設	3/6~6/30	3	重機3台 3月まで日・祝含む
〃	ロータスエンタープライズ	3/15~3/18	2	木材破砕機1台
廃材搬送業務	自衛隊	1/25~3/31	4~40	8t車 2台~20台

自衛隊1,190台 4,853t 2,380名 ○応援人員合計(延)3,569名(内自衛隊2,380名)

災害廃棄物主要仮置場一覧表

名称	武庫川河川敷	大阪碎石宝塚営業所	幸和不動産開発造成地
場所	宝塚市 小浜1丁目地先	宝塚市川面字長尾山 15番地	宝塚市切畑字長尾山 7-222
面積	20,000㎡	51,125.5㎡	91,359.45㎡
期間	H7.1.18~ H7.7.31	H7.1.23~ H7.11.15	H7.1.26~ H7.11.15
対象物	ガレキ類	廃木材	ガレキ類・廃木材
受入量	269,000トン	95,000トン	121,000トン
委託業者名	丸富建設株式会社	(株)大阪碎石工業所 宝塚営業所 大栄環境株式会社	株式会社 大林組 大栄環境株式会社 丸富建設株式会社

## エ 廃木材等の処理

廃木材等の処理については、膨大な搬入量を仮置するだけのスペースを確保することは困難なため、やむを得ず大阪採石及びサングリーン仮置場で野焼きを行っていたが、長期化するにつれて環境問題等が生じたこととともに、処理先の目安がついたことにより3月10日をもって中止した。それぞれの仮置場は、武庫川河川敷仮置場は使用期間満了の7月31日、大阪採石及びサングリーン仮置場については倒壊家屋の解体が順調に推移し廃棄物の搬入量が著しく減少したため、10月13日をもって受入れを中止した。以降の廃棄物の受入れについては、民間処分地へ直接搬入することとした。

## (9) 住宅の再建

### ① 建築指導行政窓口相談

応急危険度判定調査と平行して、平成7年1月25日から平成7年2月23日にかけて建築指導行政窓口相談（市役所内グランドフロア）、現地調査を県下土木事務所等の応援（派遣者数延べ39名）を得て実施、市民からの相談・要望等に対応し指導、助言を行った。

その後、平成7年2月10日から3月31日まで、兵庫県が社団法人兵庫県建築士事務所協会に委託して「住宅復旧相談センター」を開設（元神戸地方務局西宮出張所）し、被災住宅の補修工事等、具体的な被災住宅改修相談に応じた。

続いて平成7年4月24日から、兵庫県が被災市町と合同で県内9カ所に「総合住宅相談所」を開設（宝塚会場は栄町のソリオ3の5階）し、住宅一般、法律相談、税金相談、建築技術、宅地防災等のあらゆる相談にも応じた。

### ② 容積率及び高さ制限の緩和

震災後、被災家屋の建替え相談が急増し、内容的には、ほとんどが道路が基準に合わなかったり、狭小宅地のため十分な家が建てられないので何とかならないかというものである。

こうした数多くの建築相談に対して、平成7年6

月には「宝塚市総合設計許可取扱要領」、「住宅復興一団地建築物承認基準」を定め、震災によって建替えを余儀なくされた被災住宅を再建するにあたり、容積率及び高さ制限の緩和を総合的判断に基づいて許可し、市街地における環境の整備改善並びに良好な市街地住宅の供給の促進に資する体制を整え、住宅の復興に対する支援を行った。

平成7年10月には、兵庫県が「兵庫県災害救援専門ボランティア」、「被災建築物応急危険度判定士制度」を創設した。

この制度実施のための「被災建築物応急危険度判定資格認定講習会」を本市からも数多くの職員が受講した。（平成7年11月）

大規模な地震により被災した建築物の余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全を確保するための人的な備えをした。

### ③ 建物の申請の状況

震災以後激増している市民からの建築計画に対する相談、現地調査業務、建築確認審査業務、現場検査等については、震災直後から他の特定行政庁からの派遣職員の応援を得て、連日その処理にあたった。

### ④ 耐震改修の促進に関する法律の施行

平成7年12月25日には、今回の大震災にかんがみ、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体、及び財産を保護するため、建築物の耐震性の向上を図ることを目的として「建築物の耐震改修の促進に関する法律」が施行され、一定規模以上の特定建築物の所有者は建物について耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修を行うよう努めなければならないことなどが規定された。

### ⑤ 災害復興住宅特別融資

被災状況から判断して、個人住宅に対して相当な規模での修繕・再建に向けての支援が必要と判断、早期に対応可能な施策として、国・県の諸制度に加えて、本市は現行の宝塚市勤労者住宅資金融資あっせん制度の一般融資とは別に災害特別融資を開始した。

融資のあらまは、次頁のとおりである。

建築確認申請受理件数の推移

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
6年度	98	127	100	138	104	136	158	123	95	73	99	210	1,461
7年度	287	353	453	385	355	335	295	269	138	255	209	224	3,558
倍率	2.9	2.8	4.5	2.8	3.4	2.5	1.9	2.2	1.5	3.5	2.1	1.8	2.4

## 被災者向け公的住宅融資制度

【宝塚市民用】

平成8年4月8日現在

宝塚総合住宅相談所 (TEL0797-81-9590)

区分	住宅金融公庫の災害復興住宅融資							ひょうご県民住宅復興ローン					宝塚市勤労者住宅資金災害特別融資									
	金利(年%)		融資限度額(万円)		返済期間(年以内)	元金据置期間(年以内)		金利(年%)		融資限度額(万円)	返済期間(年以内)	元金据置期間(年以内)	金利(年%)	融資限度額(万円)	返済期間(年以内)	元金据置期間(年以内)						
	基本融資	特例加算	基本融資	特例加算				通常融資	特例融資①②								金利(年%)	融資限度額(万円)				
建設 木造 準耐火・耐火	3.15 (据置中) は3%	3.35	1,080	+450	25	5	3.15 (据置中) は3%	①当初5年 3.00% 6年目～ 3.15% ②当初10年 3.00% 11年目～ 3.15%	800	25	5	3.3	新築又は購入 1,200	25	3							
購入 新築 木造 準耐火・耐火			1,850	+800	25											1	3.15	-	1	増改築 600	20	-
中古 木造 準耐火・耐火			1,910		15																	
補修 木造 準耐火・耐火	3.15	3.35	580	+200	20	1	3.15	-			1		増改築 600	20	-							
利子補給 ※補修融資及び親孝行 ローンは対象外	<住宅建築総合センターの利子補給> 元金据置中 0.5% <復興基金の利子補給> 融資額 木造 1,080万円、 準耐火・耐火 1,140万円が利子補給対象限度額 5年型 当初 5年 2.5% 10年型 当初 5年 2.5% 6～10年目 (公庫融資利率-3.0%)							(復興基金の利子補給) 融資額 800万円が対象限度 通常融資 元金据置中 0.5% 特例融資 当初5年 (元金据置中 3.0% 元金据置期間外 1.65%)					<復興基金の利子補給> ※増改築は除く 融資額 800万円が対象限度 通常融資 元金据置中 0.5% 特例融資 当初5年 (元金据置中 3.0% 元金据置期間外 1.65%)									
申込先	(融資) 公庫融資を返済中の人——返済をしている金融機関 初めて公庫融資を利用する人—公庫取扱金融機関 (利子補給) <住宅建築総合センターの利子補給> 公庫取扱金融機関又は総合住宅相談所 <復興基金の利子補給> 融資申込をした金融機関							(融資) 取扱金融機関 (利子補給) 融資申込をした金融機関					(融資) 宝塚市環境・経済部 勤労対策課 (利子補給) 融資申込をした金融機関									
申込受付期間	(融資) 平成10年1月16日							(融資) 平成10年3月31日(予定)					(融資) 平成9年3月31日									
	(利子補給申請時期) 最終資金を受領した後、原則として1か月以内							(利子補給申請時期) 最終資金を受領した後、原則として1か月以内					(利子補給申請時期) 最終資金を受領した後、原則として1か月以内									
問い合わせ先	(融資) 住宅金融公庫 大阪支店相談室 06-281-9270 住宅金融公庫 神戸相談所 078-341-5322 (利子補給) 県建築指導課 078-362-3611 住宅建築総合センター 078-252-3982 宝塚総合住宅相談所 0797-81-9590							(融資)(利子補給) 県建築指導課 078-362-3611					(融資)(利子補給) 宝塚市環境・経済部 勤労対策課 0797-77-2071									

☆公庫の災害復興住宅融資の融資利率の引き上げ(3.00%→3.15%)は、平成8年4月8日以降の申込受理分から適用される。

☆ひょうご県民住宅復興ローンの引き上げ(3.00%→3.15%)は、平成8年4月8日以降の融資実行分から適用される。



(注)

1 「ひょうご県民住宅復興ローン」は、住宅金融公庫の災害復興住宅融資の基本融資額を限度額まで利用し、なおかつ資金の不足される方が融資申込みできる

「宝塚市勤労者住宅資金災害特別融資」は、住宅金融公庫の災害復興住宅融資の有無に関係なく、単独でも融資申込みできる

2 公庫融資は元金据置期間5年を設定すると、同期間(5年間)分だけ返済期間が延長(返済期間が25年の場合→30年に)される(宝塚市災害融資も同じ)

ひょうご県民住宅復興ローンは、返済期間が延長されない

3 (1)公庫災害復興住宅融資に対する復興基金の利子補給対象者(一定の条件を満たす方) ※元金据置を設定された場合、全ての方に据置期間中0.5%住宅建築総合センターより利子補給の制度あり

10年型

ア 面的整備事業等の区域内の被災者 → 県内で災害復興(分譲)住宅を購入

イ 〃 〃 → 新市街地等の区域内で住宅を建設

ウ 区分所有者が被災したマンションを自ら建て替える場合又は住宅供給公社、住宅・都市整備公団、民間事業者が全部又は一部の区分所有権を買い取るにより、被災した区分所有者に代わって建設したマンションを購入する場合

エ 民間共同化住宅を建設する場合又は購入する場合

5年型

ア 面的整備事業等の区域内の被災者 → 新市街地等以外の県内で住宅を建設

イ 面的整備事業等の区域外の被災者 → 新市街地等の区域内で災害復興(分譲)住宅を購入

ウ 〃 〃 → 新市街地等の区域内で住宅を建設

エ 被災した民間賃貸住宅の所有者が、被災者向けの賃貸住宅の建設を行う場合

(2)ひょうご県民住宅復興ローンの特例融資対象者(一定の条件を満たす方) ※ 通常融資の方で元金据置設定者全ての方に据置期間中0.5%復興基

金より利子補給の制度あり

特例融資① 上記(1)の5年型に同じ

特例融資② 上記(1)の10年型に同じ

(3)宝塚市勤労者住宅資金災害特別融資の特例融資対象者(一定の条件を満たす方) ※ 通常融資の方で元金据置設定者全ての方に据置期間中0.5%復興基金より利子補給の制度あり

特例融資 上記(1)の10年型のアに同じ(「県内で」→「市内で」と読み替える)

イ 〃

ウ 〃

エ 〃

上記(1)の5年型のアに同じ(「県内で」→「市内で」と読み替える)

イ 〃

ウ 〃

4 (1)面的整備事業等の区域……宝塚市内では次の区域

仁川駅前地区(市街地再開発事業)……仁川北2丁目の一部

売布神社駅前地区(市街地再開発事業)……売布2丁目の一部

花のみち地区(市街地再開発事業)……栄町1丁目の一部

湯本第1地区(市街地再開発事業)……湯本1丁目の一部

中筋J R南地区(土地区画整理事業)……中筋4~5丁目の一部及中筋8~9丁目の一部

小林地区(土地区画整理事業)……小林3~5丁目の一部

(2)新市街地等の区域……宝塚市内では次の区域  
ラピスタ宝塚(都市計画法開発許可)……すみが丘2~3丁目

宝塚サングリーン(都市計画法開発許可)……山手台西1~2丁目、山手台東1丁目及び切畑字長尾山の一部

安倉南地区(土地区画整理事業)……安倉西4丁目の一部

高司地区(土地区画整理事業)……高司1~2丁目の一部

(3)災害復興(分譲)住宅

住宅供給公社、住宅・都市整備公団、民間事業者等が建設する分譲住宅のうち、適正な規模、価格の

住宅として、知事が認定したもの

5 利子補給金は、融資を受けた方が毎月金融機関へ支払った利息に対して、年2回に分けて後から支払われる